

平成18年度環境省予算（案）
主要新規事項等の概要

平成17年12月

環 境 省

平成18年度環境省予算（案）主要新規事項等の概要

事 項	平成18年度 予算額（案）	担当局（部）課（室）名	頁
1. 京都議定書の削減約束の達成と地球環境保全に向けたリーダーシップ			
ソーラー大作戦（一般会計・石油特会）	4,145	地球環境局地球温暖化対策課	1
(新) 京都メカニズムクレジット取得事業（一般会計・石油特会）	2,558	地球環境局地球温暖化対策課	7
(新) 業務用冷凍空調機器フロン回収強化対策推進費	34	地球環境局フロン等対策推進室	9
地球温暖化対策技術開発事業（競争的資金）（石油特会）	2,716	地球環境局地球温暖化対策課	10
温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業（新規分）（石油特会）	2,760	地球環境局地球温暖化対策課	12
温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業（一般会計・石油特会）	105	地球環境局地球温暖化対策課	14
地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業（石油特会）	3,000	地球環境局地球温暖化対策課	16
地球温暖化対策に係る次期枠組検討経費	31	地球環境局地球温暖化対策課	18
日米気候変動問題セミナー実施事業費	18	地球環境局地球温暖化対策課	20
アジア地域の主要排出国との気候変動問題セミナー実施事業費	12	地球環境局地球温暖化対策課	21
(新) 気候変動影響モニタリング・評価ネットワーク構築等経費	300	地球環境局研究調査室	23
(新) 北東アジアにおける環境管理基盤の構築	10	地球環境局環境協力室	25
(新) 東アジア酸性雨等環境管理に向けた枠組み構築事業費	20	地球環境局環境保全対策課	27
アジア太平洋環境開発フォーラムセカンドステージ（APFED）活動推進費	128	地球環境局総務課	29
漂流・漂着ゴミに係る国際的削減方策調査費	17	地球環境局環境保全対策課	30
3Rイニシアティブ国際推進費	103	廃棄物・リサイクル対策部企画課	32
世界の水環境保全のための国際的活動経費	125	水・大気環境局水環境課	34
黄砂対策推進費	27	地球環境局環境保全対策課	36
(新) 持続可能な森林経営に向けた国際的な行動規範等策定調査費	10	地球環境局環境保全対策課	37
2. 3Rの推進と不法投棄の撲滅			
(新) 容器包装に係る3R推進事業費	53	廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室	39
(新) 容器包装に係る3R推進広報事業費	56	廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室	40
(新) アジア太平洋地域における電気電子機器廃棄物適正管理事業	25	廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室	42
アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討	31	廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室	43
廃棄物処理等科学研究費補助金（競争的資金）	1,300	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	44
廃棄物処理施設整備費（公共）（循環型社会形成推進交付金等）	92,320	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、浄化槽推進室	47
浄化槽整備事業（公共）	13,679	廃棄物・リサイクル対策部浄化槽推進室	49
産業廃棄物処理業優良化推進事業費	56	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	50
電子マニフェスト普及促進事業費	98	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	52
(新) 低濃度PCB汚染物の適正処理実証調査事業	18	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	54
(新) クリアランス廃棄物管理システム整備費	32	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	56
3. 環境を軸とした豊かな経済社会の創出			
(新) 環境政策の超長期ビジョン策定	30	総合環境政策局総務課	57
環境と経済の好循環のまちモデル事業（一般会計・石油特会）	2,157	総合環境政策局環境計画課	59
(新) 環境統計等の環境データの整備利用推進費	27	総合環境政策局総務課	61
国等におけるグリーン購入推進経費	34	総合環境政策局環境経済課	63
(新) 環境に配慮した設備投資の普及促進事業	10	総合環境政策局環境経済課	65
(新) 企業の社会的責任（CSR）に基づく地域環境パートナーシップ促進事業	20	総合環境政策局民間活動支援室	67
環境技術実証モデル事業	249	総合環境政策局環境研究技術室	69
ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業	400	総合環境政策局環境研究技術室	71
環境技術開発等推進費（競争的資金）	881	総合環境政策局環境研究技術室	74
地球環境研究総合推進費（競争的資金）	3,256	地球環境局研究調査室	75
学校等工改修と環境教育モデル事業（一般会計・特別会計）	1,545	総合環境政策局環境教育推進室	77
国連持続可能な開発のための教育の10年促進事業	35	総合環境政策局環境教育推進室	79
(新) 環境体験学習人材育成支援事業	12	総合環境政策局環境教育推進室	81
我が家の環境大臣事業	100	総合環境政策局環境教育推進室	83

事 項	平成18年度 予算額(案)	担当局(部)課(室)名	頁
4. 生物多様性保全と自然との共生の推進			
(新) 知床世界自然遺産地域における保全・共生推進調査費	65	自然環境局自然環境計画課	85
(新) 知床世界遺産センター(仮称)整備事業費	35	自然環境局自然環境計画課	87
世界自然遺産地域保全対策費	17	自然環境局自然環境計画課	89
(新) 広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくり推進事業	16	自然環境局国立公園課	91
(新) 海域国立公園保全強化方策検討事業費	18	自然環境局国立公園課	93
自然公園等事業(公共)	12,150	自然環境局自然環境整備担当参事官室、 自然環境計画課	95
国立公園等管理体制強化費(アクティブ・レンジャー)	218	自然環境局総務課	97
国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業費	300	自然環境局国立公園課	99
山岳環境等浄化・安全対策緊急事業費補助	150	自然環境局国立公園課	101
エコツーリズム総合推進事業費	132	自然環境局自然ふれあい推進室	103
(新) 温泉資源の保護対策等に関する検討調査	9	自然環境局自然環境整備担当参事官室	105
特定外来生物防除等推進事業	350	自然環境局野生生物課	107
外来生物対策管理事業費	92	自然環境局野生生物課	109
(新) 国土生態系ネットワーク形成推進費	35	自然環境局自然環境計画課	111
自然再生活動推進費	51	自然環境局自然環境計画課	113
(新) 生物多様性国家戦略の見直し検討調査費	13	自然環境局自然環境計画課	115
広域分布型鳥獣保護管理対策事業	65	自然環境局鳥獣保護業務室	117
動物愛護管理推進費	112	自然環境局動物愛護管理室	119
(新) 希少野生動物野生順化特別事業費	35	自然環境局野生生物課	121
5. 安全・安心な生活の保全			
クールシティ推進事業	210	水・大気環境局大気生活環境室、水環境課、地下水・地盤環境室	123
(新) 使用過程車対策実証実験	20	水・大気環境局自動車環境対策課	125
オフロード特殊自動車排出ガス対策事業費	59	水・大気環境局自動車環境対策課	127
(新) 自動車の市街地走行騒音検討・調査	8	水・大気環境局環境管理技術室	129
アスベスト問題への総合的対策	1,300	環境部「リサイクル対策部」環境・不燃対策室、廃棄物対策課、水・大気環境局大気環境課、環境保健部企画課、保健業務室、総合環境政策局環境研究技術室	131
揮発性有機化合物(VOC)対策費	187	水・大気環境局大気環境課	133
(新) POPs条約に基づくダイオキシン類等非意図的生成物に係るBAT/BEP推進事業	29	水・大気環境局ダイオキシン対策室	135
水環境保全施策枠組み再構築事業	125	水・大気環境局水環境課、地下水・地盤環境室	137
(新) 流出水対策推進モデル計画策定調査	36	水・大気環境局水環境課	139
水環境保全活動の普及支援事業	27	水・大気環境局水環境課	141
(新) 油汚染等汚染土壌対策促進費	20	水・大気環境局土壌環境課	143
(新) 優良土壌環境事業普及促進費	15	水・大気環境局土壌環境課	145
(新) 官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム実施経費	38	環境保健部化学物質審査室	147
(新) 欧州新化学品規制(REACH)案調査検討費	26	環境保健部化学物質審査室	149
(新) 国際的観点からの有害金属対策戦略策定基礎調査	67	環境保健部環境安全課	151
(新) 一般廃棄物処理におけるROHS規制対象物質等対策調査	14	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	153
化学物質環境安全社会推進費	70	環境保健部環境安全課	154
花粉観測体制整備費	110	水・大気環境局大気環境課	156
総合的な水俣病対策の充実強化	2,752	環境保健部特殊疾病対策室、国立水俣病総合研究センター	158
局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査	555	環境保健部保健業務室	160
茨城県神栖市における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策に必要な経費	1,505	環境保健部環境リスク評価室	162
6. 国民のニーズ、地域の実情に応じた環境政策の展開			
地方事務所計上予算	5,609	大臣官房地方環境室	165
情報基盤の強化対策経費	1,410	大臣官房環境情報室、会計課	166
インターネット自然研究所バージョンアップ事業費	64	自然環境局自然環境計画課	167

ソーラー大作戦（一般会計・石油特会）

4,145百万円（2,800百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

世界に冠たる太陽光発電大国として、我が国が世界をリードする太陽光発電技術を生かしたCO₂削減対策を、家庭や地域で意味ある規模で実現するため、太陽光発電に係る新たなビジネスモデルの提示となる事業の実施を始め、あらゆる施策を大々的に展開する。

2. 事業計画

具体的施策として次の事業を主要な柱として展開する。

(1) 点在する潜在需要を掘り起こし、住宅に集団的に導入

ソーラー・マイレージクラブ事業（新規）

太陽光発電設備などを使ったエコライフを実践するために、種々の普及活動を実施し、住宅からのCO₂排出の削減に取り組む地域協議会等に、設備のメンテナンスや導入のための相談を行うソーラー・ヘルプデスク及び普及啓発活動の事業を委託し、地域ぐるみでのCO₂削減を支援する。

(2) 大規模宅地開発の機会を捉えて、面的に住宅等導入

街区まるごとCO₂20%削減事業（新規）

大規模宅地開発の機会をとらえて、太陽光発電等を導入した省CO₂住宅を街区全体に整備した「CO₂削減の街」を実現し、新たな宅地開発モデルを構築する。

(3) 地域で大規模・集中導入し、電力を共同利用するビジネスモデルを構築

メガワットソーラー共同利用モデル事業（新規）

地域で1MW級の大規模太陽光発電の施設を導入し、電力を地域の需要家が共同利用するビジネスモデルを構築する。

再生可能エネルギー高度導入モデル事業

太陽光発電を含む再生可能エネルギーを組み合わせるモデルとなるような高度なCO₂削減を地域全体で導入する。

(4) 自治体・学校への導入

地方公共団体率先対策導入事業

地方公共団体の施設において太陽光発電設備等の率先導入を図る。

学校エコ改修事業（拡充）

全国モデルとして小・中学校等において太陽光発電設備の導入を含むエコ改修事業を行い、校区ぐるみの環境教育を推進する。

(5) 太陽光発電の信用力・ブランド力を強化し、国民の支持を普遍化

国民運動を通じた普及啓発

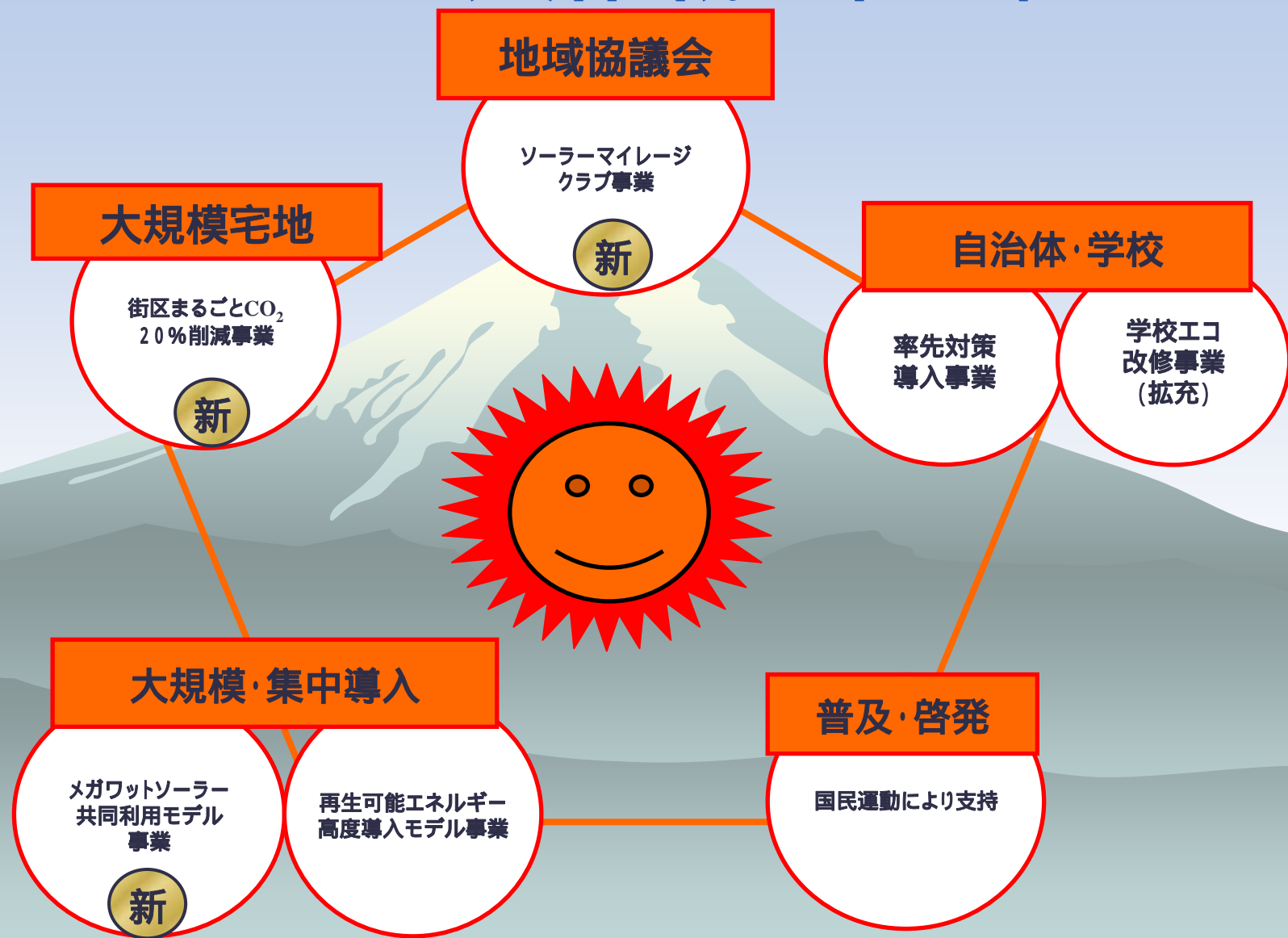
3 . 施策の効果

太陽光発電設備等の設置後の活用に焦点をあて、家庭における他の取組と組み合わせて、CO₂削減を顕在化。

太陽光発電の大規模・集中導入とその共同利用を組み合わせた新たなビジネスモデルの創出。

2010年に目標達成計画で導入を予定する482万kWの太陽光発電を確実なものとする。

ソーラー大作戦5本の柱



ソーラー・マイレージクラブ事業

情報整備事業

国

普及促進備事業
(地域全体でのCO2削減量に応じた応援)

民間団体

地域協議会

地域ぐるみの
CO2削減

ソーラー・マイレージ

ソーラーヘルプデスク

普及促進

地域協議会での取組情報
各ソーラーヘルプデスク
からの情報(メンテナンス、
設備活用)

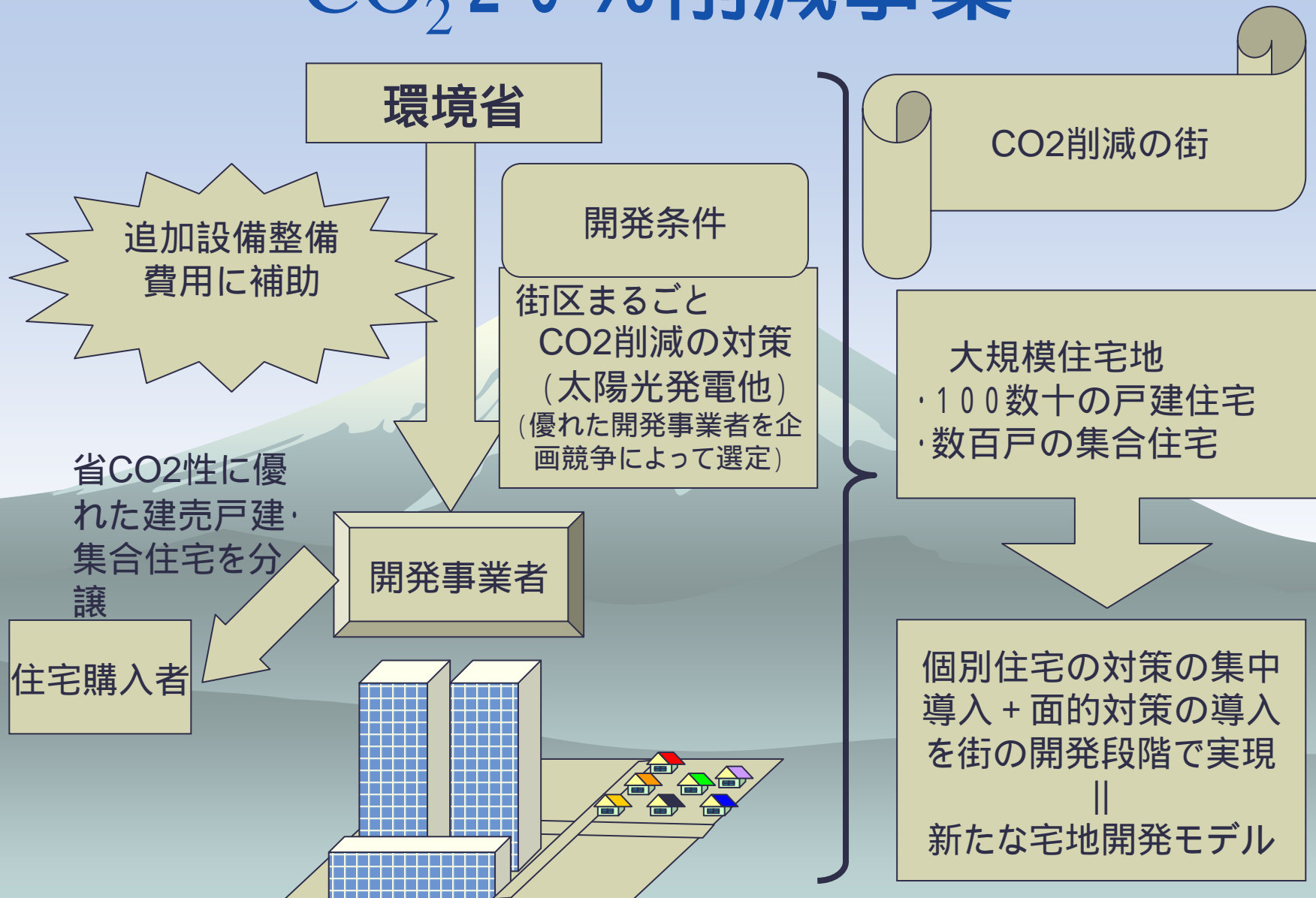
具体的なCO₂削減の例
「環の匠住宅」からのデータ

判りやすいCO2削減
のための情報

事業前

- ・会員の拡充
- ・PVの導入
- ・国民運動の
目安の実践

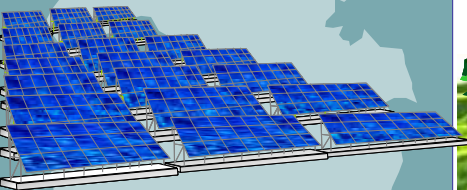
CO₂ 20%削減事業



メガワットソーラー共同利用推進事業

メガソーラー事業のシステム構築に関する技術開発

メガワットソーラー整備事業



1MWの太陽光発電システム
(1.5ha)

⇒ 東京ドーム25個分の森林相当
(120ha)

民間事業者
メガソーラー事業

様々な事業形態の事業化モデル
分散設置型
集中設置型

公的支援

環境省

・初期投資の助成

自治体

・優遇税制
・公共施設での電力利用
・遊休地の提供

公共施設

電力供与

協力単価

余剰売電

一般単価

電気事業者

(新) 京都メカニズムクレジット取得事業

(一般会計・石油特会)

2,558百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定)において、国内対策に最大限努力してもなお目標達成に不足すると見込まれる差分(1.6% = 5年間で約1億トンCO₂)については、京都メカニズムを活用して対応することとしている。

議定書の約束達成のためには、政府が京都メカニズムクレジットを取得することが必要。また、温暖化対策事業は、プロジェクトの立ち上げからクレジットの発生までに3~7年の長期間を要するほか、事業の発掘や投資には専門的知識を要する。

このため、2006年度から外部機関を活用して効率的に政府がクレジットを取得する制度を立ち上げることにする。

2. 事業計画

以下のような手法を適切に組み合わせてクレジットを取得する事業を政府外部の機関に委託する。

プロジェクト開始前にクレジット購入契約を締結する方式

事前のクレジット購入契約の対象とならなかったクレジットを市場を通じ調達する方式

グリーン投資スキーム(クレジット代金を環境対策に使うという条件で行う国際排出量取引)

こうした調達業務を適時適切に実施できるよう、8年間にわたる国庫債務負担行為を要求するとともに、毎年度予算において、クレジット代金の一部を前渡金として交付する。

3. 施策の効果

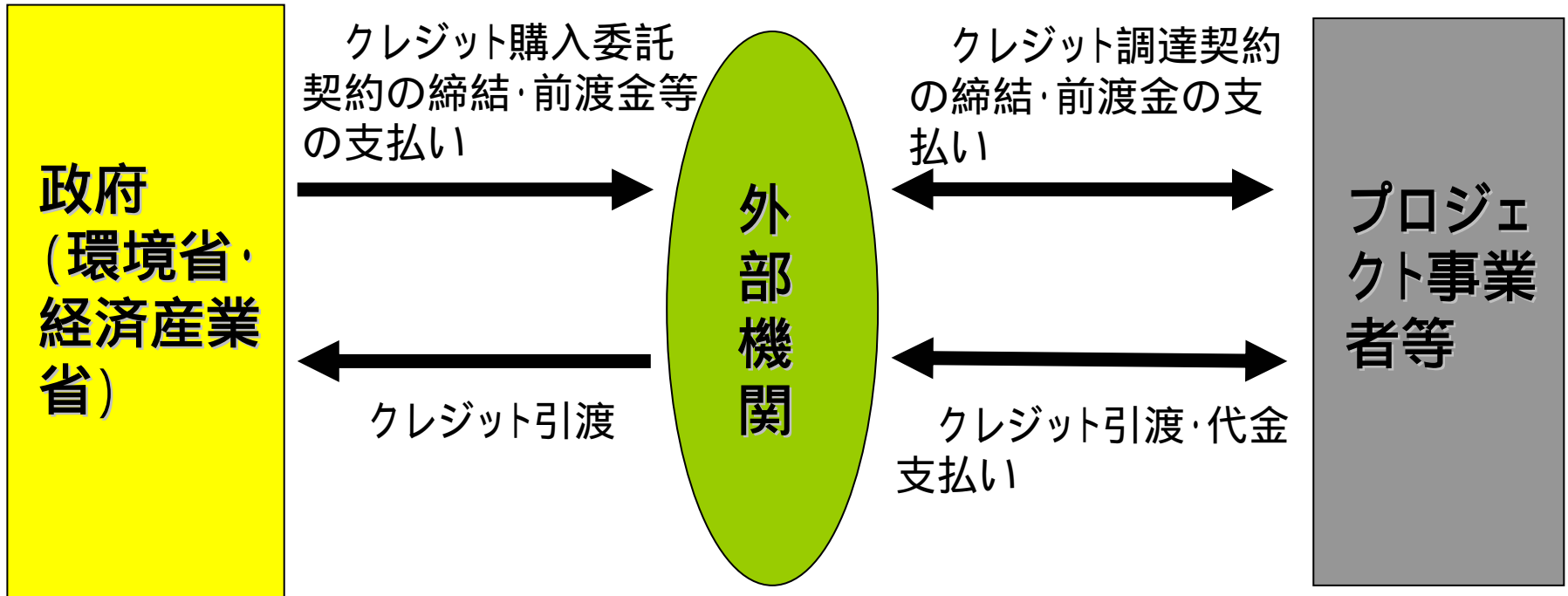
京都議定書目標達成計画において京都メカニズム活用量として予定している基準年排出量比1.6%分(総計1億tCO₂)のクレジットが取得でき、国内の温暖化対策を補完することができる。

地球規模での温暖化対策の促進と途上国等の持続可能な開発に貢献。

京都メカニズムクレジット調達制度の概要

政府(環境省・経済産業省)は、8年間にわたる国庫債務負担行為を要求するとともに、クレジット調達を政府外部の機関に委託。

外部機関は、国庫債務負担行為の枠内で費用効率的にクレジット購入契約を締結。その後、毎年クレジットが発生・引き渡されるごとに代金を支払う(一部前渡金あり)等の手法により、調達業務を実施。



(*) 2007年度以降は、クレジット取引の状況をみつつ、GISスキームによる取得や現物クレジット取得を行うことも視野に入れている。

(新) 業務用冷凍空調機器フロン回収強化対策推進費

34百万円(0百万円)

地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室

1. 事業の概要

フロン回収破壊法に基づく業務用冷凍空調機器からの冷媒フロンの回収率が約3割と低迷していること、また、京都議定書目標達成計画において平成20年度からの5年間平均で60%以上の回収率を目標としていることから、現行法の問題点に対応する追加的措置を導入するため、フロン回収破壊法の改正法案の平成18年通常国会への提出及び平成19年度中の施行を目指している。

上記改正法の適切な施行に向け、平成18年度中に必要な政省令改正・実施等に必要の調査・準備を行うとともに、新たに制度の対象となる事業者、都道府県をはじめとする関係者に対し、説明会の開催や事例集の作成・配布等により周知徹底を図る。

2. 事業計画

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1. 導入する措置の詳細設計			
2. 対象事業者の実態把握			
3. 対象事業者等に対する普及啓発			

3. 施策の効果

業務用冷凍空調機器の廃棄、取次、フロン回収に関わる主体の責任分担が明確となることにより、フロン回収率の向上が図られる。

京都議定書における温室効果ガスの排出削減目標の達成に寄与する。

オゾン層破壊物質の大気中への排出抑制により、オゾン層の保護・回復に資する。

地球温暖化対策技術開発事業（競争的資金）（石油特会）

2,716百万円（2,676百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

現在、我が国においては、京都議定書の6%削減約束の達成に向けて、温室効果ガス排出量を削減するための各種の対策技術の導入普及に取り組んでいるところであるが、依然として運輸部門・業務その他・家庭部門の温室効果ガス排出量は増加傾向にある。

このため、既存の対策技術に加え、新たな対策技術の開発・実用化・導入普及を進めていくことが必要不可欠であることから、基盤的な温暖化対策技術の開発について公募により選定した民間企業等に委託又は補助して行う。

2. 事業計画

以下の技術開発分野ごとに、基盤的な温暖化対策技術の開発について、優れた技術開発の実施に係る提案と実施体制を有する企業等を公募により選定し、委託又は補助して行う。

(1) 省エネ対策技術実用化開発

・LEDの低コスト化技術開発関係 等

(2) 再生可能エネルギー導入技術実用化開発

・小規模かつ高効率なバイオマスエネルギー転換技術関係

・水素・燃料電池社会の構築関係 等

(3) 都市再生環境モデル技術開発

（地域特性を踏まえた先導性・先見性が高い技術開発・実証）

・地域におけるエネルギーマネジメントシステムの構築関係 等

(4) 製品化技術開発

・製品化が十分に期待できる技術の開発・実証

委託・補助先：民間企業、公的研究機関、大学 等（公募により選定）

事業内容：基盤的な温暖化対策技術開発

3. 施策の効果

新たな温室効果ガス排出量削減対策技術の実用化が推進される。

地球温暖化対策技術開発事業

民間企業、公的研究機関等に以下の技術開発を委託・補助
委託・補助先は公募により選定

1. 省エネ対策技術開発実用化開発

「LEDの材料開発等低コスト化技術の開発」等の省エネ対策技術の実用化を目指した基盤的技術開発を行う。

2. 再生可能エネルギー導入技術実用化開発

「小規模かつ高効率なバイオマスエネルギー転換システムの開発」等再生可能エネルギーの導入技術の実用化を目指した基盤的技術開発を行う。

3. 都市再生環境モデル技術開発

「エリアエネルギーマネジメントシステム開発・実証」等の地域特性を踏まえた先導性・先見性が高い地球温暖化対策技術に係る技術開発・技術実証を行う。

4. 製品化技術開発(補助事業)

技術開発委託事業の成果等により製品化が十分に期待できる地球温暖化対策技術に係る技術開発・技術実証を行う。

委託事業

温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業（新規分） （石油特会）	2,760百万円（ - ）
---	---------------

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

国内排出量取引制度は、市場メカニズムを活用し、費用効果的かつ確実に排出削減を実現できるとともに、京都メカニズムとリンクすることにより京都メカニズムの活用に対する動機付けにもなるという特長を有する。

本補助は、自主参加型国内排出量取引制度を実施するためのもの。

自主参加型国内排出量取引制度は、設備補助 削減の約束 排出枠の取引 の3つをセットにすることにより、積極的に排出削減に取り組もうとする事業者を支援し、費用効果的かつ確実に削減を実現しようとするもの。

具体的な仕組みは以下のとおり。

- ・制度に参加する事業者は、一定量の排出削減を約束し、国内における省エネ・代エネによる温室効果ガス排出抑制設備導入への補助（補助率1/3）を受ける。補助採択に当たっては、費用効率性（補助額 / CO2削減量）を重視。
- ・参加事業者は平成18年度に設備を整備。平成19年4月に各事業者に取引可能な排出枠を交付（随時取引可能）。
- ・平成19年度終了後、参加事業者は平成19年度の実排出量を算定し、検証機関の検証を受ける。
- ・各事業者は、平成19年度の実排出量に応じた排出枠を提出（CDMクレジットも活用可能）。提出できない場合には補助金を返還。

2. 事業計画

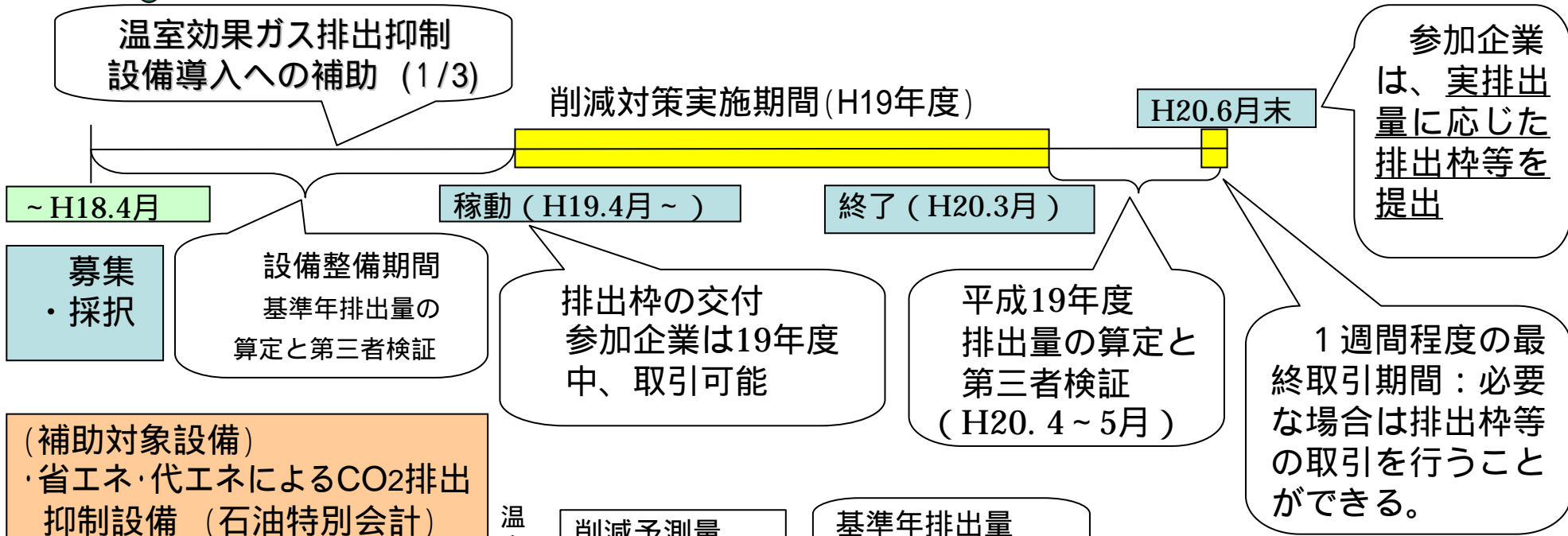
平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の公募採択（費用効率性を重視）、設備整備の実施 ・参加企業による基準年排出量の算定・検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加企業による温室効果ガス削減対策の実施 ・排出枠の交付と取引 	<ul style="list-style-type: none"> ・排出量の算定及び第三者機関による検証 ・目標達成に必要な場合、排出枠の最終取引 ・最終取引後なお実排出量に応じた排出枠を提出できない場合は補助金返還

- ・補助先 民間事業者
- ・補助率 1 / 3（原則1工場・事業場当たり2億円を上限）

3. 施策の効果

費用効果的かつ確実に追加的削減を実現
国内排出量取引制度に関する知見・経験の蓄積

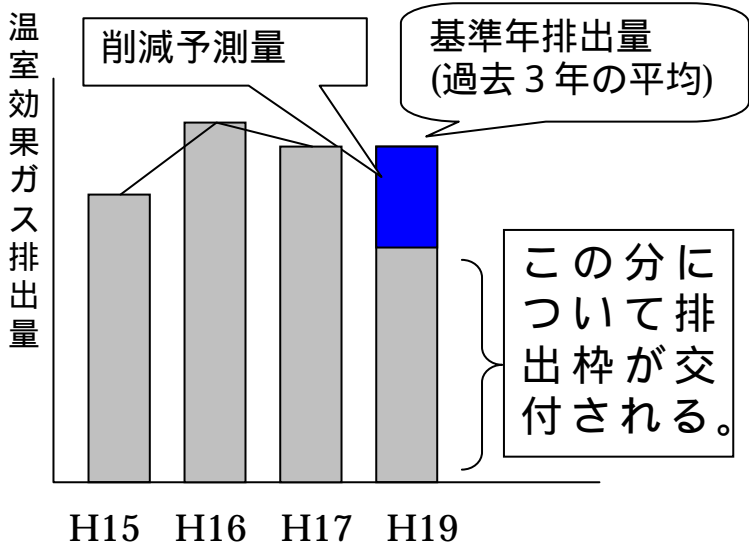
自主参加型国内排出量取引制度の概要



(補助対象設備)
 ・省エネ・代エネによるCO2排出抑制設備 (石油特別会計)
 ・予算総額: 2,760百万円

(設備補助申請の際必要な事項)
 ・排出削減予測量
 ・基準年排出量 (過去3年間の平均)
 参加は工場・事業場単位

政府が費用効率性を勘案して採択補助率 1 / 3



<ポイント>
 最終取引期間終了後、実排出量に応じた排出枠等を提出できない場合には、支払われた補助金を返還

他企業から購入した排出枠やCDMクレジットを使用することができる。

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業（一般会計・石油特会）
105百万円（99百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

1．事業の概要

地球温暖化対策推進法の一部改正により平成18年4月から導入される温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の着実な施行を図るため、平成19年度の第1回報告に向けた基盤整備を行う。

具体的には、報告義務内容、排出量の算定方法等の周知を図るための業種ごと・地域ごとの説明会の開催等を通じ、対象事業者による報告義務の遵守に結びつけるとともに、制度の試行を実施して排出量情報の伝達が適切に行われるかの検証、課題の検討を行う。

この他、対象事業者・非対象事業者における温室効果ガスの排出実態についての調査・情報収集や、排出量等の集計、公表等のシステムの維持管理等を行う。

2．事業計画

平成17年度	平成18年度	平成19年度
<ul style="list-style-type: none"> ・改正地球温暖化対策推進法の成立・公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の導入 ・対象事業者による算定の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業者による排出量の第1回報告 ・排出量の集計、公表等
<ul style="list-style-type: none"> ・政省令の整備 ・排出量の算定・報告、公表・開示のためのシステム等の開発 ・事業者への制度の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会の開催等を通じた報告義務履行の徹底 ・制度設計の検証 ・排出実態についての調査・情報収集等 ・公表・開示のためのシステムの管理 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・公表・開示のためのシステムの管理 等 ・引き続き事業者への制度の周知

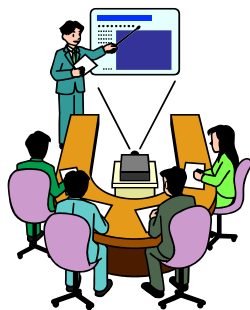
3．施策の効果

実効性のある制度運用を行うために必要な準備を行うことにより、本格運用開始後における報告情報の分析を通じた地球温暖化対策の立案・実行や評価・見直しに寄与するとともに、排出量等の情報の公表・開示を通じ国民・事業者の排出状況に対する理解、各主体における自主的な取組を行うインセンティブ・気運を高める。

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業

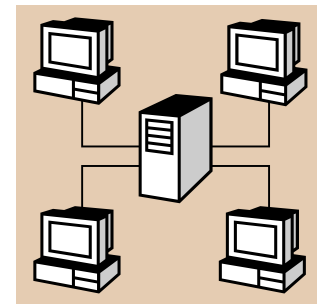
対象事業者による報告義務履行の徹底

説明会の開催やパンフレット・マニュアルの配布等により、報告義務の内容、算定方法等の周知徹底を図り、対象事業者による報告義務の遵守に結びつける。

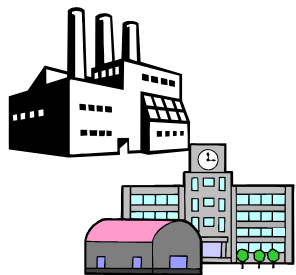


制度設計の検証

平成19年度の制度の本格稼働に向け、制度の試行を実施することにより、情報の適切な処理についての検証、課題の検討を行う。

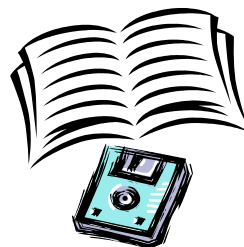


排出量の捕捉状況等調査



制度対象となる事業者の把握を的確に行うため、対象事業者及び非対象事業者における温室効果ガスの排出状況について実態把握のための調査・情報収集を行う。

システムの維持管理等



排出量等の集計、公表、開示用のシステムの管理・改良を適宜行う。また、制度内外の事業者を支援するため、「事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン(試案)」の改訂に係る検討を行う。

地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業（石油特会）

3,000百万円（3,000百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

地球温暖化への国民の関心には高いものがあり、国民の多くが京都議定書という言葉を知っている。しかしながら、その一方で、広範な行動参加までには至っていないのが現状であることから、温暖化防止の具体的な行動に結びつくよう広く国民運動を展開し、国民一人一人の意識改革を行っていくことが重要。

このため、6月の環境月間を中心に、経済界を始めとする各界各層と連携し、テレビ、新聞、ラジオ等を有機的に使い、温暖化の危機的状況の周知と具体的な温暖化防止行動の実践を促す集中キャンペーンを実施するもの。

平成18年度は、クール・ビズの定着、過剰包装の見直し、エコ製品の選択の実践を集中的にPRする。

2. 事業計画

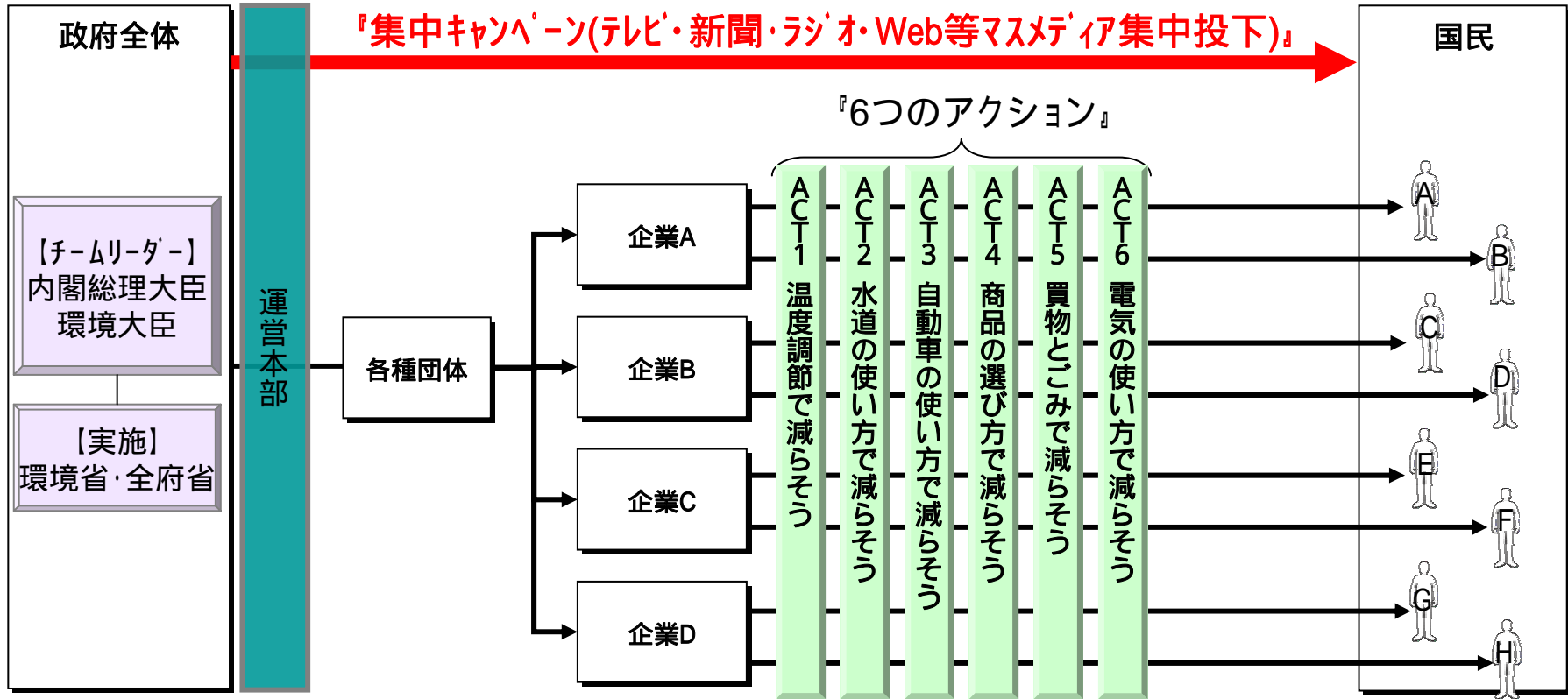
2005（平成17）年度より実施。2008年の京都議定書第1約束期間に向けて、国民のライフスタイル・ワークスタイルを脱温暖化型に変えることで、新たに20人に1人が温暖化防止行動の実践を開始することを目標とする。

3. 施策の効果

予算の集中投下及び企業等の連携により、集中キャンペーン中、テレビ・新聞・webサイト等で毎日地球温暖化情報を目にする程の徹底したPRが行われる。

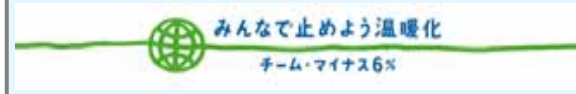
国民の20人に1人（約630万人）が新たに具体的な温暖化防止行動（6つのアクション）を実践することにより、年間約150万トンのCO₂削減につながる。

地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業



地球温暖化対策推進本部による政府全体での取組

統一ロゴマークを活用した多くの企業・団体との連携



政府による集中キャンペーン(6~8月マスメディア集中投下)

集中キャンペーンと連動した企業の自主プロモーション(連携CM・ホームページ等でのPR)

地球温暖化対策に係る次期枠組検討経費 31百万円(27百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

2013年以降の次期枠組みを、全ての国が参加する実効ある国際的な枠組みとすることを旨とし、各国における検討状況等の調査等を行いながら、次期枠組みの検討を進め、国際交渉の進展に積極的に貢献する。

特に、京都議定書発効後初のCOP11及びCOP/MOP1において将来の行動にかかる対話プロセスが開始することなどにより次期枠組みに係る検討が急速に本格化することから、我が国においてもさらにその検討を充実・加速させることが不可欠。

このため来年度は、今年度の成果を踏まえて事業内容を充実強化し、具体的な次期枠組みのオプションを視野に入れながら、各オプションの優劣の評価ができるよう、排出削減シナリオ毎の削減効果の検討等に新たに取り組む。また、その普及・実効性が課題となっている京都メカニズムの将来の在り方等についても新たに検討を加える。

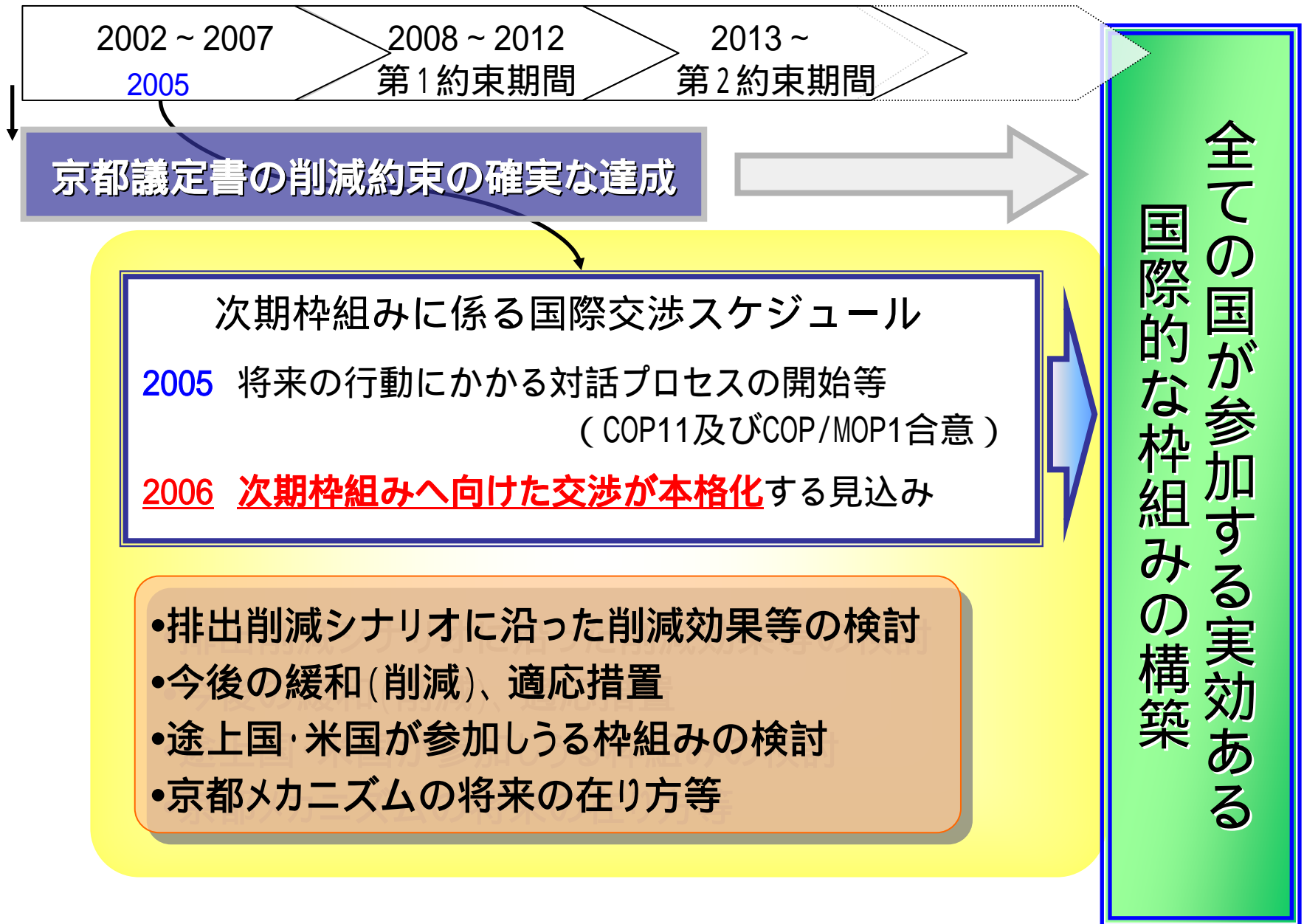
2. 事業計画

平成17年 (2005年)	平成18年 (2006年)	平成19年 (2007年)
・温室効果ガス排出削減シナリオの策定 ・気候変動の影響・適応策の検討	・排出削減シナリオに沿った削減効果等の検討 ・緩和策、適応策の検討 ・京都メカニズムの将来の在り方交渉の進展に応じた検討	同左 交渉の進展に応じた検討

3. 施策の効果

アジア太平洋諸国における、次期枠組みに対する共通理解の促進
次期枠組みの構築に関する国際交渉における我が国のリーダーシップの発揮

地球温暖化対策に係る次期枠組検討経費



日米気候変動問題セミナー実施事業費

18百万円(18百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

米国の京都議定書への復帰、次期枠組みに関する交渉への参画を促す基盤を築くため、多様なレベルにおける日米間のチャンネルを構築するもの。

具体的には、日米の政府機関、州、企業、シンクタンク等の専門家、研究者、担当者等からなるセミナーを開催するとともに、日米共通の政策課題について米側との共同プロジェクトを実施し、米国の前向きな姿勢を引き出す。

なお、COP11及びCOP/MOP1において米国を含む全ての国が参加する対話プロセスを開始することが合意された。

日米気候変動問題セミナーの議題例：

- ・ 日米双方の国内取組に関する情報・意見交換
- ・ 実効性ある地球温暖化対策に向けた共通認識の醸成
- ・ 米国における制度設計と京都議定書に基づく制度設計との整合性確保等

2. 事業計画

平成15年 (2003年)	平成16年 (2004年)	平成17年 (2005年)	平成18年～ (2006年)
・ セミナー の開催	・ セミナーの開催 ・ 共同プロジェクト の実施 米国大統領選挙	・ 継続 ・ 継続 第二約束期間の 交渉開始	・ 継続 ・ 継続 米国議会選挙

3. 施策の効果

多様なレベルにおける日米間のチャンネル構築を通じて、米国が京都議定書や次期枠組み作りの交渉などに参加するための基盤づくりを図るとともに、米国内の多様なレベルで進められている温暖化対策に関する情報を把握し、我が国における各種施策・対策の参考とする。

アジア地域の主要排出国との気候変動問題セミナー実施事業費

12百万円(12百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

今年2月に京都議定書が発効し、11月から12月にかけて開催されたCOP11及びCOP/MOP1では、途上国を含む全ての国が参加する対話プロセスや、京都議定書の見直しの準備開始等が合意された。また、G8グレンイーグルズサミット(7月6～8日)においては、地球温暖化対策について、G8と新興経済5か国とのパートナーシップを強化するための対話を推進することが合意された。これらを踏まえ、アジア地域の主要排出国との連携の大幅な強化を図るため、セミナー対象国を拡大するとともに、具体的な協力方策の検討を進めることにより、中国、インド等と日本との信頼関係を醸成するとともに、次期枠組み交渉に当たっての日本のリーダーシップを発揮する。

2. 事業計画

平成17年度 (2005年)	平成18年度～ (2006年)	平成19年度～ (2007年)
セミナー開催 ・排出量の現状及び将来 予測の把握 ・削減対策の検討	同左 交渉の進展に応じた検討	同左 交渉の進展に応じた検討

3. 施策の効果

中国、インド、インドネシア、韓国など、アジア地域における主要排出国との信頼の醸成

アジアの先進国として次期枠組み構築へ向けた具体的貢献を示すことで、次期枠組みに関する国際交渉において、リーダーシップを発揮

<事業のスキーム>

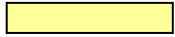
アジア地域の主要排出国とのセミナー開催を通して、中国、インド等と日本との信頼関係を醸成するとともに、本事業を通じ、今後の次期枠組み交渉に当たっての日本のリーダーシップを確立する。

<今後の対策の鍵をにぎるのは途上国>

特に、アジア地域は中国、インド等が今後も成長を続けるため、現在も大量に排出しているが、さらに伸びると見られており、対策の促進が必要。

凡例

議定書未批准



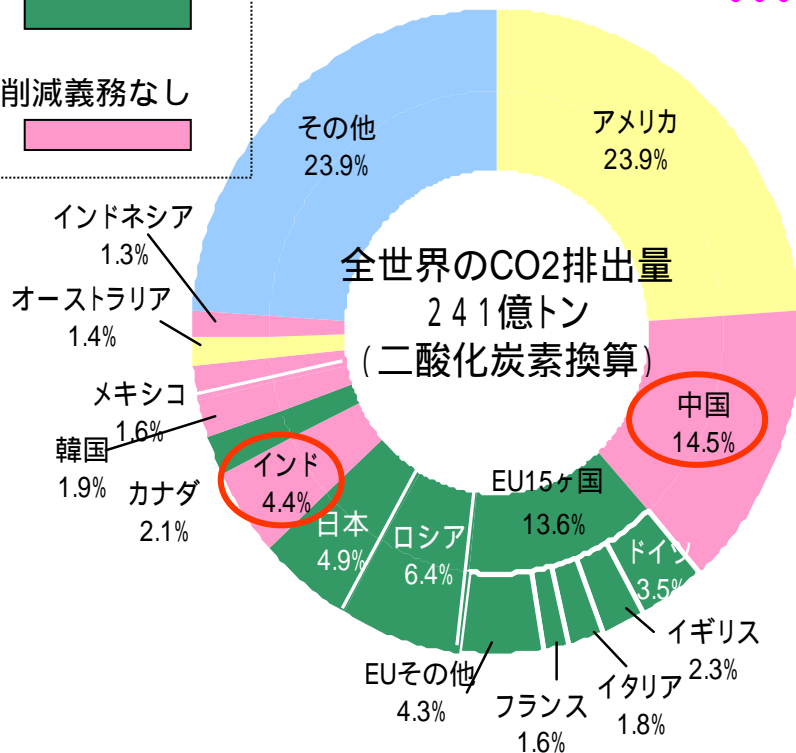
削減義務あり



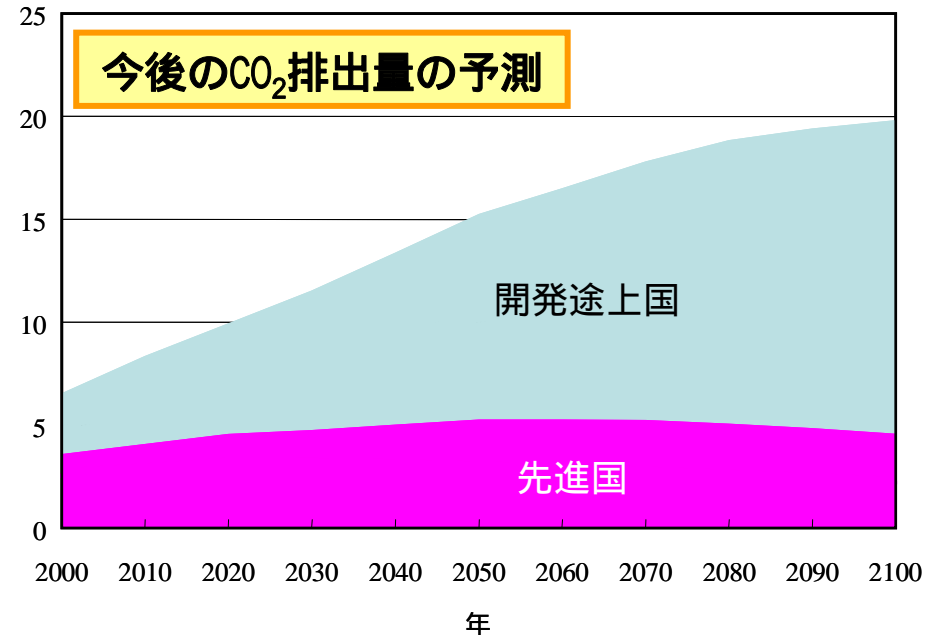
削減義務なし



国別排出量(2002年)



CO₂排出量(炭素換算10億トン)



(新) 気候変動影響モニタリング・評価ネットワーク構築等経費
300百万円(0百万円)

地球環境局総務課研究調査室

1. 事業の概要

地球温暖化が進行しつつあり、その悪影響が顕れ始めている。このような事態に賢明に対応し、被害を軽減するためには、環境の監視を強化し、対応し得る体制作りが必要である。このために、地球温暖化の影響の監視、評価、情報提供を行うシステムを関係府省・機関の連携の下、国内及びアジア太平洋地域レベルで構築する。なお、これは、気候変動国際交渉、地球観測サミット、総合科学技術会議意見具申、京都議定書目標達成計画、APFED、G8サミット等において、気候変動の影響を観測・監視によつて的確に把握し、その知見を対策に活かすべきと指摘されていることを踏まえた取組である。

2. 事業計画

(1) 気候変動影響監視評価センターの設置

地球温暖化分野に係る地球観測について、統合された観測を推進するため、関係府省・機関が参加する連携拠点を立ち上げ、事務局を設置する。

(2) 気候変動影響評価パートナーシップ推進事業

アジア太平洋地域を中心に、衛星データと地上観測データを組み合わせ、温暖化影響をその発現初期の段階で検出できる観測や気候変動影響予測等を推進する。

(3) 地球観測モニタリング推進体制支援型の設立(地球一括計上の特別枠)

連携拠点による実施計画に基づき、地球温暖化分野を中心に、関係府省が連携して体系的な地球観測事業を推進。

3. 施策の効果

- (1) 総合科学技術会議「地球観測の推進戦略」を踏まえ、国内の関係府省・機関が密接に連携しつつ、政策ニーズを踏まえた地球観測を、国際的な連携のもと統合的・効率的に推進する体制整備に貢献。
- (2) 地球温暖化影響に対して脆弱なアジア太平洋地域途上国におけるモニタリング・影響評価を推進することにより、途上国の取組に寄与し、気候変動対策に係る将来の国際枠組み構築にも貢献。
- (3) 地球温暖化に関する最新の観測データ、科学的知見を迅速かつ分かりやすく国民に提供し、地球温暖化問題の深刻さ、対策の必要性に関する国民の理解、意識の啓発と行動の喚起に貢献。

気候変動影響モニタリング・評価ネットワーク構築等事業

背景

地球温暖化の進行、影響の顕在化。それを受けた国内外の動き。

影響の顕在化



写真提供)名古屋大学
環境学研究科
雪氷圏変動研究室



出典)国連ミレニアム
エコシステムアセスメント報告書

国内

総合科学技術会議意見具申「地球観測の推進戦略」
本年8月に温暖化分野連携拠点の設置を3省庁共同で地球観測推進部会に提案、承認。

国際

・G8グレンイーグルスサミットで、日本政府の気候変動イニシアティブとして、途上国の温暖化対処能力の強化を目指した気候変動影響監視評価ネットワークの構築を提唱。
・GEOSS(全球地球観測システム)10年実施計画(H17.2)にも貢献

事業概要

気候変動影響監視評価センター設置

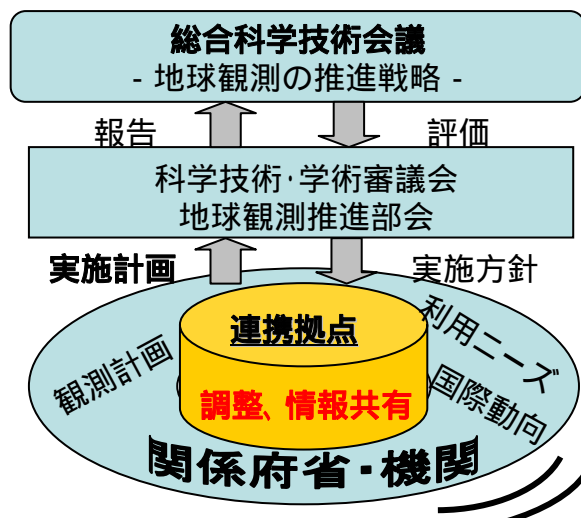
(1.6億円)

【温暖化分野連携拠点の事務局として】

- ・観測実施状況の把握、ニーズの集約、実施計画作成、実施状況報告
- ・連携促進のための情報分析、WG運営等

【温暖化分野観測の中核的役割を担うセンターとして】

- ・QA/QCなど観測基盤技術の形成
- ・科学的知見の国民への情報発信



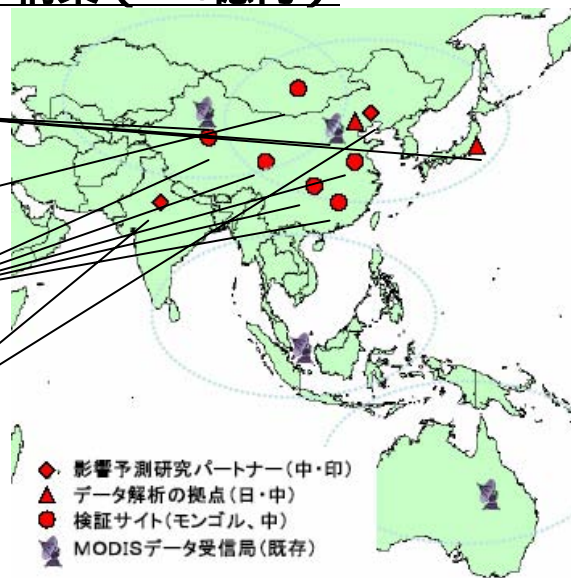
アジア太平洋地域でのパートナーシップ構築(1.4億円)

【温暖化影響早期観測網の構築】

- ・リモートセンシングデータによるアジア地域の植生、土地利用、氷雪被覆等のモニタリング
 - 温暖化最前線であるモンゴルでの凍土変動に関する観測、影響要因の解析
 - 黄河・長江流域での水収支等解析、農業生産・生態系への影響評価

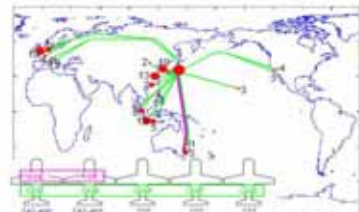
【最新気候シナリオによる気候変動影響予測】

- ・高分解能の最新気候シナリオをアジア太平洋地域に適用
- ・共同研究を通じ影響予測を推進



地球観測モニタリング推進体制支援型の設立 (地球一括計上の特別枠、3.3億円の内数)

- ・連携拠点による実施計画に基づき、関係府省が連携して体系的な地球観測事業を推進。



(新) 北東アジアにおける環境管理基盤の構築

10百万円(0百万円)

地球環境局環境保全対策課環境協力室

1. 事業の概要

平成16年12月に行われた第6回日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)で、TEMMの下に三カ国による作業部会(TEMM北東アジア地域環境管理作業部会)において北東アジアの環境管理の枠組みづくりに向けた検討を進めることが合意された。本事業では、ASEAN、NAFTA、EU等世界の他の地域の枠組みの事例を踏まえつつ、当地域に適した枠組みの在り方を検討し、作業部会に日本の知見として提供する。また、日中韓を中心とした北東アジア各国の具体的な環境管理上の課題や環境政策のレビューを共同で行い、各国の施策の向上を図るとともに、その課題についての地域協力を促進し、ひいては地域全体の環境管理レベルの向上を目指す。

2. 事業計画

TEMM北東アジア地域環境管理作業部会への日本の知見をインプット

- ・既存の多国間、二国間協力の調査、整理
- ・他地域の事例を参考としつつ、あり方の提言作成
地域各国の環境管理政策レビューと政策協議
- ・個別の課題に関する環境状況・政策レビュー
- ・北東アジア環境管理政策フォーラムの開催

3. 施策の効果

北東アジア地域の各国が共有している環境問題についての情報共有、問題解決に向けた政策対話、環境管理に必要な技術の交流などを通じて、北東アジア地域の環境の改善に寄与する。

東アジア地域における、国境を越えた地域レベルでの環境管理の仕組みの改善に向けた、基盤が形成される。

北東アジア地域の環境管理

日中韓の取組

作業部会へのインプット

- ・既存の北東アジアの国際協力
- ・他地域の好事例の反映方法
- ・目指すべきあり方

各国政策レビューと政策協議

- ・各国政策レビュー
- ・課題別協力体制強化の検討
- ・フォーラム開催（啓発、ネットワーク強化）

モンゴル

ロシア

北朝鮮

日本

韓国

中国

TEM M 北東アジア地域環境管理作業部会

地域の環境管理のあり方と、これに向けた
TEM M プロジェクトの推進方法を提言

日中韓三カ国
環境大臣会合
(TEM M)

TEM M
プロジェクト

将来の北東アジア地域の環境管理の枠組み構築に向けた取組の推進

- ・分野別地域協力の発展
- ・各国関連政策の発展

(新) 東アジア酸性雨等環境管理に向けた枠組み構築事業費

20百万円(0百万円)

地球環境局環境保全対策課

1. 事業の概要

本年7月の中央環境審議会答申において、国際環境協力の今後の展開に関しては、我が国が東アジアの環境管理の仕組みの改善に重点を置いて、リーダーシップを発揮すべきとの方向性が示された。このためには、まず、東アジア地域共通の懸念事項である酸性雨等の越境大気汚染問題に対して、東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)等、既に積極的に進められている活動を基盤として、先導的に環境管理の枠組みを構築することが有意義である。

EANETについては、本年11月に新潟で開催される政府間会合において、設立の法的基盤の強化(地域協定化)を目指した検討の開始と、中期的な取組に関する計画について合意した。

このため、来年度からは、協定化等の枠組み強化の検討を促進するため、協定化へ向けた戦略検討や、協定化に向けたより体系的な活動の展開を進める。

2. 事業計画

EANET協定化等については参加国間の様々な意見があることから、関係国からなる議論をリードするグループを設置し、戦略の検討及び議論促進を図る。また、各国からの排出量把握及びその影響の把握及び推定について、各国協働で取り組むことにより、協定化の必要性を示す知見を共有し、かつ、作業の協働実施により、各国の環境管理向上に資する。

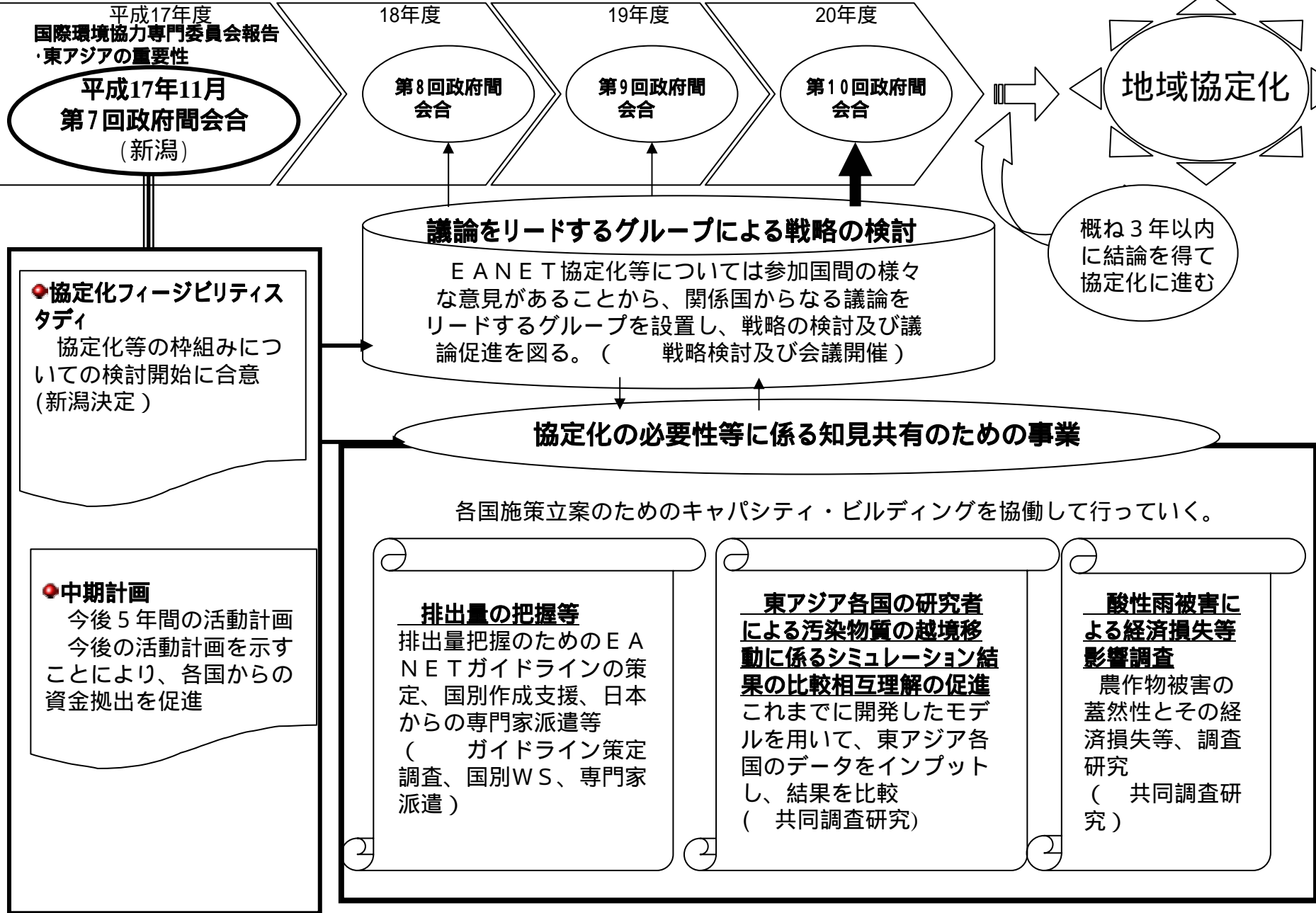
	H18	H19	H20	協定
議論をリードするグループの形成と戦略検討	—————			定
協定化の必要性等に係る知見共有事業 ～各国環境管理能力向上にも資する	—————			化
排出量把握・精度向上等技術指導 東アジア各国の 研究者による汚染物質の越境移動に係るシミュレーション 結果の比較 経済損失等の影響に関する共同研究	—————			交渉

3. 施策の効果

酸性雨等への各国の対応を改善することにより、東アジア地域における環境管理能力の向上に寄与することが期待できる。

東アジア酸性雨等環境管理に向けた枠組構築

新規予算要求
拠出金等対応



アジア太平洋環境開発フォーラムセカンドステージ（APFED）活動推進費	128百万円（128百万円）
-------------------------------------	----------------

地球環境局総務課

1．事業の概要

アジア太平洋地域のより衡平で持続可能な開発モデルを提示することを目的に設立されたアジア太平洋環境開発フォーラム（APFED）は、橋本龍太郎議長の下、各国の有識者による議論を行い、2004年末に、100を超す具体的提言等からなるAPFED最終報告書や、提言実践の為の枠組等を取りまとめ、その成果は2005年3月に開催されたアジア太平洋環境と開発に関する閣僚会議等において高い評価を受けた。

この最終報告書等の取りまとめを受け、APFEDの第二段階の活動（APFED）として、持続可能な開発に関する知識や経験をアジア太平洋地域の様々な主体と共有するための「各界関係者交流メカニズム」、及び、持続可能な開発に関する政策や事業の成功例 / 失敗例についての情報収集や共同研究を行う「持続可能な開発知識イニシアティブ」の準備を進めているところ。

更に、地域内の各国・各主体で実施される持続可能な開発に向けた取組を支援するため、提言実践のための枠組みの一つである持続可能な開発の革新的アイデアの試験的实施 / 検証に向けた取組として、国際連合環境計画アジア太平洋地域事務所拠出金（別途予算）を用いて「持続可能な開発の為の革新的な取組ショーケース」促進事業を実施する。

2．事業計画

平成17年度より「各界関係者交流メカニズム」、「持続可能な開発知識イニシアティブ」の実施に向けた準備を進めているところ。

平成18年度からは、更に「持続可能な開発の為の革新的な取組ショーケース」の促進事業を進める。

3．施策の効果

アジア太平洋地域の様々な主体による、この地域に相応しい持続可能な開発の実現に向けた取組を促進する。またこれにより我が国のアジア太平洋地域における環境保全に関する国際協力の推進に貢献する。

漂流・漂着ゴミに係る国際的削減方策調査費

17百万円（19百万円）

地球環境局環境保全対策課

1. 事業の概要

漂流・漂着ゴミは、海浜景観を損なうだけでなく、海洋環境の保全の面からも国際的に問題視されている。我が国の海岸にも日本海側を中心として外国から漂着したゴミが見られるが、この問題へ対応していくには、近隣諸国や国連環境計画等と協調した取組を行っていくことが必要不可欠である。

このため漂流・漂着ゴミの削減に向けた国際的な協力関係を構築することを目的として、以下の調査等を実施する。

(1) 漂着ゴミの実態調査

我が国海岸への海外からの漂着ゴミの実態調査を行う。

(2) 漂流・漂着ゴミの予測手法検討

ゴミの漂流ルート等を推定するシミュレーションモデルを構築する。

(3) 漂流・漂着ゴミ問題に関するホームページコンテンツ及びリーフレットの作成

現状の問題等を紹介し、国民及び近隣諸国への啓発を図る。

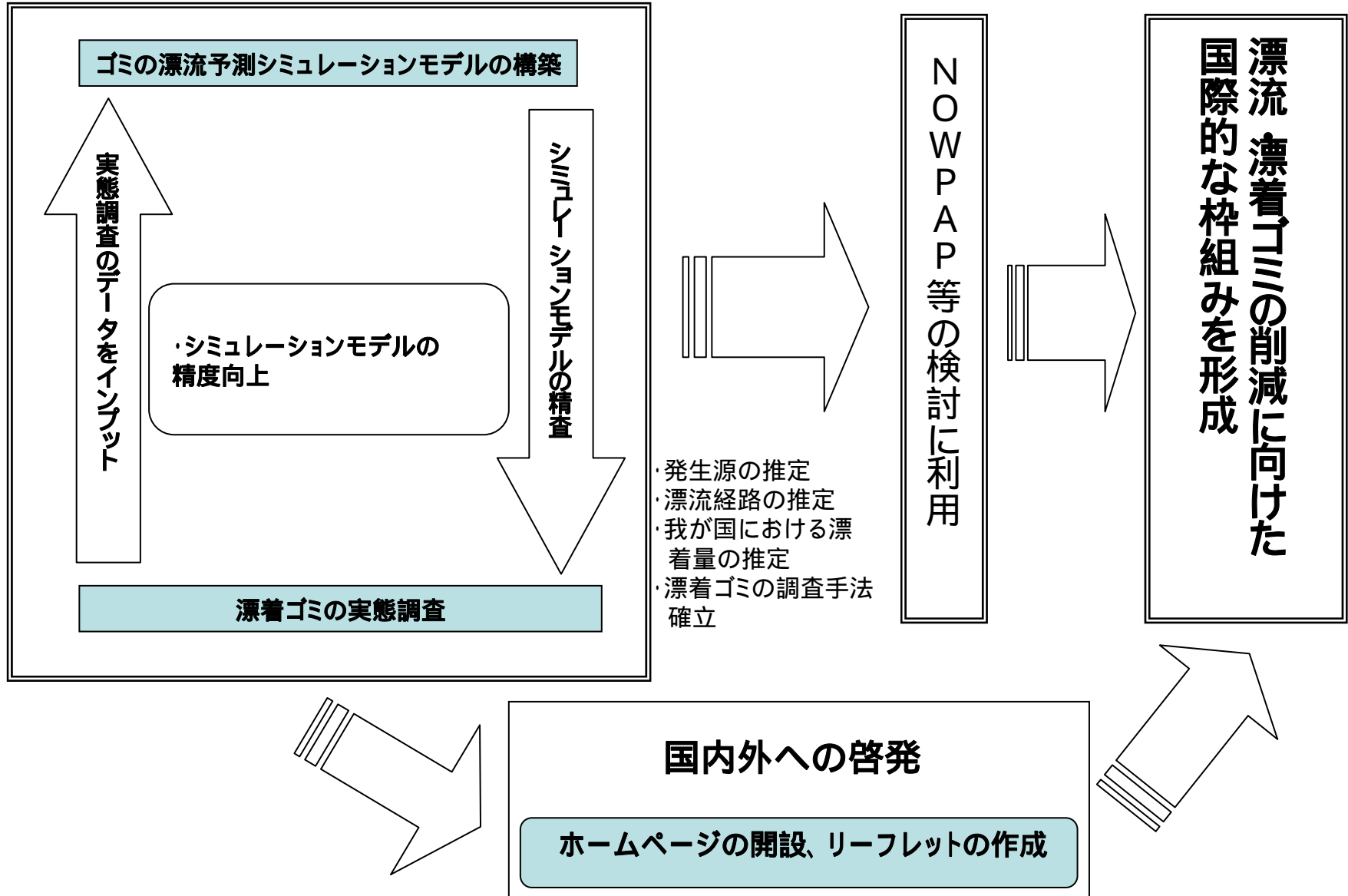
2. 事業計画

検討事項	17年度	18年度	19年度
漂着ゴミの実態調査			
漂流・漂着ゴミの予測手法検討			
ホームページコンテンツ、リーフレットの作成			

3. 施策の効果

漂流・漂着ゴミに関する関係国間の共通認識が形成され、削減に向けた国際的な協力関係が構築される。

漂流・漂着ゴミに係る国際的削減方策調査費



3 R イニシアティブ国際推進費

103百万円(68百万円)

廃棄物・リサイクル対策部 企画課

1. 事業の概要

- ・アジア各国との3 R 推進のための計画/ビジョン策定支援
アジア各国の行政担当者との政策対話を通じて、3 R 推進のための計画/ビジョンの策定を支援あるいは協力
- ・3 R に関する技術移転
アジア各国の行政官・技術者を対象に3 R 技術に関する能力向上を目的として教材等を作成し、3 R 技術を普及
- ・アジア資源循環研究推進事業
静脈物流(マクロ、ミクロ)の実態把握
「東アジア循環社会研究ネットワーク(仮称)」を構築

2. 事業計画

	17	18	19	20	21
	事前調査	政策対話	計画策定	3ヶ国の事業を3グループに分けて実施	
	技術ニーズの把握		データベースの管理		
	研修用資料の作成				
	データベース作成				
	静脈物流(マクロ、ミクロ)の実態把握				
	研究交流ワークショップの開催				

3. 施策の効果

- アジア地域における3 R の推進
- アジア各国で3 R 政策を担える人材の増加
- 3 R に関する国際的な研究の推進による科学的基盤の強化
- 政策担当者レベル、研究者レベルでのアジア各国間の連携の強化

3Rイニシアティブの国際展開

3R推進の課題

各国の実情に対応した3Rの推進

先進国と開発途上国との協力

国、自治体、企業、NGO、研究機関等関係者の協力

3Rに関する研究・科学技術の推進

国際流通における障壁の低減、適正処分

課題克服の アプローチ

計画策定支援
担当者の能力強化

3R技術の移転

担当者の交流、
対話の場づくり

研究ネットワーク
の構築

廃棄物の管理
ルールの策定

具体的な事業内容

3Rイニシアティブ
国際推進事業

- ・アジア各国の3R推進のための国家計画策定支援
- ・3Rに関する技術移転
- ・アジア資源循環研究推進事業

科学研究費補助金における3Rイニシアティブ特別枠の新設（廃対課）

アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討（適正室）

世界の水環境保全のための国際的活動経費 1 2 5 百万円（ 9 1 百万円）

水・大気環境局水環境課

1．事業の概要

世界の水環境については、近年各地で、急激な人口増加ともあいまって量の不足、水質汚濁、水辺の生態系の変化など様々な問題が顕在化している。これらの水を巡る問題を解決し、世界の水環境を適正に保全していくために、各国の対策や日本等の援助策の実効が挙がるよう、各国の水環境管理施策の向上を支援することが必要である。

本事業は、上記の課題への対応として、「アジア水環境パートナーシップ事業」：水質モニタリングや汚濁防止技術などの情報を収集整理し、関係諸国が共有可能なデータベースを構築、「世界水フォーラム」などの世界の水問題に関する国際会議における、日本の取組や「アジア水環境パートナーシップ事業」の取組の積極的な情報発信、世界の水環境保全における日本の今後の取組の方向についての検討を行っているものである。

さらに、平成 1 8 年度から新たに、「水質汚濁等問題解決に向けた調査等支援事業」：水質汚濁や工場などの破損に伴う水質事故等、水環境に係る問題が顕在化している国について、水質など現地調査等による概括調査を実施し、課題の要因分析及び改善・対処方策を検討する。また、これまでの我が国による取組事例の紹介を通じ、我が国及び対象国における行政、民間事業者、N G O や住民等関係者間の対話を推進するためのシンポジウムを開催する。

2．事業計画

- | | |
|---|-----------------------|
| (1) アジア水環境パートナーシップ事業 | 平成 1 6 ~ 2 0 年度 |
| (2) 「世界水フォーラム」などの国際会議における水環境保全活動の情報発信 | 平成 1 7 ~ 2 0 年度 |
| (3) 世界の水環境保全のための調査研究 | 平成 1 7 ~ 2 0 年度 |
| (4) 水質汚濁等問題解決に向けた調査等支援事業 | 新規
平成 1 8 ~ 2 0 年度 |

3．施策の効果

アジア地域をはじめとする世界各国の水環境管理施策が向上することにより、世界の水環境が適正に保全される。

「世界の水環境保全のための国際的活動」の概要

世界の水環境については、近年各地で、急激な人口増加ともあいまって量の不足、水質汚濁、水辺の生態系の変化など様々な問題が顕在化している。

水は、命を養う最も基本的な生活基盤であるが、世界では、清潔な水を得ることができない人々がむしろ増えている状況。21世紀に国際社会が取り組むべき重要課題として捉えられ、「21世紀は水の世紀」といわれている。

世界の水環境を適正に保全していくために、日本（環境省）が、各国の対策や日本等の援助策の実効が挙がるよう、各国の水環境管理施策の向上を支援することが必要

- ・水環境対策の最先進国として、経験と技術を多くの地域に最大限伝えていくことが日本の使命
- ・地域の水問題は地球環境全体の問題でもあり、日本は国際社会に責任を有する国として、現に世界各地で起こっている水問題の解決の支援に積極的に取り組む。

- (1) アジア水環境パートナーシップ事業
アジアモンスーン地域を対象として、水質モニタリングや汚濁防止技術などの情報を収集整理し関係諸国が共有可能なデータベースを構築する。
- (2) 水環境保全活動の情報発信
「世界水フォーラム」、「国連・水と衛生に関する諮問委員会」など世界の水問題に関する国際会議やそのフォローアップ会合において、日本の取組や「アジア水環境パートナーシップ事業」の取組を積極的に情報発信する。
- (3) 世界の水環境保全のための調査研究
世界の水環境保全における日本の今後の取組の方向についての検討として、世界の水環境問題の課題の整理や行動面・財政面での支援のあり方などについての調査研究を行う。
- (4) 水質汚濁等問題解決に向けた調査等支援事業（18年度から新規）
水質汚濁や工場などの破損に伴う水質事故等、水環境に係る問題が顕在化している国について、水質など現地調査等による概括調査を実施し、課題の要因分析及び改善・対処方策を検討する。また、これまでの我が国による取組事例の紹介を通じ、我が国及び対象国における行政、民間事業者、NGOや住民等関係者間の対話を推進するためのシンポジウムを開催する。

地球環境局環境保全対策課

1. 事業の概要

近年、中国を始め、韓国、日本でも被害が急激に拡大している黄砂は、日本、韓国、中国及びモンゴルの共通関心事項である。現在、これら4か国及びUNEP等の国際機関によって「アジア開発銀行(ADB)-地球環境ファシリテイ(GEF)黄砂対策プロジェクト」が実施されており、モニタリングネットワークが構築・運営されるとともに、今後、実際に、中国・モンゴル国境で黄砂に関する発生源対策の各種技術を施工し、その効果を把握する実証プロジェクトの実施が予定されている。

このような背景の下、以下の事業を実施する。

ライダー装置(レーザー光線により上空の黄砂の分布をリアルタイムで観測する装置)による国内での黄砂モニタリングネットワークの整備、運営

国際黄砂モニタリングネットワークの確立

ライダーネットワークで得られたデータを、日本、韓国、中国、モンゴルの4か国で検証・交換を行うスキームについて、国際ワークショップ等を開催して検討

2. 事業計画

項目	15・16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
国内ライダー装置設置						
ネットワークの確立						
技術評価・適用性検討						

3. 施策の効果

国際的な連携に基づいて、発生源対策地域における効果的な対策の実証が行われるよう措置する。実証地点の当該国が実証結果を他地域にも応用することにより、黄砂に関する発生源対策に資することが期待される。

(新) 持続可能な森林経営に向けた国際的な行動規範等策定調査費

10百万円(0百万円)

地球環境局環境保全対策課

1. 事業の概要

1992年の地球サミットの森林原則声明で「持続可能な森林経営(SFM)」の理念が打ち出された。本年5月の第5回国連森林フォーラム会合(UNFF)において、SFMを促進するための森林に関する国際的な法的枠組み(森林条約)の総括的検討がなされたが、条約交渉開始の合意が得られなかった。これは、合意の基礎となるSFMの不可欠かつ最低限の要素(最低基準、ミニマムスタンダード)について各国のコンセンサスが得られなかったことが一つの原因となっている。

このため、SFMの環境的な側面からの最低基準を検討するとともに、自主的に取り組むべき事項をまとめた「行動規範」を検討し、UNFF等における森林条約や行動規範等具体的行動の推進に関する議論に活用・貢献する。

なお、本年のG8サミットのコミュニケに、違法伐採対策の推進が盛り込まれた。これを受け、今後は木材の合法性や、SFMの証明方法、各国における違法伐採対策の進捗状況の評価と経験の共有が課題となっている。SFMの最低基準や行動規範の検討を行う本調査の成果は、違法伐採対策にも活用できる。

2. 事業計画

	H18	H19	H20
(1) SFMの基準・指標の調査 国際機関・森林認証等調査		→	
(2) 行動規範の検討 他の国際的・各国の行動規範調査 国際的に合意可能な行動規範の検討			→
(3) 国際的な法的枠組み構築のための提案 受け入れ可能な基準・指標、行動規範 について合意形成、まとめる			→
UNFF会合日程	UNFF(6)、7	アジア地域会合	UNFF8

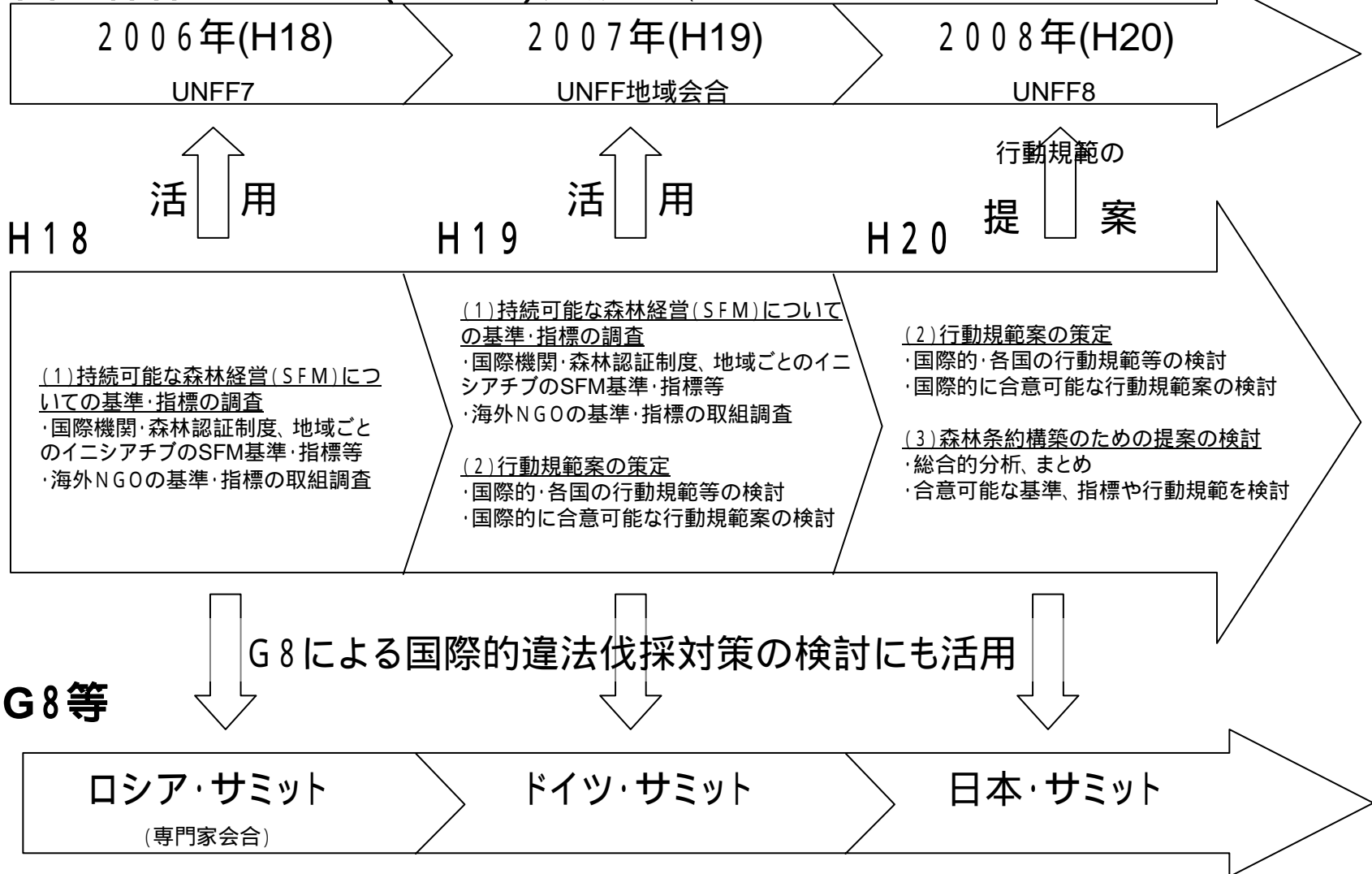
3. 施策の効果

SFMの最低水準、各国における具体的取組を促進するための「行動規範」を提案することにより、UNFF等における世界の森林保全のための国際的な法的枠組み作りやSFMの具体的行動の促進の議論に貢献する。また、G8における国際的な違法伐採対策の取組にも貢献する。

持続可能な森林経営に向けた国際的な行動規範等策定調査

国連森林フォーラム (UNFF) 継続

(UNFF6は2006年2月開催予定)



廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 事業の概要

現行容器包装リサイクル法は、施行後10年の間に、最終処分量抑制等に一定の効果を上げてきた。しかし、最終処分場のひっ迫は依然として深刻であるとともに、発生抑制・再使用が進んでいない等の課題も指摘されており、現在、中央環境審議会において見直しに向けた審議を行っている。

本事業は、同法の改正を契機に、国、自治体、事業者、国民の各主体が今まで以上に連携・協働することを目指し、各種関連施策を集中的に実施することにより、改正容器包装リサイクル法の効果を最大限に引き出すことで、容器包装廃棄物の3Rをさらに推進することを目的とする。

具体的には、各主体の先進的な取組に対する表彰制度の創設や自主協定の促進及び容器包装リサイクル法の適切な実施に係る取組等を行うものである。

2. 事業計画

容器包装廃棄物の3R促進に係る表彰事業(平成18年度～)

- ・もったいないふるしき運動等容器包装削減優良事例表彰制度の創設
- ・優良小売店及び容器包装製造事業者等評価制度の創設

地域における容器包装廃棄物のリデュース・リサイクル推進モデル事業
(平成18年度～)

- ・特定の地区における自主協定・自主的取組によるレジ袋等の容器包装廃棄物の削減や3Rの推進を先進的に進めるモデル事業の実施

容器包装リサイクル法施行に係る適正化推進事業(平成18年度)

- ・ただ乗り事業者対策
- ・制度改正に係る情報提供

3. 施策の効果

容器包装廃棄物のリデュース・リユースが促進され、一般廃棄物の排出量の減少にも資することが期待される。

レジ袋に係る施策の推進や具体的な負担による行動の変革を促す措置により消費者の意識向上が期待できる。

調査等で把握した自治体や事業者の先進的取組を、他の自治体や事業者に水平展開することで、全体的に取組の底上げを図ることが期待される。

(新)容器包装に係る 3 R 推進広報事業費

56 百万円 (0 百万円)

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 事業の概要

現行容り法は、リサイクルの推進、最終処分量の抑制等に一定の成果を上げているものの、国民の意識向上と行動の変革等が課題として残されている。

よって、法改正のタイミングを捉えて、制度改正に係る各種施策と連動し、強力な広報事業を集中的に実施することにより、改正容器包装リサイクル法の効果を最大限に引き出すことを目指す。

2. 事業計画(平成18年度)

10月の3R推進月間に、レジ袋の発生抑制施策や表示制度等の普及啓発キャンペーンを、児童生徒、若者、主婦、高齢者、事業者等国民各層に対し、様々な広報媒体を活用して集中的に実施することにより、取組を浸透させる。

容器包装廃棄物の3R促進に係る表彰制度の実施に際し、表彰制度及び表彰対象者等を各種メディアを活用して国民各層に広く周知する。

ただ乗り事業者に対する周知の効果が特に大きいと考えられる新聞等の各種メディアを活用し、ただ乗り事業者に対して、制度趣旨の周知徹底と義務履行、説明会への参加等を呼びかける。

3. 施策の効果

改正容り法及び関連施策の国民各層への浸透が期待できる。

各主体への環境教育・普及啓発の徹底による意識向上と容器包装廃棄物の3R推進に向けた積極的な取組の一層の推進が期待できる。

再商品化義務を履行しない特定事業者(ただ乗り事業者)の減少に資する。

容器包装に係る 3 R (リデュース・リユース・リサイクル) の推進

容器包装リサイクル法の見直しによる発生抑制・再使用の推進策

レジ袋等無料配布される容器包装に対する対策

事業者によるリデュース・リユースに向けた自主的取組の促進



容器包装に係る 3 R 推進事業

もったいないふるしき・もったいないバッグ運動等の優良事例の表彰

優良小売店・容器包装製造事業者の評価制度の創設

自主協定等による自治体・事業者・消費者が連携・協働した 3 R 推進のモデル事業
法改正のタイミングを捉えての P R キャンペーン

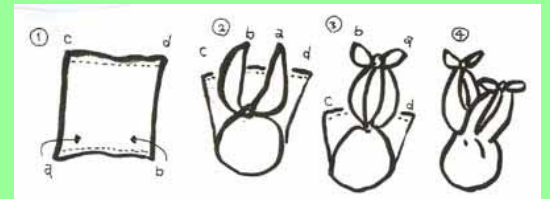
期待される効果

「もったいないふるしき」や「もったいないバッグ」の普及による消費者の行動変革・意識向上

改正容器包装リサイクル法及び関連施策の浸透によるリデュース・リユースの促進、一般廃棄物の排出量の減少

自治体・事業者の先進的取組の水平展開による、自治体・事業者全体のボトムアップ

国・自治体・事業者・国民・NPO等すべての関係者の連携・協働による循環型社会の構築



(新) アジア太平洋地域における電気電子機器廃棄物適正管理事業
25百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の概要

アジア太平洋地域におけるe-waste(電気電子機器廃棄物)の量の急増に伴い、環境及び健康に及ぼす悪影響が懸念されており、バーゼル条約締約国会合や3Rイニシアティブ閣僚会合においてもe-waste対策の必要性が確認されたところである。

このため、バーゼル条約事務局では、アジア太平洋地域におけるe-wasteの最小限化、資源の有効再利用及び環境上適正な処理を確実にすることを目的としたプロジェクトを計画している。

中古利用目的も含む相当数の電子電気機器を途上国向けに輸出している我が国としては、当事国としてe-waste問題に取り組む必要がある、多数国に関わる問題であることから、国際機関であるバーゼル条約事務局と協力してe-waste対策を推進することが妥当である。

当該プロジェクトのうち、e-wasteに係る現状把握、地域ワークショップの開催、ガイドラインの策定作業等に対して我が国が事業を実施するものであり、平成18年度は、我が国として関わりの深い、タイ、マレーシアの2か国についてe-wasteのインベントリーを作成する事業を行う。

2. 事業計画(下線部の活動について事業を行う)

平成18年：e-wasteインベントリー作成、パイロット事業、ワークショップ

平成19年：ワークショップ、パイロット事業

環境上適正な処理に関するガイドライン作成

平成20年：パイロット事業、国際会議

3. 施策の効果

<アウトプット> e-wasteインベントリー、e-waste情報データベース、適正処理ガイドライン、法制度整備等

<アウトカム>

- ・ e-wasteの適正な処理による環境汚染・健康被害の未然防止
- ・ e-wasteのリサイクルによる資源の有効利用促進
- ・ アジア太平洋地域の廃棄物政策担当者、産業界、NGO等の能力向上
- ・ 関係者間のパートナーシップの構築

アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討

31百万円（30百万円）

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1．事業の概要

近年、アジア諸国の著しい経済発展に伴い、鉄くず等の循環資源の需要が急増しており、廃棄物についても国際的な流通が成立するようになった。一方、これら循環資源の国際移動に伴い、リサイクルや廃棄物処理に係る制度・技術が未熟な途上国における環境汚染が懸念されている。

また、3Rイニシアティブ閣僚会議が開催され、循環資源の不適正な国際移動問題、途上国支援等が議論されたところ、そのフォローアップとなる施策展開が必要である。

環境省では、平成15年度より、アジア各国と連携して不法輸出入の防止及び循環資源の適正な管理体制を構築することを目的とした「不法輸出入防止国際ネットワーク事業」を実施しており、バーゼル条約第7回締約国会議等においても高い評価を受けている。当該ネットワークの強化に向け、引き続き我が国がイニシアティブを取ることが必要。

平成18年度は、ワークショップの開催やウェブサイトの拡充により、アジア各国のバーゼル条約当局や税関等の間で情報交換等を引き続き行うほか、中古品を装った不法な輸出入が懸念される廃棄物等に関する現地調査やネットワークを通じて提供される情報等をもとに、トレーサビリティ確保の方策等の循環資源の輸出入のあり方に関して、戦略的な検討を行う。

2．施策の効果

<アウトプット>

アジア各国の関係法令データベース（ウェブサイト上に掲載）

<アウトカム>

- ・廃棄物等の不法輸出入防止に関するアジア各国間のネットワーク構築
- ・アジア各国のバーゼル条約担当官、税関担当官等の能力向上
- ・循環資源の不法輸出入の未然防止

廃棄物処理等科学研究費補助金（競争的資金）

1,300百万円（1,150百万円）

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

1 事業の概要

循環型社会形成の推進及び廃棄物に係る諸問題の解決に資する研究及び次世代型の廃棄物処理技術の開発に関する課題を公募・採択し、これらの研究・開発を推進することにより、循環型社会形成の推進・廃棄物の安全かつ適正な処理等に関する行政施策の推進及び技術水準の向上を図る。

また、「3Rイニシアティブ特別枠」を設置し、アジア等を中心とした国際的な3Rシステム構築に向けた政策・技術の研究を強力に進める。

さらに、「アスベスト無害化技術開発特別枠」を設置し、アスベスト廃棄物の安全かつ適正な処理、溶融等の高度な無害化処理の技術水準向上のための技術開発を推進する。

事業の概要と対象とする分野については、次のとおり。

項目	研究事業	技術開発事業
事業名	廃棄物処理対策研究	次世代廃棄物処理技術基盤整備
対象	<p>【重点テーマ研究】 社会的・政策的必要性を踏まえテーマを設定し、テーマに即した課題を効率的・効果的に推進</p> <p>【若手育成型研究】 若手研究者の独立性を確保し、より流動的な環境の中で研究を進められるよう、若手研究者を育成</p> <p>【一般テーマ研究】 重点テーマ、若手研究者に限らず、廃棄物の適正処理、循環型社会構築に向けた課題を広く選定</p> <p>【3Rイニシアティブ特別枠】 アジア等国際的な地域レベルでの3Rシステム構築のための研究開発</p>	<p>循環型社会の推進及び廃棄物の適正処理に関するもので、本事業により実用化が見込まれ、かつ汎用性及び経済効率性に優れ、既に基礎研究、応用研究を終えた段階の技術開発を対象</p> <p>【アスベスト無害化技術開発特別枠】 アスベスト廃棄物の無害化に係る技術開発</p>

<p>評価の 基準</p>	<p>学術的必要性 社会的必要性 研究の独創性 計画の妥当性 実施能力</p>	<p>技術開発の独創性 社会的必要性 経済性 実施計画の妥当性・実現可能性</p>
-------------------	---	---

2 事業計画

毎年度、公募により研究テーマ、開発技術を募り、学識者である委員により評価を行う。評価の高い課題を選定し補助対象とする。

3 R イニシアティブ特別枠については、従来の公募方式(自由応募方式)に加え、行政施策に即反映させるため、研究テーマや研究開発内容の基本的な構成、研究代表者等をあらかじめ設定して、具体的な研究内容や研究参画者等の詳細を公募する方式(トップダウン方式)により行うものとする。

3 施策の効果

廃棄物を適正に再生及び処分するための処理技術の研究や技術開発等の成果をゴミゼロ型・循環型社会形成の一層の推進に活用できる。

社会的必要性の高い研究・開発課題の実用化を図ることにより、産業の発展とそれに伴う雇用創出が見込まれる。

国際的な3 Rシステムの評価研究を通じて、アジア地域等国際的な地域レベルでの3 Rシステムの構築が図られる。

アスベスト廃棄物の安全かつ適正な処理、溶融等の高度な無害化処理の技術水準向上のための技術開発が図られる。

廃棄物処理等科学研究費補助金による研究・技術基盤整備

廃棄物処理対策研究事業

< 事業の対象 >

「重点テーマ研究」

循環型社会構築を目指した社会科学研究
効率的で信頼性のある静脈物流の構築に関する研究
アスベスト問題をはじめとした安全、安心のための廃棄物管理技術に関する研究

「一般テーマ研究」

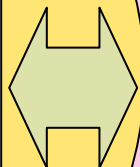
廃棄物処理に伴う有害化学物質対策研究
廃棄物適正処理研究
循環型社会構築技術研究

「若手育成型研究」

一般テーマ研究と同様の内容について、若手研究者を対象とするもの

「3Rイニシアティブ特別枠」

アジア等国際的な地域レベルでの3Rシステムの構築
・トップダウン方式
・自由応募枠



次世代廃棄物処理技術基盤整備事業

< 事業の対象 >

「廃棄物適正処理技術」

廃棄物処理施設関連技術
最終処分場関連技術
廃棄物不適正処理監視・修復技術等

「廃棄物リサイクル技術」

生ごみ等有機性廃棄物、容器包装廃棄物、廃家電、廃自動車、建設系廃棄物等のリサイクル技術

「循環型社会構築技術」

リデュース・リユース・リサイクルに係る循環利用設計、建設、生産技術

「アスベスト無害化技術開発特別枠」

アスベスト廃棄物の無害化に係る技術開発

H18予算額：
あわせて1,300百万円



ゴミゼロ・資源循環型技術研究イニシアティブの推進 環境行政の施策支援 技術水準の向上

廃棄物処理施設整備費（公共）（循環型社会形成推進交付金等）

92,320百万円（107,847百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課
浄化槽推進室

1. 事業の概要

平成17年度において、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、国と地方が協働し、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進する「循環型社会形成推進交付金制度」を創設したところである。

平成18年度においては、循環型社会形成の一層の推進を図るため、国の支援措置の充実・強化を図る。

（1）支援メニューの統合

従来十数施設に細分化していた対象施設を基本的に以下の3つに統合し、循環型処理への転換に市町村がより柔軟に取り組めるようにする。

マテリアルリサイクル推進施設

エネルギー回収推進施設

有機性廃棄物リサイクル推進施設

（2）交付対象範囲の拡充等

機能・設備強化の拡充等

エネルギー回収の高度化及びアスベスト飛散防止徹底等の安全性向上並びに有機性資源回収の高度化のための機能・設備強化が行えるよう交付対象の拡充を図る。

アスベスト含有製品対策の強化

本年度中に環境省で取りまとめる予定の一般廃棄物処理施設における「アスベストの飛散防止対策ガイドライン（仮称）」等に適合させるための安全対策設備追加事業を支援するため交付対象の拡充を図る。

合併処理浄化槽の設置に伴う単独処理浄化槽の撤去費を基準額の特例として助成対象化

既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換を推進するため、単独処理浄化槽を撤去しなければ合併処理浄化槽を設置できない場合に、基準額の特例を適用する。

2. 施策の効果

国と地方が構想段階から協働し、地方の実情に即した柔軟な計画と予算配分のもと廃棄物処理・リサイクル施設の整備を総合的に進めることにより、地域における循環型社会の形成を本格的に推進し、国全体を循環型社会に転換していく。

上記の他、浄化槽整備の効率的な推進を図る予算として、内閣府に汚水処理施設整備交付金を12,750百万円計上している。

(単位：百万円)

項 目	17年度 予算額	18年度 予算(案)額	対前年度比
廃棄物処理施設整備費	107,847	92,320	85.6%
汚水処理施設整備費交付金	7,500	12,750	170.0%
合 計	115,347	105,070	91.1%

浄化槽整備事業（公共） 13,679百万円（18,929百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

1. 事業の概要

湖沼等公共用水域等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水の対策を推進し良好な水環境や健全な水循環を確保するため、浄化槽整備に対する国の支援措置の一層の充実・強化を図ることとし、以下のような助成制度の見直しを行うものである。

浄化槽整備事業総額	26,429百万円
循環型社会形成推進交付金	13,679百万円
污水处理施設整備交付金（内閣府計上）	12,750百万円

助成率・助成先等 1 / 3、市町村

助成要件の緩和

・基準額の特例の創設

単独処理浄化槽に合併処理浄化槽の機能を持たせるための膜処理装置を設置できない場合で、合併処理浄化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽（使用開始後10年以内のものに限る。）の撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合においては、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする。

なお、対象地域は、次の水質保全を進める地域に限る。

- ・湖沼水質保全特別措置法の指定地域
- ・水質汚濁防止法の水質総量規制の指定地域
- ・水質汚濁防止法の生活排水対策重点地域

また、環境大臣が必要と認めた額は、現行の基準額に9万円を加えた額までとする。

・基準額の適正化

通常浄化槽の基準額を実勢価格を参考に適正化を図る。

2. 施策の効果

浄化槽の整備により、湖沼等公共用水域等における生活排水対策が進み、良好な水環境や健全な水循環が確保できる。

産業廃棄物処理業優良化推進事業費

56百万円（52百万円）

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1．事業の概要

産業廃棄物の適正処理対策を推進するためには、不法投棄等に対する規制強化とともに、優良な処理業者の育成や、優良業者が市場の中で優位に立てるような仕組みづくりが必要である。

また、優良な処理業者による資源循環ビジネスは、循環型社会ビジネスの実現や環境と経済の統合に向けて鍵を握る部門のひとつでもある。

このため、産業廃棄物処理業の優良化を推進し、さらには資源循環ビジネスの育成と活性化を図るため、処理業者の優良性に係る評価制度と評価基準の設定及びその高度化等の検討、産業廃棄物処理業の将来ビジョンやこれからの新しいビジネスモデルの提示など、優良処理業者の育成と産廃処理ビジネスの活性化を推進するために必要な各種調査・事業を実施する。

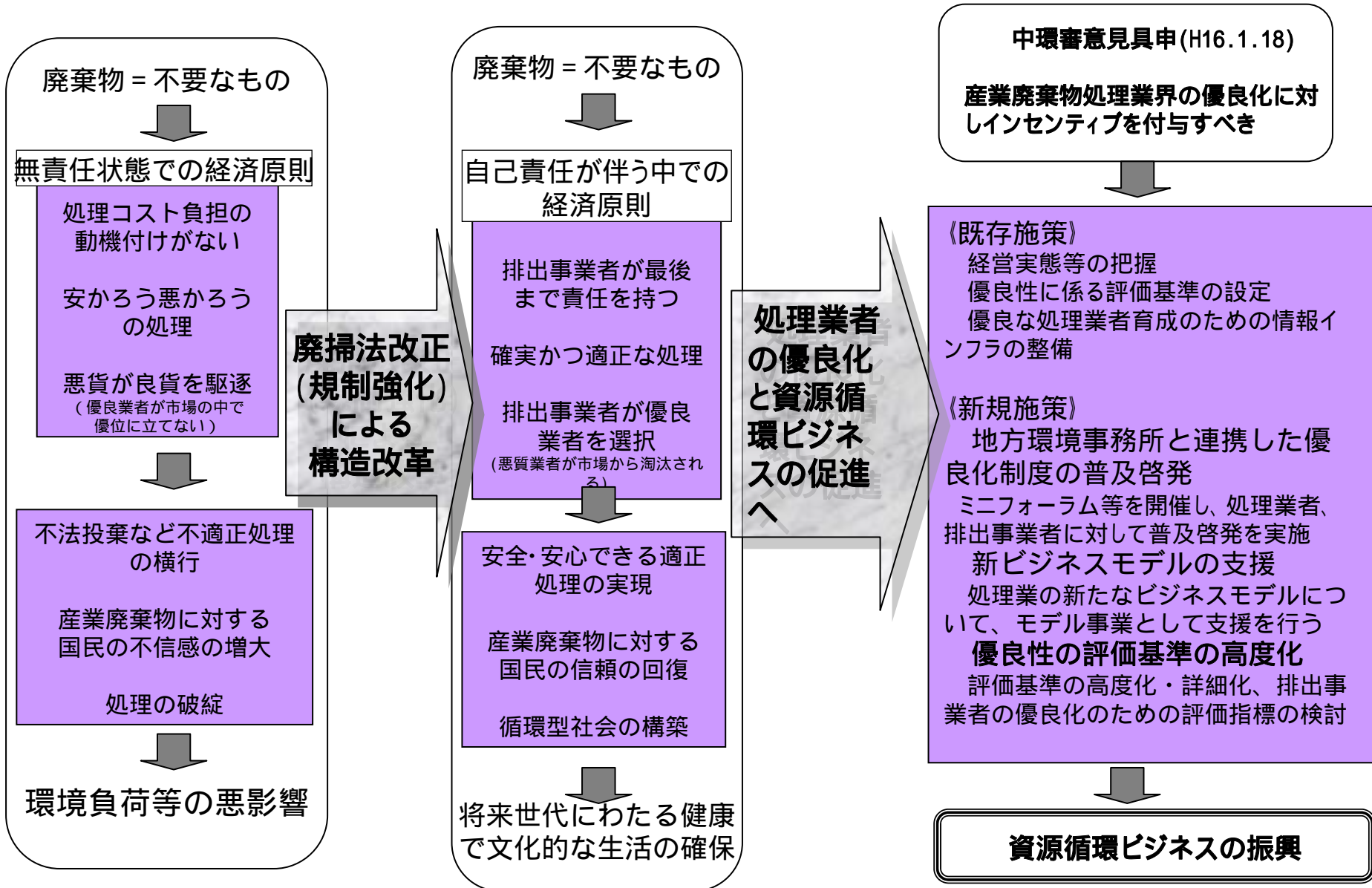
2．事業計画

- (1) 優良業者に係る情報を公開するネットワークシステムの構築
- (2) 優良性に係る評価基準の高度化、多量排出事業者の優良化指標の検討
- (3) 新ビジネスモデルのモデル的支援
- (4) 地方事務所と連携した処理業者及び排出事業者の優良化に向けた普及啓発

3．施策の効果

悪質な業者が淘汰され、市場原理を通じて優良な産業廃棄物処理業者が市場の中で優位に立つ構造転換の推進
産業廃棄物処理ビジネスの振興

産業廃棄物処理業優良化推進事業について



1. 事業の概要

電子マニフェストシステムにおいて、情報の大量処理や通信の高速度化に対応できるよう、インターネットを利用したシステムの大幅な改良を図るとともに、普及啓発を行うことにより、電子マニフェストの普及拡大を図る。

2. 事業計画

(1) 普及啓発事業

電子マニフェストの普及促進を図るため、自治体の協力を得てブロック別、業界別に説明会を行い、計画的に普及啓発を図る。

(2) 電子行政報告システムの構築

情報処理センターに集約される廃棄物情報を活用し、加入者の行政報告の簡便化を支援する仕組みを構築し、行政報告の合理化を推進する。

(3) 社内会計管理システムと電子マニフェストとの融合システムの推進

紙マニフェストの情報を管理するシステムを活用している事業者、処理業者が多く存在することから、民間で開発・販売している種々の社内会計管理・廃棄物情報管理システムソフトについて、一体的使用がどの程度可能かについて、認証する仕組みの検討を行う。

3. 施策の効果

廃棄物処理システムの透明性の向上

排出事業者の処理責任の認識の徹底

排出事業者・処理業者の情報管理の合理化

行政の監視業務の合理化

電子マニフェスト普及促進事業

衆議院環境委員会及び参議院環境委員会における廃棄物処理法改正案に対する附帯決議

産業廃棄物の不適正処理事案に迅速に対応するため、電子マニフェストの義務化も視野に入れつつその普及拡大を図る方策を検討すること。

マニフェストとは

産業廃棄物の発生、運搬、処分の流れを排出事業者により自己管理させる目的で導入された。紙マニフェスト又は電子マニフェストにより、排出事業者が運搬・処分の完了を確認行政が事後的に産業廃棄物の流れを監視できる。

➡ 不適正処理の防止に効果的

電子マニフェスト

紙マニフェストに比した利点

排出事業者、処理業者にとって、情報管理の合理化につながる。偽造がしにくく、行政の監視業務も合理化できる。

普及状況

マニフェストの使用は年間4～5千万件。
うち、電子化比率2.5%
(16年度実績)
ハウスメーカー、大手製造業者、全国チェーンのリース業等で最近急速に普及

義務化の問題点

数的に多い中小・零細の排出事業者は、事業者ごとの排出量やマニフェストの使用件数は多くないため、電子マニフェストの普及が進んでいない。
排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者がすべて紙マニフェストによる社内管理体制を電子化対応に切り替える必要がある。

普及拡大

目標(平成20年度末における紙マニフェスト総件数の30%以上)

電子化普及促進プランの策定等
電子マニフェストシステムの高速化・大容量化
普及啓発事業(ビデオ、冊子、説明会等)
電子行政報告システムの構築
社内会計管理システムと電子マニフェストとの融合システムの推進

(新)低濃度P C B汚染物の適正処理実証調査事業

18百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の概要

P C B 廃棄物の処理については、現在、P C B 廃棄物の太宗を占める高圧トランス等について、全国5カ所のP C B 廃棄物処理施設を整備し、処理を推進。

今後、ウエス、汚泥等のP C B 汚染物について、効率的な処理技術の開発を踏まえ、処理体制の整備に着手。

また、低濃度P C B 汚染物については、「低濃度P C B 汚染物対策検討委員会」における原因究明調査結果を踏まえ、原因究明結果を踏まえた処理責任の整理、処理対象範囲、処理期限、処理方法など処理の基本的方向について検討。

2. 事業計画

P C B 廃棄物処理のための拠点的施設整備事業において、高圧トランス等の処理施設の整備に加え、平成18年度においては、北九州二期事業において安定器、感圧複写紙、汚泥等のP C B 汚染物の処理施設の整備に着手。

低濃度P C B 汚染物については、平成18年度に低濃度P C B 汚染物の適正処理実証調査事業(新規要求)を実施し、既存の処理技術による低濃度P C B の実証試験を行う。

3. 施策の効果

国内において長期にわたり処分されていないP C B 廃棄物について、確実かつ適正な処理が推進される。

P C B 廃棄物量

安定器：約360万個(機器重量 約1万トン)、汚泥：約2万トン

感圧複写紙：722トン

また、P C B の量そのものはわずかであるが、台数が約120万台と多い低濃度P C B 汚染物について、確実かつ効率的な処理が推進される。

低濃度汚染物等を含めたPCB処理対策の推進

第1段階

高圧トランス・高圧コンデンサ
・1台当たりのPCB含有量が多い



日本環境安全事業株式会社が
全国5カ所に処理施設を整備

第2段階

ウエス、汚泥等のPCB汚染物
・PCB含有量が少ない
・近年、効率的な処理技術が開発



平成18年度に北九州2期事業において
PCB汚染物の処理施設の整備に着手

第3段階

低濃度PCB汚染物
・微量のPCBが混入
・処理の基本的な方向を検討中



既存の処理技術による低濃度PCB
汚染物の適正処理実証調査事業



効率的な処理の推進

(新) クリアランス廃棄物管理システム整備費

32百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の概要

平成17年の原子炉等規制法の改正により、原子力発電施設の解体に伴って発生する廃棄物のうち、クリアランスレベル以下の廃棄物(クリアランス廃棄物)であることが確認されたものについては、通常の産業廃棄物として再生利用や処分を行うことを可能とする「クリアランス制度」が創設され、平成18年度から実施されることとなった。

このクリアランス制度においては、クリアランス廃棄物の適正かつ円滑かつ適正な処理を確保するため、制度運用に関する主務大臣への意見陳述など環境大臣の関与が法律上位置づけられたところであり、この制度を適切に機能させるため、クリアランス廃棄物管理システムを整備・運用する。

2. 事業計画

(1) 連絡対応システムの構築

主務大臣からクリアランスに関する認可及び個別確認の結果の連絡を受けた際の連絡対応要領等を作成する。また、連絡結果等の情報を集約管理するデータベースを構築する。

(2) 実態把握システムの構築

クリアランス廃棄物の適正処理状況を把握するため、放射能レベル等の実態調査手法を確立し、地方環境事務所に放射能測定機器を整備する。

(3) 疑義対応システムの構築

確認結果に疑義が生じた場合の疑義対応要領を作成するとともに、疑義の発生に機動的に対応するための体制構築を行う。

3. 施策の効果

原子炉等規制法に基づく環境大臣の関与を適正に実施することにより、クリアランス廃棄物の適正かつ円滑な処理を実現する。

(新)環境政策の超長期ビジョン策定

30百万円(0百万円)

総合環境政策局総務課

1. 事業の概要

近年の地球温暖化、国際的相互依存の進展、日本の人口減少等の長期的趨勢の中で、今後の持続可能な社会の形成を目指すために、2050年頃の地球、アジア及び日本の環境を見通した超長期の展望を専門的な知見から検討し、それに基づく政策提言を行う。

(17年度中に策定予定の新環境基本計画において、将来展望の方向性を示すこととし、それを踏まえて引き続き検討を行うことでビジョンを完成させていく。)

2. 事業計画

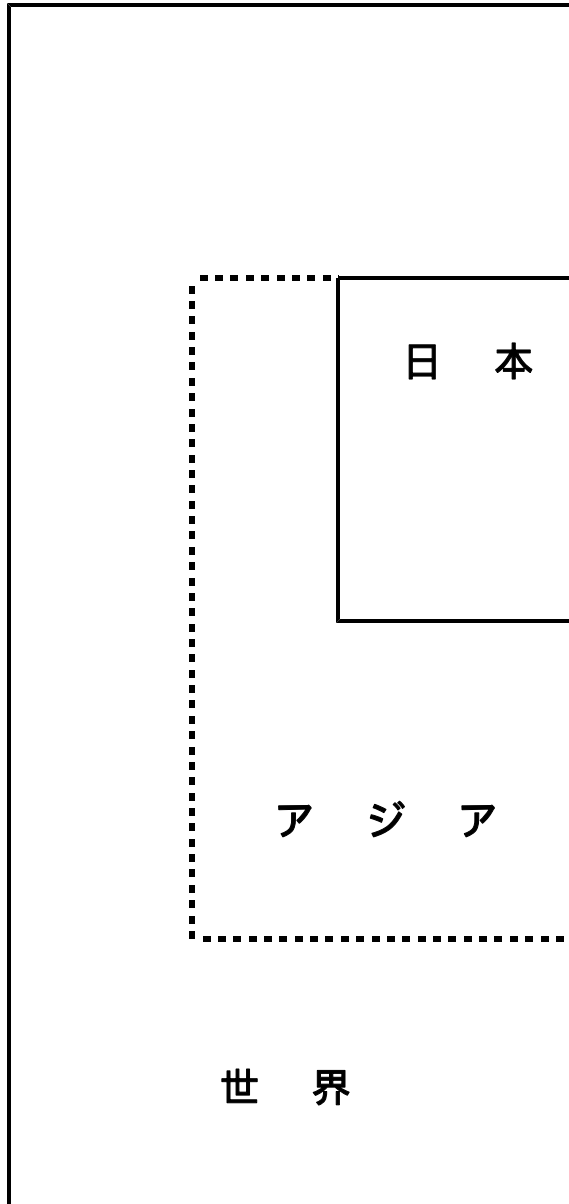
(18年度)有識者を交え、日本の高齢化、世界的な人口問題、アジア諸国の経済成長など日本の環境政策に影響を与える社会経済の動向について検討し、複数シナリオによる将来展望を行う。また、そのために必要な情報収集を行う。さらに、2050年頃に実現すべき持続可能な社会の姿について検討を行う。

(19年度)2050年頃に持続可能な社会を実現するための対策・技術の選択肢及び道筋(ロードマップ)について検討を行う。そして超長期ビジョンを取りまとめる。また対外的に発信するための国際シンポジウムを開催する。

3. 施策の効果

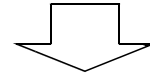
超長期のビジョンを提示することにより、幅広い関係者による取組について方向付けを行うことができる。また、アジア地域及び世界における議論に知的な貢献を行うことができる。

環境政策の超長期ビジョン



社会経済の将来展望

人口（総人口、高齢化）
資源・食料需給
貿易・産業構造
消費パターン
土地利用、都市構造
.....



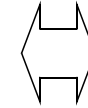
「持続可能な社会」ビジョン

（例）循環型社会
低炭素型社会
自然共生型社会
安全安心な社会
環境立国



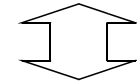
対応策・政策手段の検討

技術開発・普及
ライフスタイルなど需要面の変化
制度的対応



予測モデル

数値データベース



環境の将来展望

廃棄物リサイクル
温暖化
越境大気汚染
ヒートアイランド
海洋環境
自然資源
.....

環境と経済の好循環のまちモデル事業（一般会計・特別会計）

2,157百万円（2,551百万円）

総合環境政策局環境計画課

1．事業の概要

環境基本計画の見直しを踏まえ、社会の要素も加味した環境と経済の好循環を実現するまちづくりについて、地域の創意工夫のアイデアを募り、第三者からなる検討委員会によって選定された各地域に対して、以下の事業を集中的に実施した上で、その環境、経済、社会の3つの側面の統合的な効果を把握・評価し、国の内外に情報提供する。

（1）地域エコ推進事業

選定された地域における、社会の要素も加味した環境と経済の好循環のための具体的な事業計画の策定、地域の各主体が連携する協議会の活動、事業計画に掲げる地域住民向けセミナーの開催等のソフト事業の実施、事業の効果の把握と評価を、国の委託事業として実施する。

また、平成16年度から始まった本事業の成果と新たな本事業の意義を広く普及させるために、シンポジウムを開催するとともに普及啓発用パンフレットを作成する。

（2）地球温暖化を防ぐ地域エコ整備事業

選定されたモデル地域において、環境と経済の好循環を目指して行われる代エネ、省エネに係る二酸化炭素排出削減効果を有する具体的なまちづくり事業（バイオマス燃料の製造・利用、建物の高断熱・遮熱化等）の実施に要する費用を交付金として交付する。

2．事業計画

地域の事業計画の策定、事業の実施、事業効果の把握と評価、事業成果の普及を3か年計画で進める。

なお、本事業は平成16年度及び平成17年度から実施している20か所の事業実施地域に加え、平成18年度に新たに2か所の地域で事業を実施する。

3．施策の効果

本モデル事業を実施することにより、二酸化炭素排出量削減等を通じた環境保全、雇用の創出等による地域経済の活性化、地域コミュニティの再生等による地域社会の活性化が同時に実現される。これにより、環境、経済、社会が統合されたまちづくりの成功事例を広く国の内外に示し、このような取組を普及させていく。

環境と経済の好循環のまちモデル事業

～「平成のまほろば」まちづくり事業～

事業のねらい

地域発の創意工夫を活かし、
幅広い主体の参加を得た、
特色あるまちづくり

二酸化炭素排出量の削減等を通じ、
環境を保全

雇用の創出等により、
経済を活性化

環境保全活動を通じた
地域コミュニティの再生等により、
地域社会を活性化

環境保全をバネ
にしたまちおこし
のモデル

予算の概要 (全国からの公募により選定された地域において、以下の予算を活用)

実施体制の整備と普及啓発などソフト事業の実施

二酸化炭素排出量を削減する具体的まちづくり事業の実施

(石油特会以外の事業の実施)

(一 般 会 計)

- ・地域の各主体が連携する協議体の活動(勉強会の開催、地域資源マップの作成等)
- ・具体的な事業計画の策定
- ・地域住民向けセミナーの開催、環境インストラクターの育成、エコショップ等の認定など
- ・事業計画に掲げるソフト事業の実施
- ・効果の把握、評価

「地域エコ推進事業」

(石 油 特 会)

- ・風力発電設備の設置
- ・燃料電池、水素供給設備の設置
- ・建物の高断熱・遮熱化、複層ガラスの導入補助
- ・民生部門における代エネ・省エネ機器等による二酸化炭素排出削減実証事業の実施
- ・木質ペレットストーブの導入等

「地球温暖化を防ぐ地域エコ整備事業」

(例)

- ・エコタウン事業
- ・エコ・コミュニティ事業
- ・エコツーリズム推進事業等

設備設置者は
最低1/3を負担

実施地域:平成18年度選定地域 大規模1か所、小規模1か所(新規)

平成16・17年度選定地域 20か所(継続)

予算規模 [平成18年度選定地域3か年合計

1か所当たり 大規模(約5億円)、小規模(約1億円)

平成18年度予算:1.2億円(一般会計)+20.4億円(石油特会)

うち シンポジウム・パンフレット作成等:9百万円

(新)環境統計等の環境データの整備利用推進費

27百万円(0百万円)

総合環境政策局総務課

1. 事業の概要

(1) 環境投資等実態調査の検討・実施

企業を対象に、環境負荷の低減を図る環境投資等の動向を包括的に調査する。

(2) 環境統計等の環境データの整備・利用のあり方検討

環境統計をはじめとする環境データについて体系的な整備のあり方、有効な利用のあり方を総合的に検討する。

2. 事業計画

(1) 環境投資実態調査

H18年度にパイロット調査、H19年度から本格調査の実施毎年1回調査を行い、結果を公表する。

(2) 環境統計等の環境データの整備・利用のあり方検討

環境データの体系的な整備、有効な利用のあり方について総合的に検討を行い、H19年度までに結論を得る。

3. 施策の効果

(1) 事業の実施によるアウトプット

環境投資実態調査結果の公表を行う。また、環境統計・環境データの整備・利用のあり方につき、検討結果を公表する。

(2) 事業の実施によるアウトカム

経済・社会活動に即した政策立案や、様々な環境保全施策の効果・影響の把握がより一層推進されるとともに、環境ビジネスの振興にも役立てられる。

(新) 環境統計等の環境データ整備利用の推進

環境配慮の実態が不明

事業者、利用者のニーズに即した利便性の高い環境データの提供の必要

↓ 施策立案のためのデータの確保

より効果的な施策・事業の実施

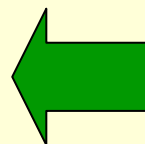
↓ 環境影響評価等のコストの低減

「環境投資」等に関する新たな環境統計調査の実施

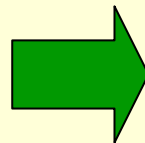
企業の環境投資実態等に関する調査の検討、パイロット調査の実施
(平成18年度)



新規環境統計調査の本格実施
(平成19年度～)



追加実施すべき統計調査・調査体制の反映



調査実施結果のフィードバック

環境統計等の環境データの整備・利用のあり方の検討

< 整備のあり方 >

不足している環境データの分析、環境統計等のデータ収集体制の検討

< 利用のあり方 >

環境データの有効な行政利用、各主体への適切な提供方法の検討
(平成18年度～)

↓ 実態に即した施策の推進

↓ 環境ビジネスの振興

↓ より簡便で有効なデータ利用

国等におけるグリーン購入推進経費

34百万円(31百万円)

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の概要

平成17年4月28日に閣議で決定された「京都議定書目標達成計画」において、温室効果ガスの排出削減に資する製品を始めとする環境物品等への需要の転換を促すため、グリーン購入法に基づき、国は環境物品等の率直的調達を行うとしており、また、同法において、国の責務として、環境物品等への需要の転換を図る活動を促進するため必要な措置を講ずることとされている。これらに基づき次の施策を行う。

ライフサイクルアセスメント(LCA)手法を用いて、特定調達品目中で著しく温室効果ガス増加に影響を与えている品目を調査し、重点改善を検討する品目を定め、当該品目の排出の増加要因を分析し、排出抑制のための適正な基準を設定、強化する。

グリーン購入の推進が遅れている市区町村においてグリーン購入を推進させるため、アンケート調査結果及び成功事例を分析し、グリーン購入推進のためのガイドラインを作成する。

2. 事業計画

重点検討品目としてLCAベースでの基準強化(5品目)

品目の追加、要件変更について整理・拡充

地方公共団体におけるグリーン購入の取組状況に関するアンケート調査結果を分析するとともに、市区町村レベルにおいてグリーン購入の導入について成功した事例を踏まえ、簡易なグリーン購入マニュアルを作成。

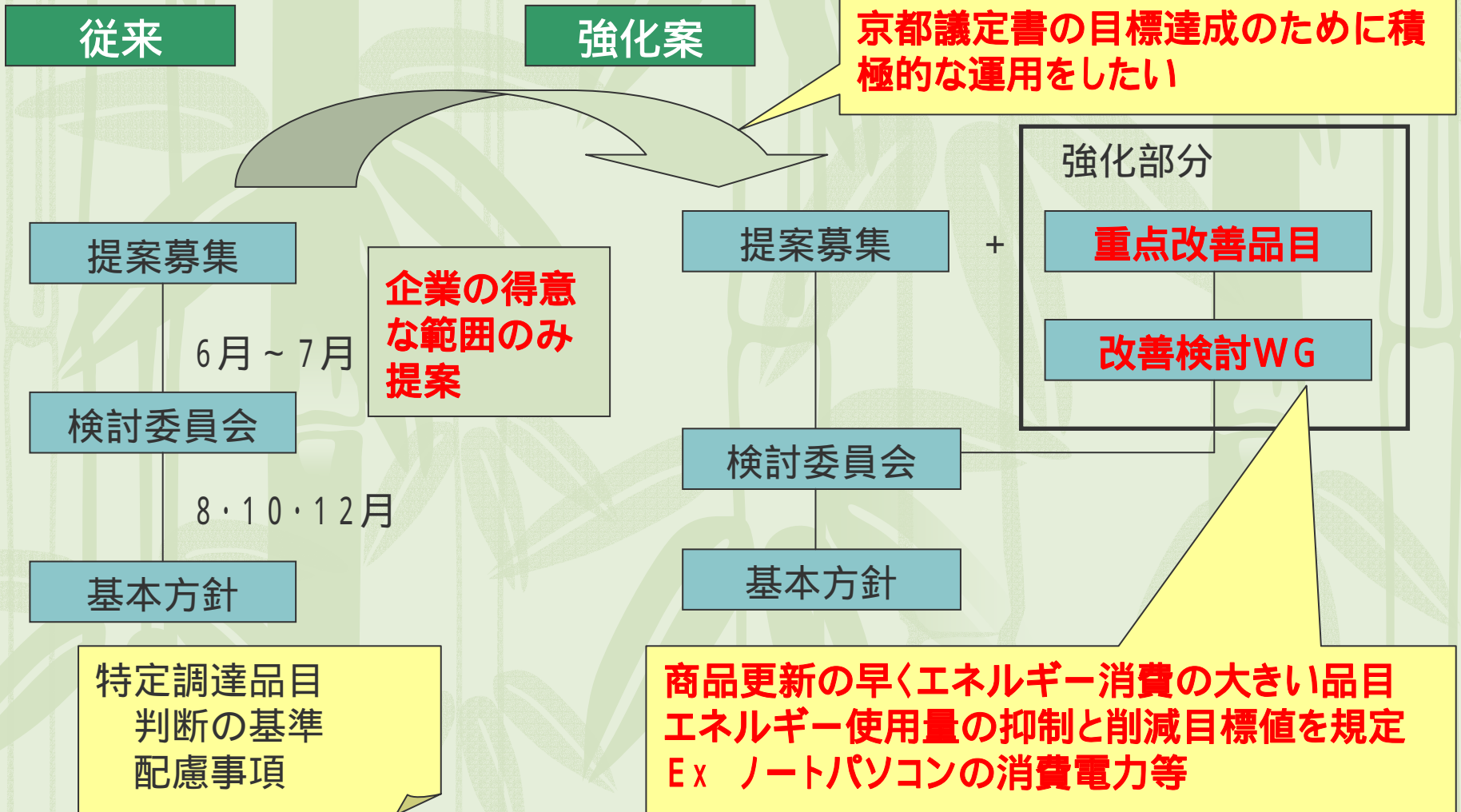
3. 施策の効果

国等の調達物品によるCO₂削減効果の促進

グリーン購入の推進の阻害要因の詳細な把握

グリーン購入未実施の地方公共団体のグリーン購入への取組の推進。

グリーン購入法ライフサイクルの視点の強化



(新)環境に配慮した設備投資の普及促進事業

10百万円(0百万円)

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の概要

環境ビジネスの普及のために、有用なビジネス分野のすそ野を拡大すると同時に、事業者のニーズに即した環境に配慮した設備投資の促進の在り方を調査すべく設備投資案件に関する環境配慮についての専門家の評価を導入したモデル事業を実施する。

環境に配慮した設備投資案件の評価委員会の設置し、対象分野を決定
(平成18年度より3年間)

モデル事業への参加案件を公募

モデル事業実施の結果、環境保全上の効果を事後的に検証・評価
(平成19年度より3年間)

上記と平行して、環境ビジネスの分野別の有効性の調査等を実施する。

2. 事業計画

	H18	H19	H20	H21以降
環境投資推進モデル事業の実施				
環境投資推進モデル事業のフォローアップ				
環境投資分野別の有効性調査				

3. 施策の効果

モデル事業の実施及びその後のフォローアップ調査により、現状の課題を抽出し、将来の環境ビジネス普及促進施策の方向性を具体的に示す。

また、事業者が積極的に市場に参入できるように、モデル事業における環境投資分野の選定及び有効性調査の結果を提示することにより環境ビジネス発展にむけた政策誘導を図る。

中小事業者のための環境投資推進モデル事業の流れ

環境省

環境投資評価
委員会の設置

学者、金融機関、
環境NGO、行政 等

民間事業者

(原則として、中小事業者)

対象となる事業分野の決定

有識者等による
検討会

中小企業を中心とする
環境投資案件の公募
事業者向け説明会

モデル事業の公募

情報収集・検討
参加の意思決定

モデル事業の選定

環境投資評価
委員会による選定

応募

事業の実施 / 効果の検証

事業者による
事業の実施

第三者による
環境面の効果検証

事業の評価

環境投資評価委員会
による事後評価

事業者による
進捗状況報告

第三者による
環境保全状況報告

普及方策の検討

(新)企業の社会的責任(CSR)に基づく地域環境パートナーシップ
促進事業

20百万円(0百万円)

総合環境政策局環境経済課民間活動支援室

1. 事業の概要

企業に社会的責任(CSR)に基づく取組が様々な形で求められているが、地域企業にとっては、地域社会の中で、住民やNPOと連携する活動を行い、地域の環境作りに役立つことが求められる。こうしたCSR活動は、地域の環境問題解決の重要な要素となっている。

本事業では、CSRに基づき、NPOや地域社会とのパートナーシップで取り組む地域企業の取組を各地に普及するため、以下を実施する。

事例調査を行い、優れた事例を掘り起こし、優秀な事例を表彰する。

(掘り起こす事例)

- ・環境を企業戦略に位置づけている中小企業
- ・環境教育活動、エコマネーへの参加など、地域社会への貢献活動
- ・地域のNPO, 専門家が参加した社員への環境教育

事例の分析・データベース化。普及事例集、モデルツール作り。

2. 事業計画

18年度 各地域での概況調査、事例集の作成、試行的表彰

19年度 優秀事例分析のための詳細調査、事例データベースの作成
調査、事例のデータベースと連動した表彰制度の構築

20年度 事例から抽出されたCSR活動成功のためのポイント集作成
表彰制度に基づく表彰の実施

調査地域分：15百万円

地球環境パートナーシッププラザ分：5百万円

3. 施策の効果

地域レベルでのCSRに基づく取組を掘り起こし、表彰などで応援し、地方環境事務所、地方環境パートナーシッププラザのネットワークを活用し、優良事例とそのエッセンスを全国に広げる。その結果、全国で地域企業とパートナーシップを組んだ環境問題への取組が広がっていく。

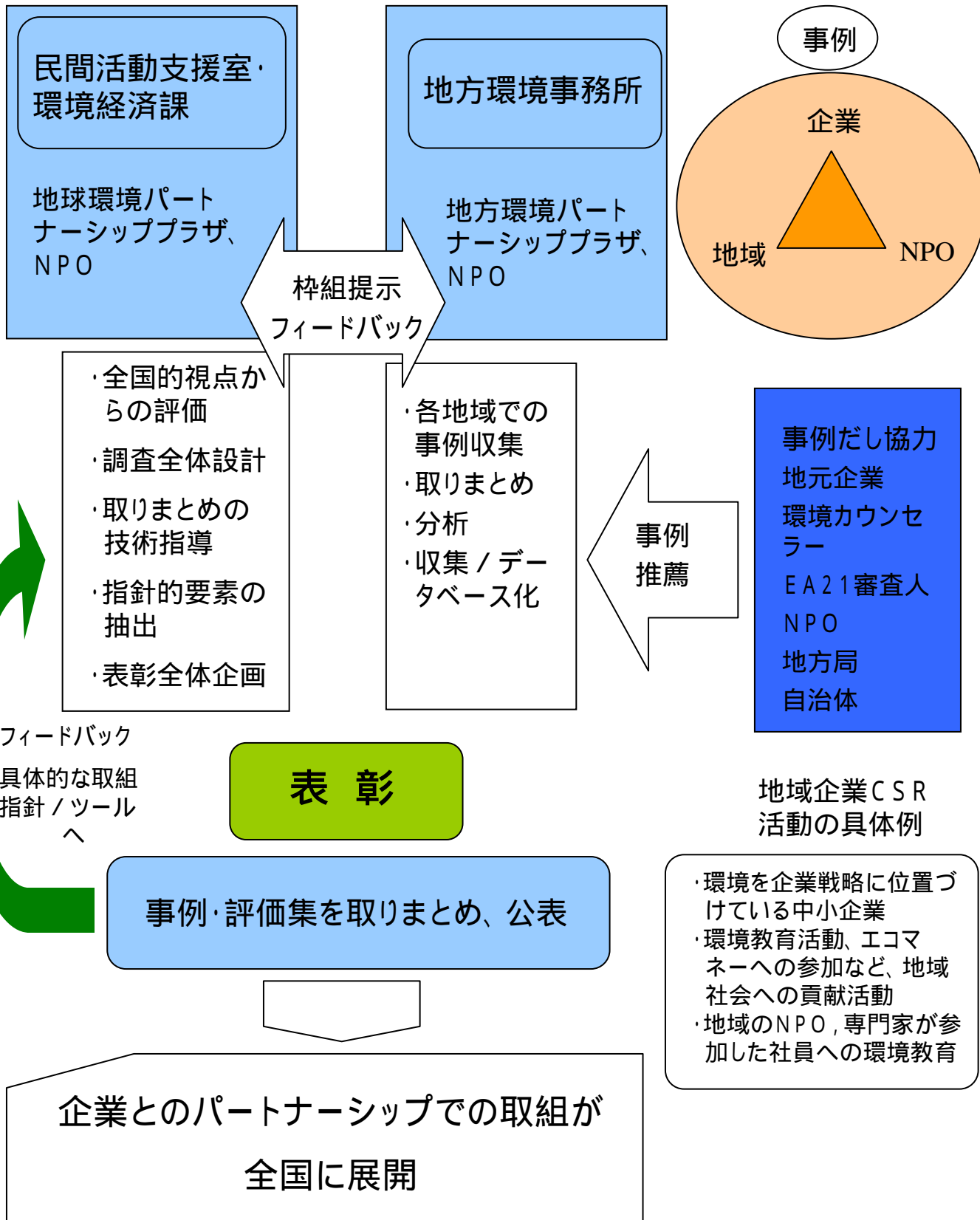
企業の社会的責任(CSR)に基づく地域環境パートナーシップ促進事業

地域企業のCSR活動



掘り起こして全国に普及

実施スキーム



1. 事業の概要

環境技術については、有用と思われる技術でも環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために、地方公共団体、企業、消費者等のエンドユーザーが安心して使用することができず、普及が進まない場合がある。

このため、既に適用可能な段階にありながら、普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証する事業をモデル的に実施する。

平成18年度は、平成20年度以降の本格事業実施に向け、環境技術実証の経済的・社会的波及効果を把握しつつ、環境情報開示型の環境ラベルの導入やシンポジウムの開催等により更なる普及促進を図るとともに、米国等の類似制度との間での国際連携（実証データの相互受入）にも着手する。

2. 事業計画

平成15～19年度の5カ年間、実証を行う技術分野を毎年度新たに追加しつつモデル事業を実施し、環境技術実証の手法・体制の確立を図る。

【参考】平成15～17年度に実証の対象とした技術分野の例

酸化エチレン処理技術分野、 小規模事業場向け有機排水処理技術分野、 山岳トイレ技術分野、 化学物質に関する簡易モニタリング技術分野、 ヒートアイランド対策技術分野（空冷室外機から発生する顕熱抑制技術）、 VOC処理技術分野（ジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤処理技術）、 非金属元素排水処理技術分野（ほう素等排水処理技術分野）、 湖沼等水質浄化技術分野

今後追加が想定される分野の例： VOC処理技術分野の拡張、 閉鎖性海域浄化

3. 施策の効果

- ・モデル事業終了後（平成20年以降）の本格事業実施に向け、望ましい技術実証の手法・体制を確立。
- ・ベンチャー企業等が開発した優れた環境技術の普及が促進されることにより、環境保全とあわせ、地域の環境産業の育成に資する。
- ・地方自治体研究機関等の実証機関としての技術的対応能力が強化される。

環境技術実証モデル事業

プロジェクトの概要

既に適用可能な段階にありながら普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証する事業をモデル的に行う。

研究開発の背景と効果

環境技術については、有用と思われる技術でも環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために、自治体や消費者などのエンドユーザーが安心して使用することができないことから、普及が進まない場合がある。

本事業の実施により、環境技術の普及が促進され、環境保全と地域の経済活性化が図られる。

特に、知名度に乏しいベンチャー企業、中小企業等の技術の普及において効果が大きいと考えられる。

年次計画

15年～18年度：実証試験実施要領の作成、実証の実施
19年度：実証試験実施要領の作成、実証の実施、モデル事業全体の成果のとりまとめ

参加機関

環境省、地方公共団体、（独）国立環境研究所等

現在の問題点

環境技術の環境保全効果等に関する客観的評価の不足

ユーザーが安心して技術を利用できない

環境技術の普及が十分進まない



環境技術実証モデル事業

先進的環境技術の環境保全効果等を第三者が客観的に実証し、そのデータを公表

ユーザーによる環境技術の利用の促進

環境保全への貢献
地域の環境産業の発展



環境保全への貢献



環境産業の発展

ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業

400百万円(400百万円)

総合環境政策局総務課環境研究技術室

1. 事業の概要

ナノテクノロジー分野は、新規産業の創出や成熟産業の変革をもたらす可能性を有することから急速に発展している分野であり、第三期科学技術基本計画においても、第二期に引き続き、重点分野とされる見込み。特に、環境分野等他分野への応用は重視すべきとされているところ。

ナノテクノロジーを環境技術に応用することにより、小型化・高機能化のメリットを活かした革新的な環境技術の開発を目指す。具体的には、産学官連携により以下のナノテクノロジーを活用した環境技術を開発する。

- (1)超小型・高機能環境モニタリング技術
- (2)健康・生態影響の多角的評価システム
- (3)有害物質の高効率除去膜
- (4)環境汚染修復のための新規微生物の迅速機能解析技術の開発
- (5)新たな炭素材料を用いた環境計測機器の開発
- (6)環境負荷を低減する水系クロマトグラフィーシステムの開発

2. 事業計画

各技術について5ヶ年間で技術の実用化を図る。ただし、各技術とも、3年目に外部有識者による中間評価を行い、効果的・効率的推進を図る。

- (1)～(3)：平成15～19年度(17年度中間評価)(4)、(5)：平成16～20年度(18年度中間評価)、(6)：平成17～21年度

3. 施策の効果

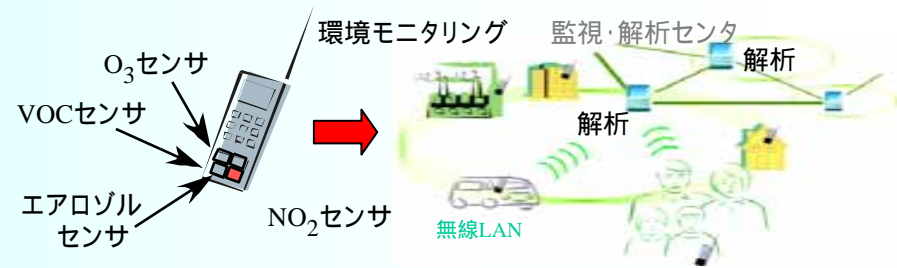
- ・アウトプット：超小型・高速・高機能な測定分析システムや、高効率・低コストな有害物質除去・浄化技術等の開発
- ・アウトカム：新たな環境産業の創出や活性化に資する。また、革新的環境技術により、各種の環境保全施策の高度化が期待される。

ナノテクノロジーを活用した環境技術開発事業(その1)

環境モニタリング

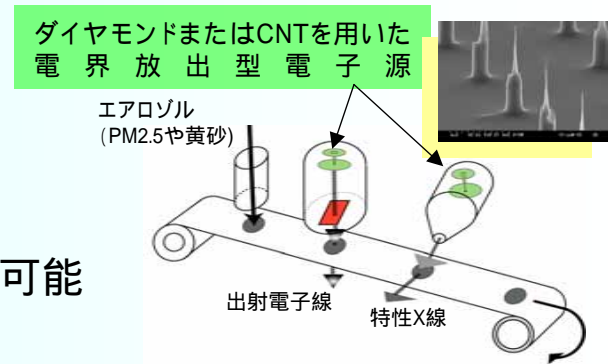
1) 超小型・高機能環境モニタリング技術の開発

個人が身の回りの有害物質の状況を把握し
意識改革・環境配慮型行動様式へ転換



2) 新たな炭素材料を用いた環境計測機器の開発

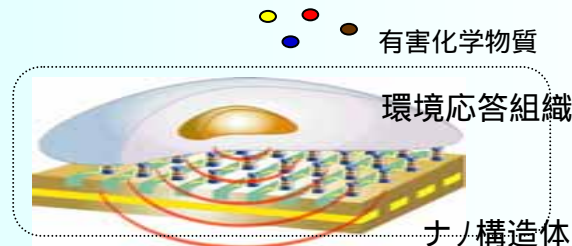
小型で省電力なX線源・電子線源を用いて、
広域・高密度なエアロゾル観測及び現場での非破壊分析が可能



健康・生態影響評価

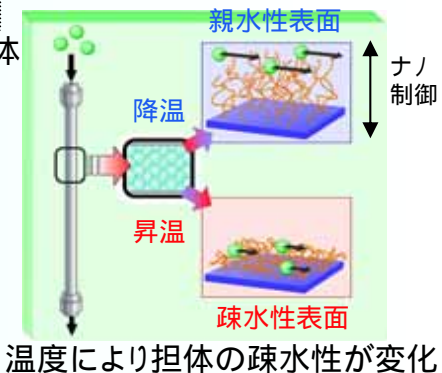
1) 健康生態影響の多角的評価システムの開発

迅速・正確な健康・生態影響の評価により
環境配慮型製品の製造・普及の促進



2) 環境負荷を低減する水系クロマトグラフィーシステムの開発

タンパク質等、有機溶媒下で変性する物質についても、
生体内と同じ状態(水溶媒下)で分析が可能

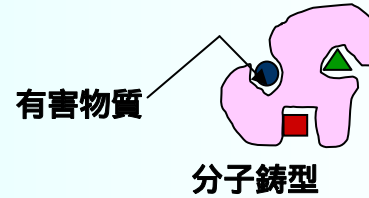


ナノテクノロジーを活用した環境技術開発事業(その2)

環境汚染防止対策

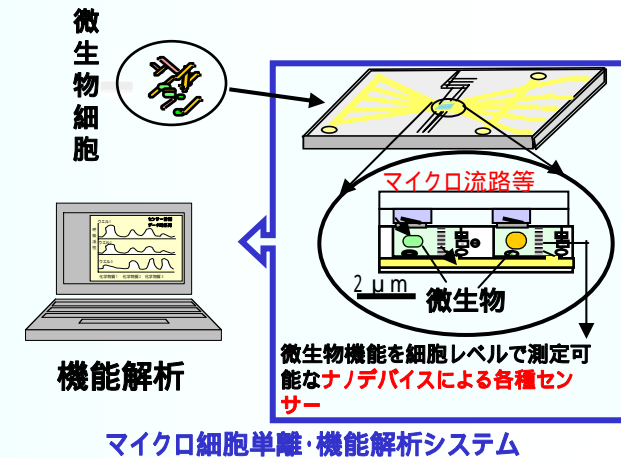
1) 有害物質の高効率除去膜の開発

ダイオキシン類やアオコ毒等の効果的除去のほか、
農業排水からの肥料の回収・再利用等への波及効果も期待



2) 環境汚染修復のための新規微生物の迅速機能解析技術の開発

様々な場所・条件で採取された多数の微生物群の中から、
環境保全効果を有する微生物を探し出すことが可能



環境技術開発等推進費（競争的資金）

881百万円（815百万円）

総合環境政策局総務課環境研究技術室

1．事業の概要

社会的要請や総合科学技術会議における環境分野の検討等を踏まえ、緊急に開発すべき環境技術分野を特定し、国立試験研究機関、独立行政法人、民間企業等において実施される当該分野に係る研究・開発課題を支援することにより、環境技術の開発・普及の推進を図る。

具体的には、以下の領域を対象として、国立試験研究機関、独立行政法人、民間企業等から研究・開発課題の提案を募集する。

基礎研究開発（研究開発の期間：3カ年）

実用化研究開発（地域の独自性・特性を活かした研究・開発課題枠を含む。研究開発の期間：2カ年）

自然共生型流域圏・都市再生技術研究の分野（研究開発の期間：4カ年）

統合型研究開発（研究開発の期間：3カ年）

フィージビリティスタディー研究（研究開発の期間：1カ年）

大気中アスベスト濃度の迅速な測定分析技術等、アスベスト飛散抑制対策に資する研究開発（新規）（研究開発の期間：2カ年）

2．事業計画

毎年度実施する（平成13年度から）。

アスベスト飛散抑制対策に資する研究開発領域を創設する。

3．施策の効果

本事業の実施により、環境技術の分野における競争的な研究開発環境が形成され、未解明の環境問題についての基礎的研究、実用化が急がれる技術開発が効率的に推進される。

また、本事業の成果は、環境行政の重要課題解決の促進、地域や民間における環境保全の取組などに活用される。

地球環境研究総合推進費（競争的資金）

3,256百万円（3,015百万円）

地球環境局総務課研究調査室

1. 事業の概要

地球環境問題への適切な対応には、正確かつ最新の科学的知見が重要な役割を担っている。本経費は、地球環境問題の解決に対し科学的側面から貢献することを目的としており、オゾン層の破壊、地球の温暖化、酸性雨など、様々な地球環境問題を対象とし、産学民官の研究機関に所属する研究者から、提案公募方式により研究課題を募っている。

本経費については、地球環境保全政策の科学的な支援という観点を第1に指向し、地球環境保全に関する関係閣僚会議が策定する「地球環境保全調査研究等総合推進計画」との整合性を図りつつ、学際的・国際的な観点からの運営を図っている。

2. 事業計画

1 研究課題当たりの研究期間は3～5年間。新規、継続含め、17年度は37のボトムアップ型研究課題（研究テーマを公募しその中から課題を選定する仕組み）及び4つのトップダウン型プロジェクト（研究テーマや代表者を事前に定めた上で、細部を公募し競争的に選定する仕組み）を実施中。継続予定の研究課題については中間評価等を実施し、その結果を研究計画や資源配分へ適切に反映させつつ、研究を実施する。

また、17年度から研究分野毎に設置しているプログラムオフィサーの活用により、適切な研究の進行管理を通じて、研究成果の一層の充実を目指す。

3. 施策の効果

研究成果は、地球温暖化対策を始め地球環境政策の立案・実施に科学的基盤を与えるとともに、IPCC等の国際的取り組みに貢献する。更に最新の研究成果を判り易く広報することにより、地球環境問題の普及啓発に貢献する。

地球環境研究総合推進費(平成2年度～)

背景と目的

- ・地球環境政策の立案・推進には、
科学的な裏付けや科学的なデータが不可欠
- ・地球の温暖化をはじめ、様々な地球環境問題が深刻化
問題解決に向けた取り組みとして、科学研究は有効かつ重要なものの一つ

地球環境政策を科学的に支える研究を、総合的に推進し、
地球環境問題の解決に寄与

IPCC(気候変動に関する政府間パネル):地球温暖化に関する最新の科学的知見をまとめ、
温暖化防止政策に科学的な基礎を与えることを目的として1988年に設立された国連の組織

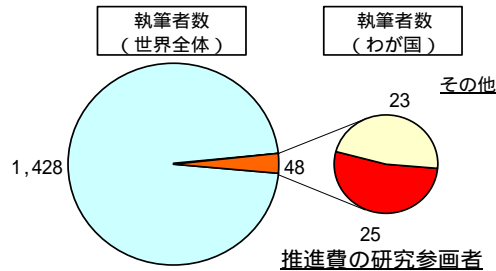
制度の特徴

- ・わが国の研究資源の総力を結集し、チャレンジングな研究を推進するための**政策反映指向型競争的資金**
- ・地球環境保全に関する関係閣僚会議の作成する「**地球環境保全調査研究等総合推進計画**」と整合性を図りつつ、
- ・ボトムアップ的な仕組みとトップダウン的な仕組みを活用し、**地球環境研究を総合的に推進**
- ・専任の**プログラムオフィサー(PO)**を設置し、研究者に対する指導助言体制を強化

期待される成果

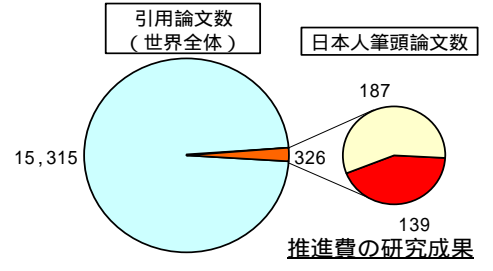
- ・例えば温暖化対策において、**京都議定書の第2約束期間以降の政策立案を科学的に支えるデータの提供**等
- ・例えばIPCC第4次評価報告書に対し、わが国の生産論文の引用比率を、飛躍的に拡大し、国際的な地球環境政策の検討に貢献等

IPCC第3次評価報告書(2001)
執筆者の構成



わが国の主な研究者が推進費研究に参画

IPCC第3次評価報告書(2001)
引用文献の構成



推進費研究成果はわが国による貢献の主を占める

学校等エコ改修と環境教育モデル事業(一般会計・石油特会)

1,545百万円(1,030百万円)

総合環境政策局環境教育推進室

1. 事業の概要

地域社会の基礎単位である学校及びその校区において、環境への負荷の少なく快適な学校環境づくり、学校と地域が協力した環境教育をモデル的に推進する。

- (1) 地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業(石油特会: 1,500百万円)
学校の特徴に応じた二酸化炭素排出削減効果を有する省エネ改修、新エネ導入の最も効果的な組み合わせ(断熱、遮光、緑化など)による施設整備に要する費用の一部を補助する。
- (2) 学校等エコ改修と環境教育事業(一般会計: 45百万円)
各自治体で行われる「地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業」を技術面からサポート。また、エコ改修を素材とした、環境教育のプログラムづくり等を行う。さらに、平成17年の結果を踏まえて、さらに効果的な事業を行うための研究を進める。

2. 事業計画

原則3年間で実施する。平成17年度採択校については、引き続き改修工事を進める。平成18年度は、対象校を増加させ、気候や周辺環境等の立地条件や学校施設のタイプ等を考慮し、平成17年度にモデル校として採択できなかったタイプの学校について、事業を実施する。

補助先 地方公共団体

補助率 1 / 2

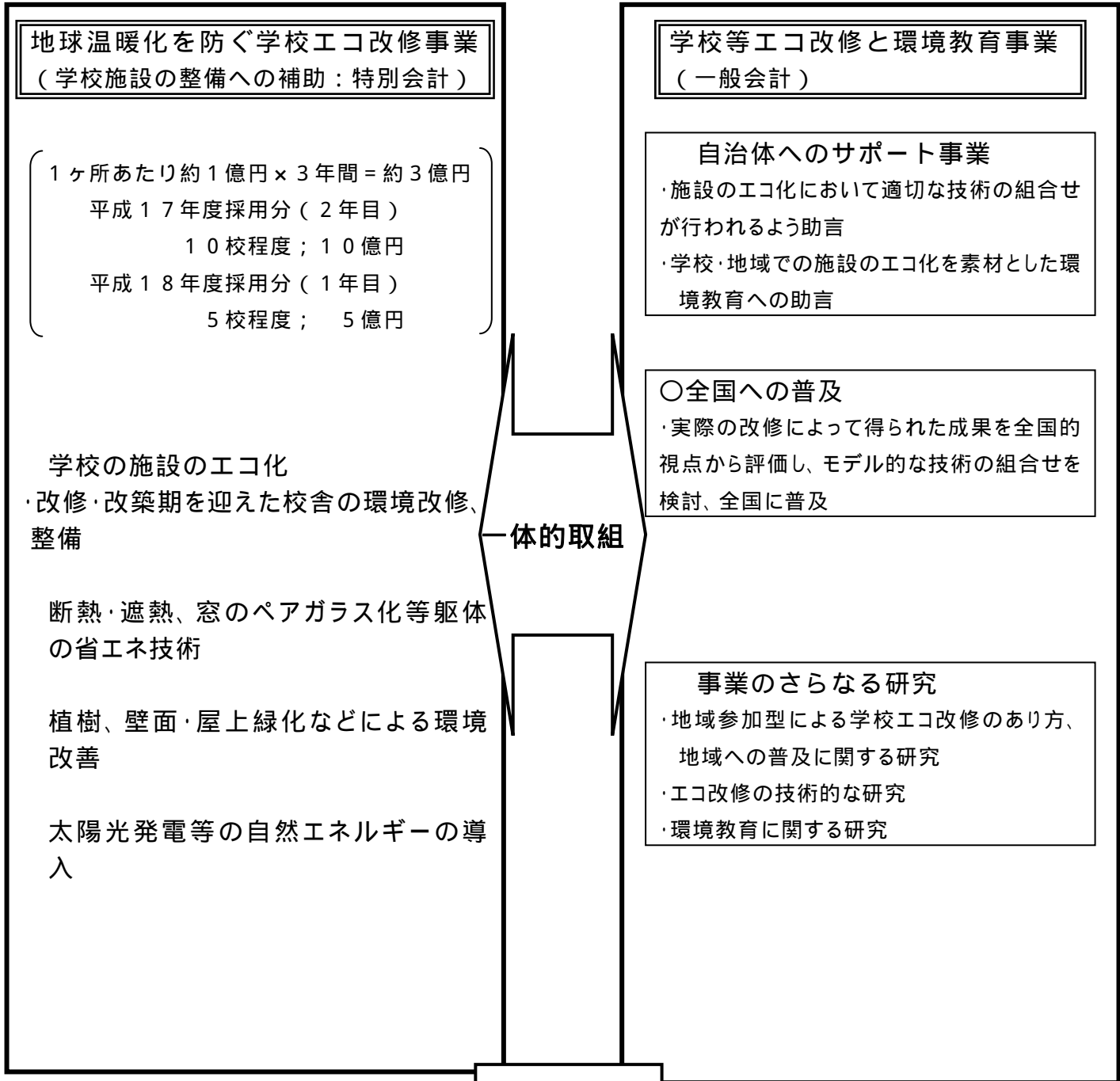
平成17年度採用 10校程度 1,000百万円

平成18年度新規採用校 5校程度 500百万円

3. 施策の効果

学校や校区内の施設のエコ化による二酸化炭素排出量削減と、これを題材として地域での環境教育の普及、環境建築技術者の育成等を図り、環境負荷の少ない地域づくり、地域における環境保全意識の醸成を促進する。

学校等エコ改修・環境教育モデル事業



得られる効果

- 学校での環境教育の進展
- 地域が参加した環境教育の展開
- 学校施設からの環境負荷低減
- 建築物での環境負荷に関わる技術者の拡大
- 自然エネルギー等の利用による学校の災害対応機能の強化

国連持続可能な開発のための教育の10年促進事業

35百万円（9百万円）

総合環境政策局環境教育推進室

1. 事業の概要

2005年から日本が提案した「国連持続可能な開発のための教育の10年（DESD）」が開始され、我が国においても「持続可能な開発のための教育」を主体的に展開していくことが求められている。

ESDでは、環境保全、経済発展、社会開発の3つの調和を図りつつ、社会経済活動を資源や環境の制約条件を織り込んだものへ転換し、持続可能な消費・生産パターンを定着させるため、様々な課題を統合した取組の枠組みを検討・作成し、より地域に即した教材となるよう地域において、多様な主体の参加のもと枠組みに沿って実践をおこなった上で、それらの成果等を取りまとめ全国へ普及させる。

2. 事業計画

(1) ESD全国事務局の設置・運営

各地域でESDを具体的に進めるための取組を支援するための事務局を設置し、様々な課題の枠組検討及び作成、各地域へのESDの内容レクチャー、実施プログラムの助言等を行う。

(2) 教材・プログラム作成

全国事務局からの助言・サポートを踏まえ、地域の関係者らを巻き込んで教材・プログラムを作成し、学校の授業などでモデル的に実施する。

3. 施策の効果

地域に根ざした参加型の「国連持続可能な開発のための教育の10年」の教材・プログラム作成手法が具体的に示され、本省からの情報発信及び地方環境事務所等・地方環境パートナーシップオフィス等を通じて、ブロック内各主体との情報共有を行うことにより、国内におけるESDの取組が促進される。

国連・持続可能な開発のための教育(ESD)の10年が2005年から始まった

環境教育

ESD環境教育(円が重なった部分)

環境

環境

開発、経済、産
業、貿易、人権、
貧困、健康等

〔ESD〕知識のみではなく、地域の人とともに学び、持続可能な社会・地域づくりに参画する力を育む

地域に根ざした教育、地域が主体となる取組

地域における
ESD教材・プログラムづくり&実践

全国事務局(全体調整、助言)

専門家による枠組検討・作成
各地域への助言、サポート
成果のとりまとめ
教材作成
(地域実践活動の結果を盛り込む)
成果をとりまとめ全国へ普及啓発

助言、枠組提示

報告、フィードバック

数ヶ所程度
(主体は、NPO等)

枠組みに沿った実践活動
(地域に即した活動内容等を盛り込む)
地域版教材・プログラム作成
授業・講座の実施、評価
実践活動の報告

地方環境事務所
地方環境パートナーシップオフィス

ブロック内各地域への波及

(新)環境体験学習人材育成支援事業

12百万円(0百万円)

総合環境政策局環境教育推進室

1. 事業の概要

平成15年7月に成立した「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」では、民間の人材認定等事業の国への登録制度が盛り込まれ、環境教育にかかわる人材育成等の促進及び活性化が期待されているが、当制度は一般の活動リーダー等、いわば、人材育成の裾野を拡大していくための効果が期待されるものの、人材育成にかかる指導者層や活動の企画立案・調整等高度な技能を有する人材の育成には、資金や分野の偏り等の課題もあり、これをNPO等の民間団体のみに委ねることは必ずしも好結果をもたらさないと考えられる。

このため、大学等の教育機関及びNPO等民間団体の連携による一体的なかつ総合的な環境体験活動の指導者等の育成方策を検討し、その結果をもとに具体的な指導者等の人材育成施策を展開し、環境教育・環境学習の一層の推進に資する。

2. 事業計画

指導者等高度な環境体験活動促進にかかる人材の育成を、大学等の教育機関やNPO等の団体において、具体的に実施するために必要なシラバスやテキストの整備を行う。

また、単なる座学のみならず、インターンシップが重要であるため、インターンシップを受け入れることが可能な団体の発掘等を行う。

その後、試験的に指導者等人材の育成のための研修を実施する。

3. 施策の効果

大学等の教育機関及びNPO等民間団体の連携による一体的なかつ総合的な環境体験活動の指導者等の人材育成について、シラバスやテキストの作成やインターンシップの受け入れ可能な団体の調査を支援することにより、人材育成方策を具体的に民間に示し、民間による環境体験学習指導者等の人材育成の促進及び活性化が期待される。

環境体験学習人材育成支援事業

民間団体のみでは
養成が難しい人材

・リーダーの育成
・活動の企画立案、
調整等を行う人材

体験活動リーダー
普及啓発を担う人材
一般向けに知識を教える人材 etc.

民間団体による養成
(登録制度)

環境体験学習に係る指導者等

民間団体のみでは養成が難しい人材（リーダー育成の指導者や活動の企画立案・調整を行う人材）を育成する方策について、大学等教育機関や民間団体等と連携協力しながら展開することが必要。

**環境体験学習上級指導者等
育成方策検討調査**

環境体験学習の人材育成の支援

シラバスやテキストの作成

インターンシップ受入可能な団体の調査

**環境体験学習の人材育成のための
研修の実施**

・大学等の教育機関やNPO等の民間団体において実施。

1. 事業の概要

環境にやさしい活動をすることを宣言する家庭を「エコファミリー」、その家庭の代表者を「我が家の環境大臣」として任命し以下の支援事業を行う。

(1) ウェブサイトを通じた登録、情報提供(継続)

ホームページを通じてエコファミリーを募集し、エコライフに役立つ情報や参加型コンテンツの提供等を行う。

(2) 団体の登録、情報提供等の活動支援(拡充)

地方公共団体の協力を得て、複数の「エコファミリー」で構成される団体(親族、自治会、NPO、学校、企業等)の登録を引き続き行うとともに、ウェブサイト等を通し、情報・教材の提供、環境家計簿集計機能の提供、情報発信の場の提供等、活動の支援を行う。

(3) エコファミリー表彰・実行動促進のための機会の提供(継続)

全国のエコファミリーを対象としてレポート等を募集し優秀なエコファミリーの取組に対して大臣表彰を行い、エコライフ優秀事例を全国に広く紹介する。またより具体的な取組を促進するよう地方において機会の提供を図る。

2. 事業計画

平成17年度に、インターネットプログラムの構築やファミリーエコクラブ制度等の整備を行い、10年間でエコファミリーに100万世帯が登録することを目標とする。

3. 施策の効果

環境にやさしい活動に取り組む家庭が増加することにより、以下の効果が期待できる。

- ・民間部門におけるCO₂の削減
- ・グリーンコンシューマーの増加、環境保全活動への積極的な参加等

我が家の環境大臣事業

生活の基盤である家庭における環境保全活動・環境教育を推進するため、環境に配慮した取組を行うことを宣言する家庭を「エコファミリー」、その代表者を「我が家の環境大臣」として募集・登録し、支援を行う。

ウェブサイト登録

ウェブサイトを通じた情報提供

- ・エコライフに関する情報提供
- ・家庭における取組記録(日記、環境家計簿機能等)コンテンツ
- ・参加、交流型コンテンツ
- ・全国のイベント等の紹介



個々の家庭

団体登録

団体用対応システム開発

団体が利用できる仕組み(団体登録、結果集計、構成員への情報提供機能等)

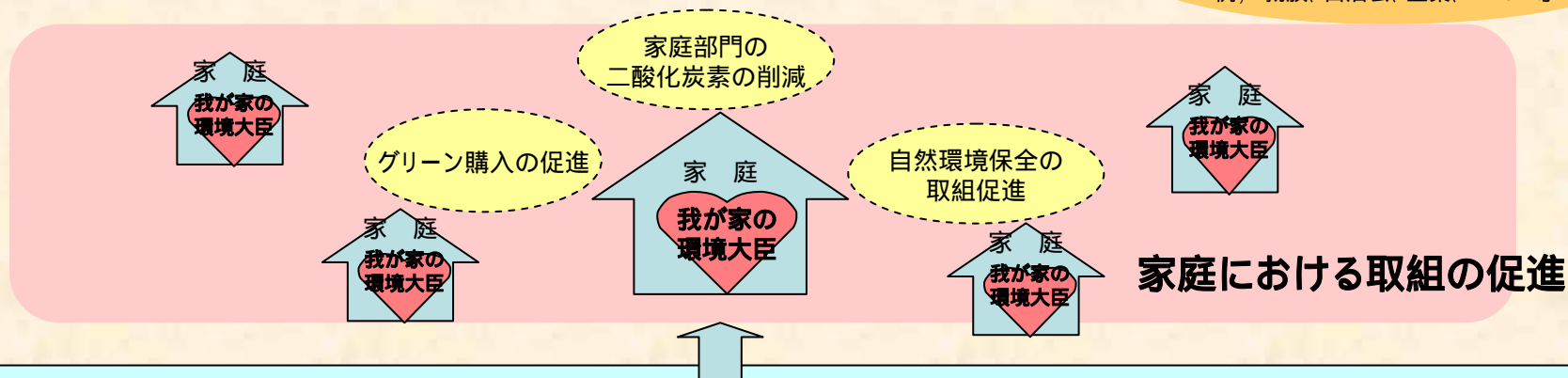
団体登録者に対する情報・教材等の提供

- ・団体代表者を通じて家庭で取り組めるエコライフ事例等の情報、教材等を提供



複数の家庭(世帯)で構成される団体

例) 親族、自治会、企業、NPO 等



エコファミリー表彰・実行動促進のための機会の提供

全国のエコファミリーを対象としてレポート等を募集し優秀なエコファミリーの取組に対して大臣表彰を行い、エコライフ優秀事例を全国に広く紹介する。またより具体的な取組を促進するよう地方において機会の提供を図る。

(新) 知床世界自然遺産地域における保全・共生推進調査費

65百万円(0百万円)

自然環境局自然環境計画課

1. 事業の概要

平成17年7月の第29回世界遺産委員会において、「知床」(北海道)が新たに世界自然遺産として登録された。

登録後は知床が有する世界的に顕著な普遍的価値(OUV: Outstanding Universal Value)を保全する重い国際的責務が生じ、特に「海域管理計画の早期策定(策定期限:平成20年度)」や「IUCNの評価報告書に示された課題(管理のための指標の開発、登山道管理戦略の策定、科学的な調査研究の推進等)」など、知床の世界自然遺産登録に際して勧告された措置についての的確な履行が求められる。

知床が有する世界的に顕著な普遍的価値の保全と適正な利用を図っていくため、生態学的に持続可能な資源利用のあり方を整理するとともに、世界遺産による付加価値化(ブランド化)など具体的な方策を検討し、知床が有する世界的に顕著な普遍的価値と共生した地域づくりを目指す。

本調査は学識経験者の協力を得て、関係機関(北海道、林野庁、地元等)と連携して行う。

2. 事業計画

事業内容	H18年度	H19年度	H20年度
(1) 登録勧告への対応			
海域管理計画の策定	————— <調査・	検討>—————	————— <策定> —————>
IUCN評価報告書に示された課題 (「海と森の生きもの調査」を含む)	—————	<検討・実施>	—————>
評価調査団の招致		—————>	
(2) OUVと共生した地域づくり	————— <調査・	検討>—————	————— <とりまとめ> —————>

3. 施策の効果

知床世界自然遺産地域の保護と適正利用の推進

知床が有する世界的に顕著な普遍的価値と共生した地域づくりの推進

知床世界自然遺産地域における保全・共生推進調査費

➤平成17年7月:
「知床」の世界自然遺産登録

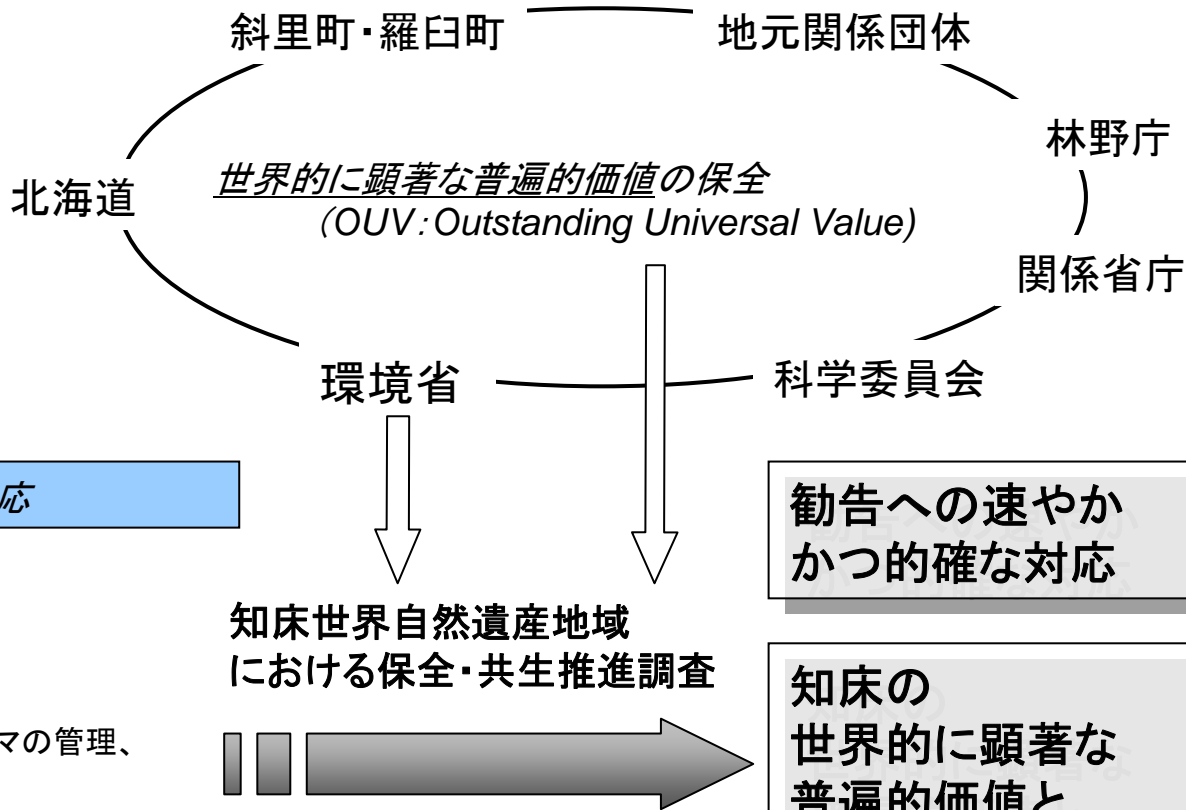
国際的責務

世界遺産委員会における勧告への対応

- 海域管理計画の策定(策定期限:2008年)
- IUCNの評価報告書に示された課題
(観光客の管理、登山道管理戦略の検討、
科学的な調査研究の推進、エゾシカ・ヒグマの管理、
管理指標・水準の開発等)
- IUCNによる評価調査団の招致(登録後2年以内)

知床世界自然遺産地域の保全と適正利用の推進

- 持続可能な資源利用のあり方の整理
- 世界遺産による付加価値化(ブランド化)方策の検討



勧告への速やかなかつ的確な対応

知床の世界的に顕著な普遍的価値と共生した地域づくり

条約上の責務の履行

(新)知床世界遺産センター(仮称)整備事業費

35百万円(0百万円)

自然環境局自然環境計画課

1. 事業の概要

平成17年7月の第29回世界遺産委員会において、「知床」(北海道)が新たに世界自然遺産として登録された。

登録に伴い、知床が有する世界的に顕著な普遍的価値(OUV: Outstanding Universal Value)を保全していくことが日本の責務となった。世界遺産条約第5条においては、当事国に対し、世界自然遺産の保護、保存等のための研修センターの設置等を促進すること、学術的調査を奨励することが求められている。

このため、以下のような機能を有する「知床世界遺産センター(仮称)」を整備する。

調査研究・モニタリング
情報の収集・管理・提供
普及啓発
人材育成 等

(参考)世界遺産条約 第5条 (e)

文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備の分野における全国的又は地域的な研修センターの設置又は発展を促進し、並びにこれらの分野における学術的調査を奨励すること。

2. 事業計画

平成18年度～20年度

事業内容	H18年度	H19年度	H20年度
(1) 基本計画、基本設計	→		
(2) 実施設計		→	
(3) 施設整備		→	→

3. 施策の効果

知床世界自然遺産地域の保護と適正な利用の推進

知床世界遺産センター(仮称)

～ 知床世界自然遺産地域の保全管理の拠点施設 ～

調査研究・モニタリング

< 自然環境 >

- ・気候
- ・流水
- ・植生(森林植生、草本植生、外来種等)
- ・動物(鳥類、海棲哺乳類、陸棲哺乳類、魚類等)
- ・自然景観 等

< 社会環境 >

- ・河川工作物の設置状況
- ・利用者数 等

情報の収集・管理・提供

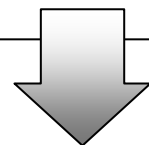
自然環境及び社会環境に関する情報の収集を行い、GIS等を活用して一元化し、提供

普及啓発

世界遺産を人類全体の宝として保全し、持続可能な活用を図っていくための普及啓発を実施

人材育成

調査研究・モニタリング、情報の収集・管理・提供、普及啓発等を実施してくための人材を育成



知床世界自然遺産地域の保護と適正な利用の推進

自然環境局自然環境計画課

1. 事業の概要

「屋久島」と「白神山地」は、我が国で最初の世界自然遺産として平成5年に登録され、世界自然遺産地域として必要な保全管理を進めてきた。

しかし、マナーの欠如や利用上の課題が依然として見られ、今後、保全状況を評価すべき物件として世界遺産委員会において審議される可能性もあることから、世界遺産本来の目的についての普及啓発の強化や保全管理手法の向上を図っていく必要がある。

また、世界遺産地域の管理手法をより地域参加型のものに転換していくための方策を検討するとともに、策定後10年が経過した管理計画の改定（屋久島及び白神山地）、利用者負担による施設維持管理の可能性（屋久島）等を検討する。

本年7月に世界自然遺産として登録された「知床」については、入込者の増加による影響を未然に防ぎ、適正な保全管理に向けた検討を行う。

2. 事業計画

(1) 白神山地及び屋久島については、平成18～19年度

(2) 知床については、平成17～21年度

地域名	事業内容	17	18	19	20	21
白神山地	管理計画の改定、地域参加型保全管理手法の検討等			→		
屋久島	管理計画の改定、利用者負担による施設維持管理の検討、地域参加型保全管理手法の検討等			→		
知床	適正な保全管理に向けた検討					→

3. 施策の効果

- ・ 過剰利用等による自然環境への影響を抑制するとともに、適正な利用を推進することにより、世界自然遺産としての価値を将来にわたって保全。
- ・ 開発途上国等における保全管理のモデルとして、導入可能な方策を確立。

世界自然遺産地域保全対策費

「白神山地」・「屋久島」

平成5年：我が国で最初の世界自然遺産として登録

「知床」

平成17年：世界自然遺産として登録

< 世界遺産登録に伴う影響 >

- ・ 入込者数の増加による影響（白神山地、屋久島では1.5～2.0倍程度増加）
- ・ 登山者による踏圧、し尿等による水源地の汚染
- ・ 地域社会に対する社会的影響 等

世界自然遺産地域保全対策費

知床

- ・ 適正な保全管理に向けた検討

白神山地

- ・ 管理計画の改定
- ・ 地域参加型保全管理手法の検討 等

屋久島

- ・ 管理計画の改定
- ・ 利用者負担による施設維持管理の検討
- ・ 地域参加型保全管理手法の検討 等

世界遺産本来の目的についての普及啓発の強化や保全管理手法の向上

世界自然遺産としての価値を将来にわたって保全

(新) 広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくり推進事業

16百万円(0百万円)

自然環境局国立公園課

1. 事業の概要

近年の環境保全に関する社会全体の関心、例えば、よりよい景観を求める動き(景観法の成立)や環境保全活動への参画意識などが高まるにつれ、国立公園に求められる役割・期待も多岐にわたってきている。また、三位一体改革による国立公園に関する国と地方の新たな役割分担により、利用者の安全確保にも責任が増大している。

そのため、広範なニーズを反映した、国立公園を軸とした地域連携・活性化を推進するとともに、安全・快適な国立公園づくりを進める。

(1) 「国立公園の新たな運営戦略(仮称)」の策定

国立公園運営の基本的考え方、運営プログラムに盛り込むべき内容、作成方法等を示した指針を策定。

(2) 各国立公園で「国立公園戦略的運営協議会(仮称)」を設置、「国立公園戦略運営プログラム(仮称)」を策定

各公園の一団の地域ごとに、学識者、地元自治体、公園事業者、利用者の代表等の関係者による多様な主体の参画の場を確保。協議会において、運営プログラムを策定し、協議会構成員が連携・分担して景観形成など魅力ある公園づくりを実施。

2. 事業計画

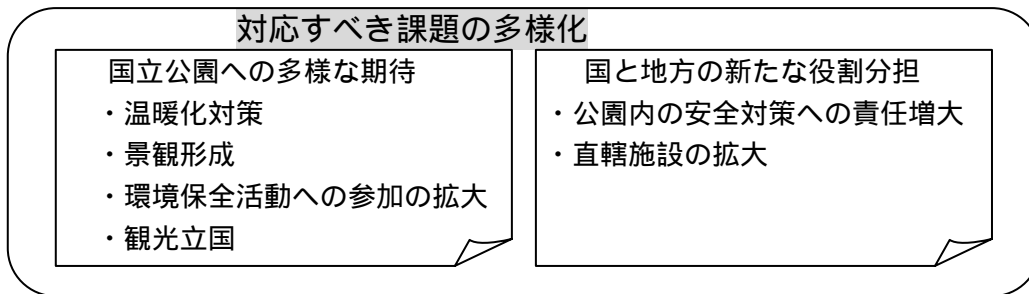
18年度	基礎的資料や事例の収集、利用者と公園内の住民の意識調査、利用者の運営管理への参加手法の検討、運営の分担方法の整理等を行い、運営戦略を作成、各公園で協議会の設置準備
19~20年度	各公園で協議会を設置、プログラムを策定、実施

3. 施策の効果

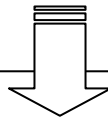
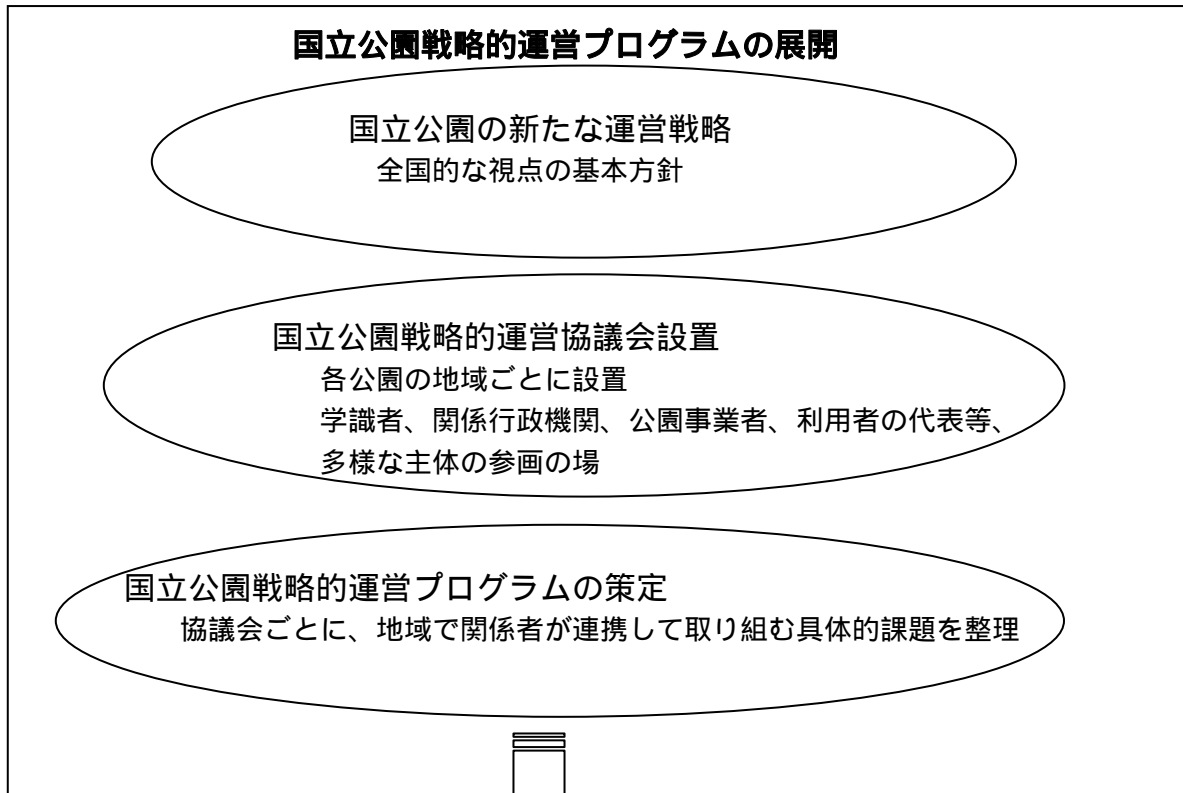
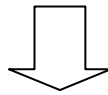
国立公園の戦略的な運営体制を確立し、景観形成など幅広い環境問題や風格のある国土づくりへの対応を促進。

利用者のニーズを的確に反映し、多様な主体の参画を得て、自然公園等事業、グリーンワーカー事業などを組み合わせ、公園管理水準を向上。

国立公園戦略的運営の推進

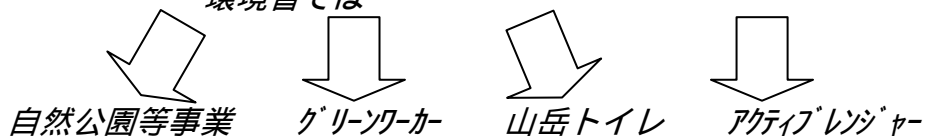


多様な課題、ニーズに対応して施策を総合的に展開し、広範な関係者との連携・分担による地域活性化が急務



協議会参加者が役割分担して、取組

環境省では・・・



国立公園を核として景観形成、観光立国を推進

(新) 海域国立公園保全強化方策検討事業費 18百万円(0百万円)

自然環境局国立公園課

1. 事業の概要

沿岸域の自然景観の保全、及び陸域と海域の生態系の連続性を確保することが国内外から求められていることから、我が国の自然保護行政の根幹である国立公園制度において、海と陸の連続的な保護・利用のあり方、新たな海域の保全方策について検討し、国立公園の海域の保全管理の充実を図る。

2. 事業計画

平成18年度	全国の海域改変状況等の把握 海域国立公園における課題の抽出・分析	等
平成19年度	ケーススタディの実施 全国的な海域の保全方策の検討・策定	等

3. 施策の効果

国立公園の海域の保全管理を充実することにより、生態系の連続性の確保や風格のある国土づくりが促進される。また、世界に誇れる国立公園とすることにより、観光立国の推進にも寄与する。

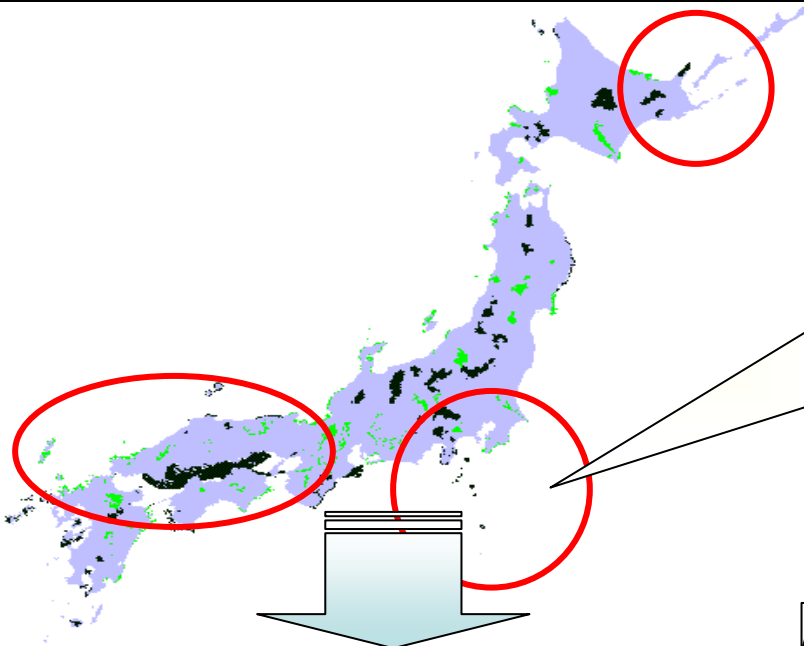
海域国立公園保全強化方策検討事業費

現在の課題

- ・ 全国における沿岸域開発の進行
(ex. 干潟、藻場等の埋立による消滅)
- ・ 海域の生物多様性 (種・生態系) の減少
- ・ 海域と連続した陸域の動植物相・景観への影響

海域生態系保護施策の充実
陸域・海域の統合的管理の推進
が急務

海域を含む代表的国立公園における事例調査・課題の分析



現地調査によるデータの収集・解析

- ・ 自然景観
- ・ 植生 (藻場等を含む)
- ・ 魚類・底生生物
- ・ 海鳥類・海棲哺乳類
など

海域国立公園保全方策の検討
法制度・管理体制の整備

国立公園の海域生物多様性の保全
公園利用者の満足度向上
観光立国の推進

自然公園等事業（公共） 12,150百万円（12,531百万円）

自然環境局自然環境整備担当参事官室
自然環境計画課

1. 事業の概要

三位一体改革において整理された国と地方の新たな役割分担に基づき、国立・国定公園等の整備を推進し、自然と共生する地域づくりを更に進める。

国立公園の保護上及び利用上重要な公園事業並びに国民公園等の整備について、直轄事業により着実に実施する。

自然環境整備交付金により、地方の行う国定公園等の整備を支援する。

2. 事業計画

(1) 国立公園の直轄事業（保護上及び利用上重要な公園事業）

山岳地域の適正な利用を推進するため、登山道整備（標識、洗掘箇所）の修復、植生復元等を重点的に実施。

利用拠点の良好な景観を形成するため、展望台からの眺望の再生、標識の一斉更新、駐車場の修景緑化等を重点的に実施。

失われた自然を積極的に取り戻すため、自然再生事業を更に推進。

(2) 国民公園等の直轄整備

各国民公園及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑に係る施設整備を実施

(3) 国定公園等の交付金事業（交付率：45%、交付先：都道府県）

国定公園事業

国指定鳥獣保護区（国立・国定公園区域外）における自然再生事業

長距離自然歩道整備事業（国立・国定公園区域外）

3. 施策の効果

国立・国定公園等における自然環境の保全・再生及び自然とのふれあいの場の整備の推進。

自然公園等事業の整備例



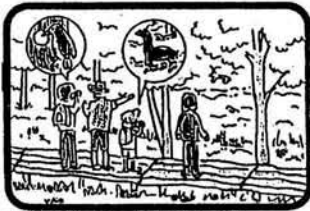
向本にも広がった歩道を木道以外は立ち入らず復元



登山者が集中する頂上にも植生保護の措置



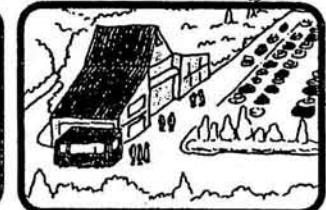
洗掘された箇所は自然材料で修復



自然体験フィールド整備事業
(自然観察路網、観察拠点等)



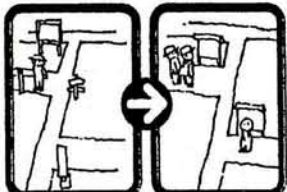
自然環境保全修復事業
(湿原植生復元)



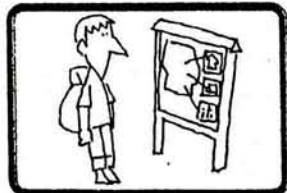
利用誘導拠点整備事業
(インフォメーションセンター)
(マイカー規制用駐車場等)



わかりやすい標識の整備



デザインの統一による一体的な標識の整備

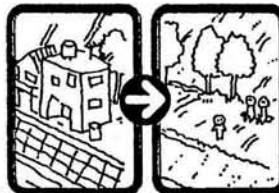


外国人にもわかりやすい標識の整備

良好な景観の形成



町並み景観にとけ込むような施設の整備



老朽施設を撤去して広場などを整備



自然エネルギー利用ビジターセンター

自然再生事業



国立公園等管理体制強化費（アクティブ・レンジャー）

218百万円（190百万円）

自然環境局総務課

1．事業の概要

地方環境事務所が果たす本来的な機能の一つである国立公園の管理、野生生物の保護及び地域の自治体・専門家・NPOとの連携の強化を図りながら、国民に顔の見える環境省自然保護官の現地管理体制を確立するための事業。

2．事業計画

自然保護官が行う業務のうち、自然保護地域内のパトロール、利用者への指導、自然解説などの現地業務や自然公園指導員等のボランティアとの連絡調整を主体的に担当するアクティブ・レンジャー（自然保護官補佐）を平成17年6月から60名を雇用したところであるが、まだ十分な対応とは言えないため、増員を図りながら現地管理体制の一層の充実強化を図る。

（1）主な業務

- ・パトロール
- ・利用者指導
- ・自然解説
- ・自然公園指導員及びパークボランティアとの連絡調整

（2）配置計画

地方環境事務所（7か所）

自然環境事務所・自然保護官事務所等（83か所）

これらの中から今後、配置する地区を検討。

環境省の非常勤職員として雇用。公募により全国から広く募集の上、選考。

3．施策の効果

専門的な知見を持ったアクティブ・レンジャーを現地に配置し、管内の国立公園等を対象として計画的、定期的にパトロールや利用者指導などを行うことにより、自然保護及び利用上の問題を早期に捉え適時的確な対策に繋げるなど、国立公園等の管理水準を高めることが可能となる。

国立公園等管理体制強化費 (アクティブ・レンジャー)



知床半島 (知床国立公園)



尾瀬ヶ原 (日光国立公園)

全国に246名の自然保護官等を配置しているが、広大な保護地域の管理や業務の増大に追われ十分な現地パトロールが行えない。
現地管理体制の強化が急務。

職員一人あたり
国立公園管理面積：8,800ha

自然保護官を補佐する アクティブ・レンジャーを導入

【アクティブ・レンジャーの役割】
国立公園等のパトロール
利用者の指導や自然解説
地域ボランティアとの連絡調整など

【導入の方法】
全国の国立公園や野生生物の重要な生息地に配置
環境省の非常勤職員として雇用
公募により全国から広く募集



(パトロール)



(自然解説)

フットワークと機動力の強化

問題の早期発見とタイムリーな対策の実行

国立公園など現場体制の強化

国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業費 300百万円(277百万円)
--

自然環境局国立公園課

1. 事業の概要

国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、地域の自然や社会状況を熟知した地元住民等を雇用し、地域の実情に対応した迅速できめ細かな自然環境保全活動を推進し、国立公園等の管理のグレードアップを図る。

特に二酸化炭素吸収源対策、特定外来生物法全面施行を受けた外来種対策、景観法の施行を受けた景観形成の取り組みをさらに充実・強化する。

2. 事業計画

全国28箇所の国立公園等で、以下の予算額をもって事業を実施してきたところ

平成13年度	1.9億円
平成14年度	5.2億円
平成15年度	1.5億円
平成16年度	3.0億円
平成17年度	2.8億円

3. 施策の効果

上記事業により、国立公園の管理のグレードアップを図るとともに、観光立国・良好な景観形成の実現や地球温暖化防止に貢献。また、環境分野での新たな雇用の確保や地域の活性化にも寄与。

事業費100百万円あたり、概ね4,000人日の雇用見込み。

国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業費

国立公園等の保安全管理上の諸問題

高山植物の盗採や高山蝶等の密猟
外来動植物の侵入による自然生態系への影響の懸念
山岳地や湖沼・海岸等での投棄物・漂着物の処理に苦慮
利用集中期のお花畑等への踏み込み
集中山岳地の登山道が荒廃
人為による裸地化や里地里山・人工林の放置による生物多様性の喪失
野生動植物の生息・生育地への違法な車両の乗り入れ

等

スノーモービル等乗り入れ禁止区域での指導



国立公園等の保安全管理の充実

監視活動の充実
外来種の除去・捕獲
投棄物・漂着物回収
パトロールや制札による立入り制限
登山道の伝統的工法によるきめ細かな維持管理の実施
植生復元、里山の間伐促進
監視活動

等

自然や社会状況を熟知した地元住民等を雇用し事業を実施

アウトプット

世界に誇れる国立公園づくり

山頂での埋設ゴミの回収



山岳環境等浄化・安全対策緊急事業費補助

150百万円(110百万円)

自然環境局国立公園課

1. 事業の概要

山岳地域及び離島や海岸域などの条件不利地における環境浄化対策及び安全対策の推進を図るため、山小屋事業者等が行うし尿・排水処理施設、利用者の避難施設等の整備について、都道府県を通じた間接補助等を行うことにより、その推進を図る。

2. 事業計画

平成11年度より、全国の山小屋等からの要望を受け、毎年度10箇所程度において整備を実施。

3. 施策の効果

国立公園等の山岳し尿処理施設等の整備促進により、優れた自然景観地の保全と快適な利用環境の維持、利用の安全性の向上が図られる。

山岳環境等浄化・安全対策緊急事業費補助



特定の山岳地に利用が集中



トイレの使用は順番待ち



山岳地のトイレは未処理で放流
(白い堆積物は未分解のトレットペーパー)



山小屋は厳しい立地条件に位置する



補助による山岳トイレの整備
(オガクズ式し尿処理施設)



オガクズ式トイレの内部

エコツーリズム総合推進事業費

132百万円(130百万円)

自然環境局総務課自然ふれあい推進室

1. 事業の概要

エコツーリズム(自然環境や歴史文化を対象とし、それらを学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方)の普及・定着へ向け、「エコツーリズム推進会議(小池大臣議長)」において、5つの推進方策をとりまとめ、事業を進めているところ。

今後は、概念やノウハウが行き渡っていない、人材が育っていない等の課題を克服するため、モデル事業をはじめとする推進方策を着実、かつ効果的に展開して普及・定着を進めるとともに、さらにエコツーリズムの取り組みが適正に展開するよう、各種事業を実施する。

2. 事業計画

引き続き推進方策に取り組むとともに、自治体などへの幅広い支援としての全国セミナーの開催を行う。また、エコツーリズムの推進に必要な調査、国立公園における仕組みづくり等を実施する。

3. 施策の効果

エコツーリズムの推進により、次の効果を期待できる。

地域資源の持続的利用の促進

地域住民及び旅行者の環境保全意識の向上

多彩なプログラム提供による利用の分散、通年観光化

環境学習・環境教育の機会の提供

新たな雇用の機会の創出

地域活性化、地域経済への貢献

自然公園行政、野生生物行政などへの理解の促進

都市と農山漁村の共生・対流、観光立国、地域再生など、国の重要施策への貢献

持続可能な社会づくりへの貢献

エコツーリズム総合推進事業費



エコツーリズムとは
 自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方

エコツーリズムの効果
 地域資源の持続的利用の促進、地域住民や旅行者の環境保全意識の向上、多彩なプログラムによる利用の分散、通年観光化、環境学習・環境教育の機会の提供、新たな雇用の創出、地域活性化、地域経済への貢献、自然公園行政、野生生物行政などへ理解の促進、都市と農山漁村の共生・対流、観光立国など、国の重要施策への貢献等

旅行者

事業者

地域(主に自治体)

第2ステージ
 <展開・深化>
 先進国への
 キャッチアップ
 確実な環境配慮
 の推進
 国立公園における
 先導的事業実施

第1ステージ
 <普及・定着>
 理念の普及
 情報の流通
 底辺の拡大

エコツアー総覧

情報の流通
 (事業者・利用者)

(エコツーリズム憲章)

理念の普及(主に旅行者)

生態系ごとの適正収容力
 算定手法調査

動植物等への配慮事項調査

環境配慮への取り組み促進

国立公園内
 エコツーリズム
 の仕組み
 づくり

エコツーリズム推進セミナー

エコツーリズム大賞

(エコツーリズム推進マニュアル)

モデル事業

底辺の拡大

(新) 温泉資源の保護対策等に関する検討調査

9 百万円 (0 百万円)

自然環境局自然環境整備担当参事官室

1 . 事業の概要

昭和 2 3 年に温泉法が制定され、温泉ゆう出目的の土地の掘削等に対する規制が行われているが、法制定以降、温泉を取り巻く状況は大きく変化しており、特に、近年は技術進歩に伴う大深度掘削、大型動力装置の設置による揚湯量の増加等を背景として、新たな温泉の掘削によるゆう出量の減少など既存の温泉への影響が懸念されている。

このため、温泉資源の制約が懸念される地域等を対象に、温泉地におけるゆう出量の経年変化の動向、温泉資源の制約問題が顕在化している地域内外における新規掘削、温泉利用施設建設等の事例、都市開発・温泉開発との関係、大深度掘削別の動向及び安全対策など温泉資源の保護対策等に関する現状と要因の分析を行う。

さらに、各都道府県における温泉掘削等の規制状況など、実態を調査し、分析結果を踏まえて、都道府県等への提言を行う。

2 . 事業計画

平成 1 8 年度から 2 0 年度までの 3 ヶ年計画で実施する。

文献調査や現地調査による知見等の収集及び地域の実態把握等を行い、温泉源の保護を図る上で有効な手法・対策を立案する。

3 . 施策の効果

温泉資源の量的制約問題が懸念される地域の実態を把握するとともに、大深度掘削の状況及び集合住宅等での大量利用など、温泉資源の保護に関する情報を収集・整理し、「限りある自然資源」である温泉の保護と持続的利用に資する施策の推進を図る。

温泉資源の保護対策等に関する検討調査フロー

温泉法

温泉源の保護（法第三条、第九条）

温泉源を保護するため、温泉の掘削、増掘、動力装置を設置する場合は都道府県知事の許可が必要

温泉の現況

全国の源泉数は増加したが、
自噴泉は減少し、動力泉が増加

平成15年度末現在の数値は、昭和40年度当時に対し、

- ・ 温泉地数（カ所）：約2.3倍
- ・ 源泉数（孔）：約2.3倍

利用自噴泉：約800孔減

利用動力泉：約8,000孔増

- ・ 湧出量（千L/分）：約2.4倍
- ・ 未利用源泉数（孔）：約101倍

最近10年間での

- ・ 大深度掘削の割合
（1,000m以上：全体の43%）

温泉地の課題

温泉資源の保護・管理

- 1) 源泉状況把握
- 2) 温泉地における温泉資源の制約問題
- 3) 未利用泉への指導
- 4) 掘削源泉での過剰揚湯回避
など

具体的提言

温泉に関する制度の見直し検討項目

- 都道府県等への提言
- 温泉保護地域の掘削時の距離制限
- 掘削時の口径制限
- 掘削時の深度制限
- 採取量の制限
- 集中管理方式の可能性

1. 温泉地実態調査（各5地域×4類型=20地域）
調査内容：
 - ・ 温泉資源の経年変化動向（湧出量、泉温、泉質、水位、時間値、季節値、施設の種別と軒数、種別ごとの使用量、収容定員と宿泊者数、浴槽規模他）
 - ・ 未利用源泉の実態安全採取型、安全採取ぎみ型、過剰採取ぎみ型、過剰採取型（各5地域）
2. 都道府県調査
条例、掘削許可の基準、行政指導のあり方等
3. アンケート調査（都道府県、温泉施設等）

調査結果の取りまとめ

温泉資源の保護対策等に関する検討会

自然環境局野生生物課

1. 事業の概要

(1) 特定外来生物防除直轄事業

以下の重点地域において環境省直轄により防除事業を実施する。

奄美大島及び沖縄本島やんばる地域において、希少野生動物等を捕食するジャワマングースの完全排除を目指し、集中的なワナの配置や移動抑制柵の設置など戦略的に防除事業を実施する。

ラムサール条約湿地など環境省が所管する保護水面や環境省レッドリスト掲載種の生息地においてオオクチバス等の防除事業を実施する。

国立公園等保護上重要な地域のうち特に重点的対策を要する地域において、外来生物対策の検討・防除事業を実施する。

(2) 広域分布外来生物防除モデル事業

都道府県の区域を越えて広域に分布して被害を及ぼすおそれがあるアライグマ、カミツキガメ、アルゼンチンアリ等の外来生物について、地方公共団体と連携した防除のためのモデル事業を実施する。その成果を防除手法のマニュアルとしてとりまとめ、各地の防除に活用する。

2. 事業計画

(年度)

	17	18	19	20	21	
(1)特定外来生物防除直轄事業	→					
沖繩・奄美地方マングース防除	→					
オオクチバス等防除推進事業	→					
国立公園等外来生物重点防除事業	→					
(2)広域分布外来生物防除モデル事業	→					
アライグマ防除モデル事業	→					
カミツキガメ等防除モデル事業	→					

3. 施策の効果

重点地域における集中的な防除の実施により、完全排除への道筋をつけるとともに、国や地方公共団体等、各主体の役割に応じた総合的・効果的な防除の推進方策を明らかにすることにより、外来生物による日本の生態系等に係る被害を低減し、被害の拡大防止を図る。

特定外来生物防除等推進事業

< 被害の増加に対応した肉厚な施策の推進 >

外来生物法に基づく特定外来生物の指定

被害の増加に対応した防除
施策の一層の強化・拡充

地方公共団体が行う被害防
止対策の技術的支援策強化

特定外来生物防除直轄事業

マングース防除事業(沖縄・奄美地方)

オオクチバス等防除事業

国立公園等外来生物重点防除事業

広域分布外来生物防除モデル事業

アライグマ防除モデル事業

カミツキガメ防除モデル事業

アルゼンチンアリ・セアカゴケグモ等防
除モデル事業

自然環境局野生生物課

1. 事業の概要

既に指定されている特定外来生物や今後追加指定される特定外来生物の適正な管理を実施するため、次の事業を行う。

(1) 特定外来生物の選定及び飼養等基準の策定等の調査

特定外来生物の選定及び未判定外来生物の判定のための専門家会合の開催、 要注意外来生物・未判定外来生物の生態特性等の情報収集、 特定外来生物の飼養等基準の策定、 個体識別の実行体制の確立など施策実行に必要な調査の実施。

(2) 外来生物対策に必要な情報のインターネット上での提供

法制度や申請手続、特定外来生物情報、要注意外来生物リストなどの情報について随時ホームページ上での公開を進める。

(3) 特定外来生物の適切な飼養等の確保

飼養等許可の申請・届出の審査、立入検査の推進、規制内容の周知など飼養者による特定外来生物の適正管理の確保。 人の生命身体に被害を及ぼすおそれがある特定外来生物の適切処分のための体制の整備。

(4) 水際での輸入管理

輸入審査に際しての専門家による種同定作業の実施、 任意放棄個体の適切な処分など税関での円滑な輸入規制の実施体制の強化、 ポスター・チラシによる輸入業者・旅行者等への普及啓発の実施。

2. 事業計画

外来生物対策の推進について必要となる経常的な経費である。

今後、規制対象種の増加に伴い、適切な規模の予算の確保と効率的な事業の実施が必要となる。

3. 施策の効果

適切かつ迅速な規制対象種の選定、国民への情報提供、飼養される特定外来生物の適正管理、水際での輸入管理体制の強化等により、外来生物法の実効性を確保し、侵略的な外来生物による我が国の生態系等に係る被害の低減を図るとともに、新たな被害の発生を封じ込める。

外来生物対策管理事業

(1) 特定外来生物等の新規指定関係

特定外来生物の選定による被害の予防

特定外来生物を選定するための意見を聴く専門家会合の開催

未判定外来生物、要注意外来生物等についての生態特性情報等収集

飼養等基準の策定、個体識別措置の実施体制整備（既指定種も対象）

(3) 国内での特定外来生物の適切な管理関係

特定外来生物の適正な管理・処分の推進

飼養等許可申請の審査、立入検査の推進、規制内容の周知等による適正飼養の確保

人の生命身体に被害を及ぼすおそれのある個体が野外で発見された場合の早期引取り・処分体制の整備

(4) 外来生物の適切な輸入管理関係

円滑な輸入規制の実施

専門家による同定作業の実施、任意放棄個体の適切な処分、旅行者・輸入業者等への普及啓発の実施とより効果的なあり方検討。

非意図的導入対策

物資等に付着し非意図的に侵入する外来生物の調査・専門家による対策の検討

(2) 外来生物情報の提供

国民・事業者との情報の共有

法規制、申請手続方法、特定外来生物の生態情報等のインターネットでの国民への提供等

(新) 国土生態系ネットワーク形成推進費

35百万円(0百万円)

自然環境局自然環境計画課

1. 事業の概要

生物多様性を保全し、生態系を健全かつ安定的に存続させるためには、生物種の生態特性に応じて森林や水系など生息・生育空間のつながりが確保された生態系ネットワークを形成することが必要である。

しかし、森林の減少や分断により、希少猛禽類のイヌワシのように行動圏が広範囲におよぶ野生生物においては、生息に適した環境の分断・孤立化が進む結果、地域の生態系の縮小や種内の遺伝的多様性の低下により地域個体群の絶滅が危惧されている。また、里地里山では過疎化や農林業の停滞により自然の荒廃が進んでいることや、地方や都市郊外等では今後の人口減少により土地利用に余裕が生じることが想定できることから、効率的に自然共生型の国土利用へ誘導していくことが求められる。

そこで、自然性・希少性・多様性の観点から自然環境の量、配置、質の目標水準を明らかにし、全国・広域レベルでの生態系ネットワークのゾーニングを図ると共に、その形成のための保全・再生・創出すべき優先地域の明確化を図る。それを基に、今後各省庁と連携した重点的な措置を推進することにより、国土の自然環境等の質的向上を図る。

2. 事業計画

事業内容	H18年度	H19年度	H20年度
(1)基礎データの収集・解析			
自然環境・社会環境に係るデータ収集・解析・評価			
目標設定、指標種の設定			
(2)生態系ネットワーク形成のゾーニング			
(3)生態系ネットワーク形成のための保全・再生・創出 優先地域の設定			

3. 施策の効果

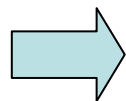
全国及び広域レベルのゾーニングに基づく優先地域から重点的に生態系ネットワークの形成を推進し、健全な生態系の保全と回復を図る。

新・生物多様性国家戦略の見直し(第3次国家戦略の策定)への反映。

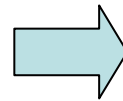
生態系ネットワークの形成

生態系ネットワークの分断・劣化

- ・地域個体群の孤立化
- ・遺伝的多様性の劣化
- ・地域の生態系の縮小 等



質の高い生態系ネットワークの構築が必要



生物多様性の保全・回復

各空間レベル(全国、広域地方、都道府県、市町村、地区)でのネットワークの形成が必要

全国・広域レベルの生態系ネットワークの形成

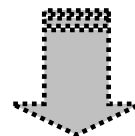
重要生態系の抽出

人間活動等による自然環境の損失状況

既存保護区等の指定状況

分析

保全・再生・創出すべき優先地域の明確化



各省庁連携した施策・事業の重点的な実施の推進

マクロスケール ↔ ミクロスケール
整合



全国、広域レベル 都道府県レベル 市町村レベル

- 重点空間
- 重点地域
- 踏石ビオトープ
- 軸空間
- 結合軸
- 線状の結合要素
- 移行ゾーン/結合ゾーン
- 結合ゾーン

自然再生活動推進費

51百万円（45百万円）

自然環境局自然環境計画課

1. 事業の概要

平成15年1月に施行された自然再生推進法第4条において、国及び地方公共団体の責務として、「地域住民、特定非営利活動法人その他の民間の団体等が実施する自然再生事業について、必要な協力をするよう努める」こととされており、具体的には、同法第11条において、自然再生の実施者の相談に応じる体制の整備を図ること、また、第15条においては、財政上の措置等を講ずるよう努めることとされている。

平成17年7月現在、同法に基づく自然再生協議会が全国15箇所で設立されており、今後さらに増えていく見込み。

そのため、同法第11条に示された体制整備の一環として、引き続き相談窓口業務に必要な情報基盤の整備やホームページにおける情報提供と、法第17条第2項に示された自然再生専門家会議の運営を行う。

さらに、自然再生に関わるNPO等の人材を育成するため、ワークショップ等を通じて、活動団体と専門家との連携を構築するとともに、再生手法の検討や情報の交換を行い、自然再生の普及啓発を図る。

2. 事業計画

事業内容	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
(1) 地域データ収集整備				→
(2) 専門家ネットワーク形成				→
(3) 自然再生専門家会議運営				→
(4) 情報収集・提供システムの整備				→
(5) 技術的活動支援				→

3. 施策の効果

自然再生推進法に基づく自然再生事業を行うNPO等民間団体の活動基盤の強化。

NPO等民間団体の活動を中核とするきめ細かな自然再生事業の推進による地域固有の生態系回復の円滑な推進。

地域の自主的な自然再生の取組が継続されるための体制づくりの推進。

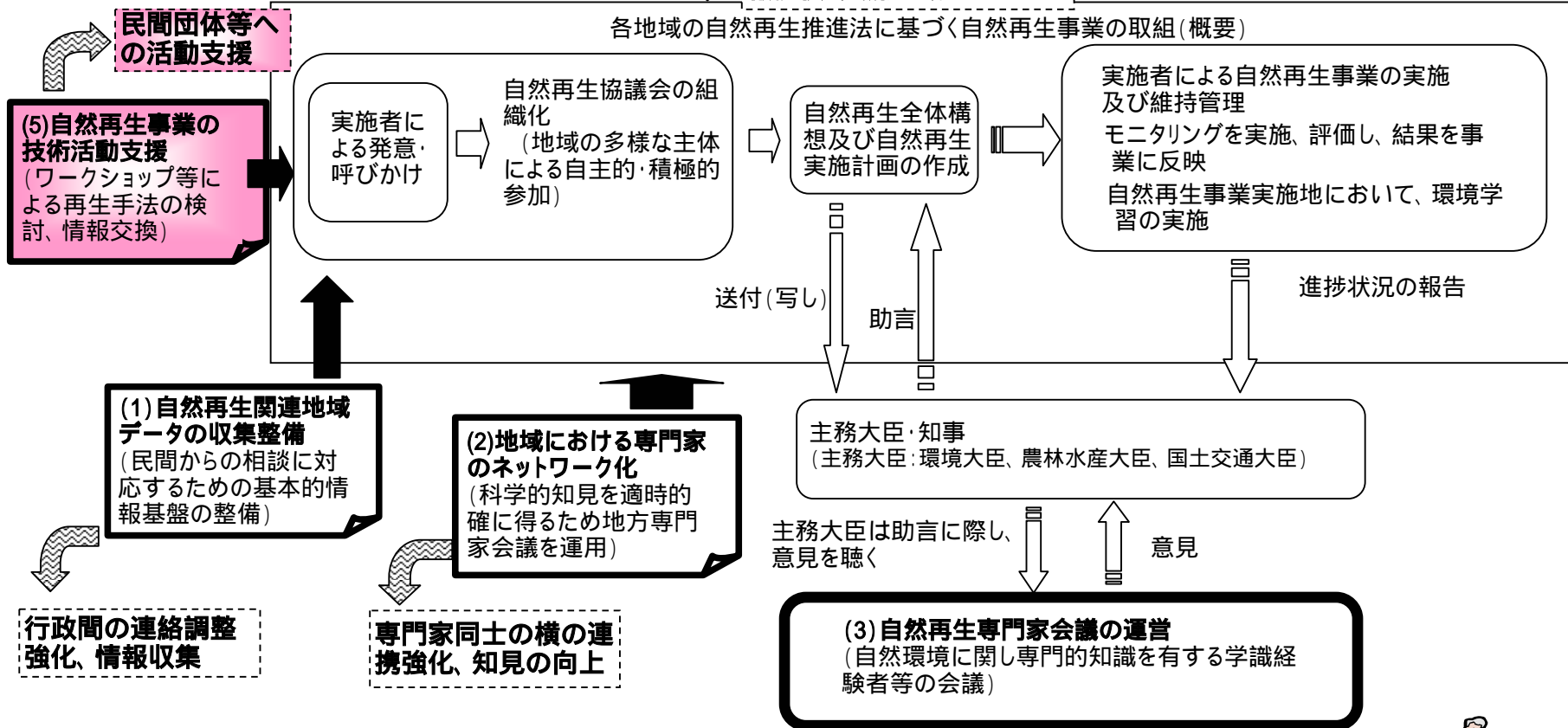
自然再生活動推進費

(4) 自然再生に関する情報収集・提供システムの整備(ホームページ管理・作成)



一般、協議会メンバー向け情報提供・交流の場

各地域の自然再生推進法に基づく自然再生事業の取組(概要)



自然再生推進法の流れ(例)

自然再生活動推進



(新) 生物多様性国家戦略の見直し検討調査費

130万円(0百万円)

自然環境局自然環境計画課

1. 事業の概要

我が国は生物多様性条約を平成5年に締結し、平成7年に同条約に基づき「生物多様性国家戦略」を策定した。

その後、社会状況の変化を踏まえて見直しを実施し、平成14年3月に現行の「新・生物多様性国家戦略」を策定した。

同戦略では、「自然環境の状況や社会経済の変化に柔軟かつ適切に対応するため、5年後程度を目処として見直しを行う」こととされている。

これまで現行戦略に基づき、関係各府省と連携して、自然再生推進法、カルタヘナ法、外来生物法の制定をはじめとする各種施策を推進してきた。現行戦略の策定以降の状況や社会経済の変化を的確に踏まえた上で、策定から5年後にあたる平成19年中を目途として現行戦略を改定し、人と自然が共生する社会の実現へ向けた政府の取組を促進する。

見直しに当たっては、全国の有識者・関係団体からの意見を踏まえ、専門家による詳細な検討を基に作業を実施することとし、その本格的な改定作業を平成18年度より開始する。

2. 事業計画

	18年度前半	18年度後半
(1) 生物多様性に関わる社会経済状況等の変化の分析		
生物多様性の現況と社会状況等の変化の分析・評価		
各種団体との意見交換会		
(2) 施策に関する検討		
専門家による検討会		
有識者ヒアリング		

3. 施策の効果

第3次生物多様性国家戦略を策定する。

政府が一体となって戦略に位置付けられた施策を進め、「人と自然の共生する社会」を推進する。

生物多様性国家戦略の見直し

生物多様性条約の採択(平成4年5月):平成5年12月発効
(第6条に国家戦略の策定について規定)

生物多様性国家戦略の決定(平成7年10月)

新・生物多様性国家戦略の決定(平成14年3月)

5年後程度を目途として見直し

平成18年度から見直し作業を本格化

生物多様性・社会環境等の
変化の分析・評価

各種団体・NPO等との意見交換
有識者へのヒアリング

専門家による検討会

平成19年中を目途に改定

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

1. 事業の概要

平成16年秋に発生したツキノワグマの大量出没による人身被害、高い水準で推移しているサル等による農業被害等の人と鳥獣のあつれきを回避するため、これら鳥獣のうち県域を越えて分布する地域個体群の維持、被害の軽減を図ることが重要となっていることから、関係省庁と連携し以下の事業を実施する。

(1) 広域保護管理指針の策定

わが国の生物多様性確保を進める視点から、国、関係都道府県が連携して、地域個体群の維持、農林水産業被害の軽減等を目的とした保護管理対策の方向付けを行う広域保護管理指針を策定する。

(2) 広域保護管理指針の策定・検証のための各種調査

広域保護管理指針の策定に必要な生息状況、生息環境等各種調査を実施するとともに、指針に基づき実施された各種対策の効果を検証するために各種の調査を実施し、広域保護管理指針にフィードバックする。

(3) 広域保護管理指針に基づいた保護管理対策に関する知識・技術の習得

具体的な保護管理対策を実施する市町村職員等を対象に、広域保護管理指針の考え方、効果的な保護管理対策の実施に関する技術・知識を習得させるための研修を実施する。

2. 事業計画

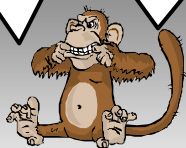
(年度)

	17	18	19	20	21	22
広域保護管理指針の策定	—					
広域保護管理指針の策定・検証のための各種調査		—				
広域指針の基づいた保護管理対策に関する知識・技術の習得			—			

3. 施策の効果

鳥獣の地域個体群の状況や各種被害の状況を踏まえ、広域的な保護管理指針が策定され、関係都道府県等が統一的な考え方の下に各種保護管理対策を実施することにより、地域個体群を維持しつつ農林水産業被害等各種被害を軽減できる。

広域分布型鳥獣保護管理対策事業



全国で111人死傷(クマによる被害H16)
農林業被害額200億円

絶滅のおそれのある地域個体群の存在
(下北半島のサル、西日本のツキノワグマ他)



広域保護管理指針

(国・関係都道府県)

フィードバック

特定鳥獣保護管理計画

特定鳥獣保護管理計画

連携した施策

市町村職員の知識・技術の向上

適切な保護管理のための各種モニタリング調査

被害の減少
地域個体群の維持

自然環境局総務課動物愛護管理室

1. 事業の概要

改正法の効果的かつ着実な運用を図るために、次の事業を展開。

- (1) 基本指針検討・推進事業(新規)
動物愛護管理施策を総合的に推進するため、新たに環境大臣が定めることとなった基本指針の調査(動物愛護管理センサス)、策定、フォローアップ等の実施
- (2) 個体識別措置推進事業(新規)
技術マニュアルの策定、データベース・ネットワークの整備、普及啓発事業の実施等による所有者明示措置の推進等
- (3) 飼養動物との共生基盤強化事業(拡充)等
総合的な普及啓発
動物愛護管理功労者表彰式・シンポジウムの実施、各種普及啓発媒体の作成・配布、地方環境事務所における動物愛護週間行事等の実施
各種基準、ガイドライン等の策定等
動物取扱業、実験動物、処分方法、動物愛護推進員、動物愛護管理センター等に係る各種基準・ガイドライン等の策定及び見直し
- (4) 調査連絡事務費・動物の適正飼養推進事業費(継続)

2. 事業計画

- (1) 基本指針の検討事業
平成18年度に基本指針を策定。以降は、フォローアップ等を実施。
- (2) 個体識別措置推進事業
3年間で個体識別の技術マニュアルの策定、データベース・ネットワークの整備・運用、個体識別機材の貸出し等の普及啓発を実施
- (3) 飼養動物との共生基盤強化事業等
総合的な普及啓発
平成13年度から継続して実施中。平成18年度からは、その内容を拡充して実施。
各種基準、ガイドライン等の策定等
3年間で、順次、動物取扱業、実験動物、処分方法、動物愛護推進員、動物愛護管理センター等に係る各種基準・ガイドラインの作成及び見直し等を実施。
- (4) 調査連絡事務費・動物の適正飼養推進事業費
平成13年度から継続して実施中。

3. 施策の効果

- (1) アウトプット
基本指針の策定、各種普及啓発事業の実施、動物愛護管理データの整備、個体識別データベース・ネットワークの整備、個体識別・動物取扱業・実験動物、動物愛護推進員等に係るガイドライン等の整備等
- (2) アウトカム
総合的・計画的な動物愛護管理施策の推進、国民の動物愛護管理意識(動物愛護管理法の周知率)の向上、個体識別措置の普及率の向上、犬ねこの引取り数及び殺処分数の減少、実験動物の福祉の向上

改正動物愛護管理法

基本指針及び動物愛護管理推進計画の策定
動物取扱業の適正化
個体識別措置及び特定動物の飼養等規制の
全国一律化
動物を科学上の利用に供する場合の配慮
等

予算要求

基本指針検討・推進事業(新規)
個体識別措置推進事業(新規)
飼養動物との共生基盤強化事業(拡充)
調査連絡事務費(継続)
動物の適正飼養推進事業費(継続)

基本指針の検討・推進

個体識別措置推進

基盤整備(普及啓発、基準作成等)

1. 事業の概要

絶滅の危機に瀕した種については、種の絶滅を回避するために、飼育下で安定的に個体数を増やし、野生復帰させることにより、野生個体群の回復を図る必要がある。しかし、飼育下で生育した動物をそのまま放鳥・放獣しても、野生下での生存率は極めて低いことから、野生順化の訓練を行うことが不可欠である。

このため、野生絶滅したトキ及び個体数が危機的レベルにまで低下しているツシマヤマネコについて、以下の事業を行う。

野生復帰計画（プログラム）の策定

野生順化訓練の実施

周辺環境整備に対する支援

野生復帰及びモニタリングの実施

地域住民のコンセンサスづくり

順化施設の整備等は別予算で対応

2. 事業計画

トキに関しては、平成20年度から、ツシマヤマネコに関しては、平成22年度から試験的な放鳥・放獣を計画しており、このために野生復帰計画の策定、野生順化訓練の実施、地域住民のコンセンサスづくりなどを適宜実施していく。

3. 施策の効果

種の絶滅を回避することにより、

生物多様性の確保

周辺環境整備などによる、希少野生動物ばかりでなく、人間にとっても望ましい自然環境の再生

野生個体数の増減に基づく自然生態系の評価

環境教育の推進

などが図られる。

希少野生動物野生順化特別事業の流れ

野生復帰計画(プログラム)の策定
(順化訓練、放鳥・放獣、その後の監視方法など)

順化施設の設計
(施設整備費)

順化施設の整備
(施設整備費)

順化訓練の実施
(飛行・採餌・繁殖・社会性など)

トキ: H20 ~
ツシヤマネコ: H22 ~

地域住民の
コンセンサスづくり
(普及啓発活動・パンフレットなど)

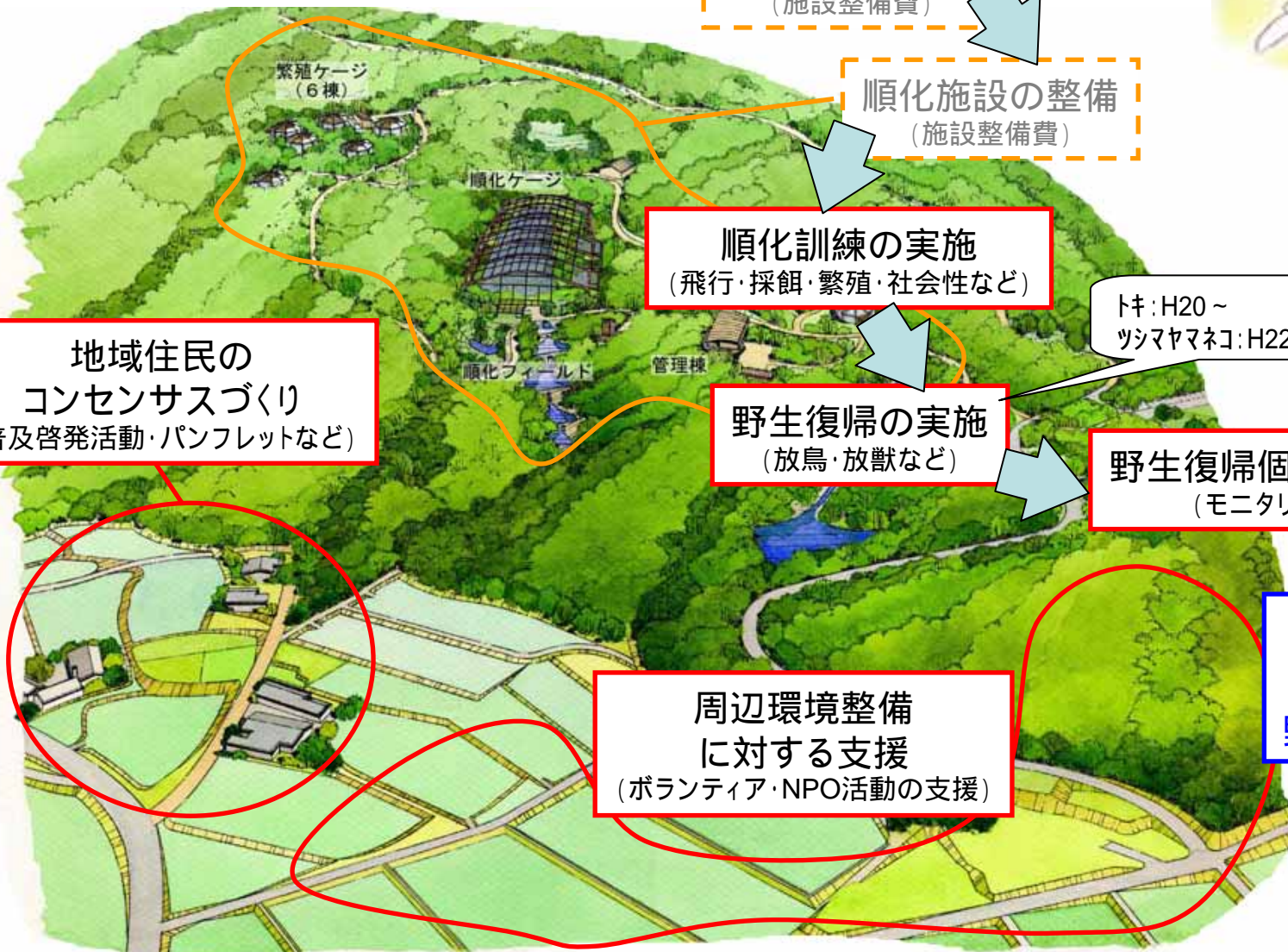
野生復帰の実施
(放鳥・放獣など)

野生復帰個体の監視
(モニタリング)

<目標>

種の絶滅の回避
野生個体群の回復

周辺環境整備
に対する支援
(ボランティア・NPO活動の支援)



水・大気環境局 大気生活環境室
水環境課、地下水・地盤環境室

1. 事業の概要

ヒートアイランド対策を通じた都市の熱環境改善を図るため、下記の事業を実施する。

- (1) ヒートアイランド現象に関する調査及び観測
 - 環境影響の調査
 - 気温等の広域測定
 - 都市の熱環境評価ツールの開発(新規)
 - ヒートアイランド対策に関する普及啓発
- (2) 環境技術を活用した対策技術のヒートアイランド対策の検証
 - 大都市オフィス街をモデル地区とした熱環境管理推進事業
 - 都市内水路等を活用した実証モデル調査(新規)
 - 地下湧水等を活用した対策技術の効果検証及び地下水・地盤環境保全の評価(新規)
 - 地下熱の利用に伴う地下水・地盤環境を含めた熱影響評価(新規)
- (3) 熱中症予防情報の提供及びモニタリング(新規)

2. 事業計画

項目	H16	H17	H18	H19	H20
環境影響の調査					
気温等の広域測定					
都市の熱環境評価ツールの開発					
ヒートアイランド対策に関する普及啓発					
大都市オフィス街をモデル地区とした熱環境管理推進事業					
都市内水路等を活用した実証モデル調査					
地下湧水等を活用した路面散水等対策技術の効果検証及び地下水・地盤環境保全の評価					
地下熱の利用に伴う地下水・地盤環境を含めた熱環境評価					
熱中症予防情報の提供及びモニタリング					

3. 施策の効果

ヒートアイランド現象、及びその影響、対策効果等は現段階では定量的な評価が困難である。本事業によって、定量的な施策目標を作成・実行するための影響指標や評価手法を検討し、ヒートアイランド対策の推進を図る。

クールシティ推進事業

ヒートアイランド現象に関する調査及び観測

ヒートアイランド現象による人・生物・大気環境などへの影響に関する調査
気温等の広域測定の増強実施(首都圏・近畿圏・中部圏)

数値シミュレーション等を用いた視覚的なアウトプットが可能な熱環境評価ツールの開発
パンフレットの作成等により、ヒートアイランド対策大綱や国の取組を紹介

環境技術を活用したヒートアイランド対策 の検証

大都市における緑化や緑地の活用等の事業による効果を検証

都市内の小河川や水路等の植生護岸化や、大気との接触水面拡大による効果の検証

地下湧水等を活用した路面散水等の対策技術の効果を地盤環境保全も含めて総合的に検証

地下熱を利用したヒートポンプ等の効果を地盤環境への影響も含めて総合的に検証



熱中症予防情報の提供とモニタリング

WBGT(湿球黒球温度)の推定値を用いた熱中症の予防情報の提供と、WBGTの実測器を用いてのモニタリングを通じた推定値の精度向上

(新)使用過程車対策実証実験

20百万円(0百万円)

水・大気環境局自動車環境対策課

1. 事業の概要

従来から自動車排出ガス対策については、大気汚染防止法や自動車NOx・PM法等に基づく各種施策を進めているところであるが、個別の自動車のNOx・PM排出基準については、大気汚染防止法に基づく新車に対する基準のみが設定されている。

平成17年度から世界で最も厳しい「新長期規制」が導入されているが、新長期規制適合車への代替には時間を要する。また、現行制度においては継続車検時にNOxやPMの規制をしておらず、このため耐久劣化や整備不良による高排出車(ハイエミッター)の存在が指摘されている。汚染が著しい地域においてNOx・PMの排出量を効果的に低減させるためには、使用過程車対策が不可欠である。

このため、不特定多数の道路走行自動車排出ガス濃度を測定する方法として有効と考えられるリモートセンシング(RSD)を活用し、NOx・PMの排出実態を把握するための実証実験を行う。

2. 事業計画

調査項目	H18	H19
実証実験		
・市場等の施設への出入	_____	
・法対策地域への出入		_____
実験結果の検討・評価	_____	_____

3. 施策の効果

使用過程車からのNOx・PM排出量を効果的に低減させることにより、自動車NOx・PM法の目標である平成22年度における二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成を図る。

使用過程車対策実証実験

現状と課題

単体規制の強化

高度な低減技術

劣化・故障時には
正常時との差が大

大気汚染防止法に 基づく使用過程車 の許容限度

ディーゼル車の規制
対象物質は黒煙のみ
(告示)

ハイエミッター車 の実態把握

実走行車両の排ガス実
態が把握できていない。

使用過程車対策がより一層重要に

環境省

H15~17

低減対策調査

RSDによる測定方法
の適用可能性を検討

成果

RSDによるハイ
エミッター車の
判定条件
を設定

H18~19

実証実験

不特定多数の車からR
SDによりハイエミッ
ター車をピックアップ

シャシダイナモ装置で測定

実走行車両におけ
るハイエミッター車
実態把握

RSDによるハイ
エミッター車判別精
度の検証

H20~

使用過
程車の
許容限
度の検
討

ハイエ
ミッ
ター車
のスク
リーニ
ング手
法の検
討

要すれば告示の改正

継続検査など使用過程車対策に反映

大気環境の改善

データの活用

国土交通省

新たな排ガス検査等の使用過程車対策の検討

オフロード特殊自動車排出ガス対策事業費 59百万円(10百万円)

水・大気環境局自動車環境対策課

1. 事業の概要

公道を走行しない特殊自動車(オフロード特殊自動車)からの排出ガス量は、自動車全体からの排出量に対して、NOxで25.1%、PMで11.8%を占めており、平成18年度よりオフロード特殊自動車についても新たに規制が開始されることとなった。規制開始に伴い、下記の施策を実施することにより、規制が円滑かつ確実に推進されるように努め、大気環境の改善を進める。

規制を受ける対象者に対する制度の周知

規制を担保するための立入調査等の体制の整備

規制適合車への買い替え促進のための金融・税制面での支援措置

適正な点検整備や燃料使用に対する指導・助言

基準等に関する国際調和の推進

可搬式発動発電機等の汎用エンジンに対する排出ガス対策の検討

2. 事業計画

平成17年5月25日 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」公布

平成18年4月頃 同政省令の公布

平成18年9月迄 燃料の種類その他の事項についての指針公表

平成18年10月頃 規制の開始

平成22年度中 法律の施行状況に対する点検の実施

3. 施策の効果

【アウトプット】

- ・規制対象車の規制適合車の使用率(100%)
- ・指針に則した整備の実施率(100%)
- ・適正な燃料の使用率(100%)

【アウトカム】

- ・平成22年における年間排出量削減効果 NOxで約9万トン、PMで約2千トン
- ・平成22年における排出量押し下げ効果 NOxで約4~5%、PMで約1%
- ・全国的なバックグラウンド濃度の低下

オフロード特殊自動車の排出ガス規制

バックグラウンド濃度の引き下げを期待

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(5月公布)

これまで未規制であった公道を走行しない特殊自動車に対する排出ガス規制を新たに行う。

特殊自動車についてのこれまでの排出ガス規制



公道を走行するもの(オンロード車)
……道路運送車両法により規制
公道を走行しないもの(オフロード車)
……これまで未規制



オフロード車にもオンロード車と同等の規制を導入

「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」の規制の枠組み

エンジンメーカーの申請

エンジンの型式指定

道路運送車両法との相互利用

車両メーカーの届出

型式指定エンジン搭載車両の届出

車両(新車)に基準適合表示を付す

使用者

基準適合車両の使用

次の買換時に、基準適合表示付き車両を選択
現在使用中のものは規制対象外

その他

国による使用指針の公表、報告徴収、立入検査、基準適合命令 等

(NOx排出量9万トン、PM排出量2千トン削減できるものと期待)

(新) 自動車の市街地騒音検討・調査

8百万円(0百万円)

水・大気環境局総務課環境管理技術室

1. 事業の概要

日本では、自動車単体の騒音規制としてトラック・バス、乗用車及び二輪車に対して、

加速走行騒音：市街地を走行する際に発生する騒音

定常走行騒音：一定の速度で走行する際に発生する騒音

近接排気騒音：停車時にエンジン、排気管から発生する騒音

の規制が行われている。

一方、自動車の安全・環境規制について国際的な基準調和に向けて国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(UN/ECE/WP29)において議論が行われており、日本も積極的に参加しているところである。

その中で、騒音分野において、日本の加速走行騒音規制に当たる市街地走行騒音規制について提案されており、可能な範囲で基準調和することが必要であるが、日本の交通実態にあった規制の導入が肝要であり注意を払う必要がある。

そこで、欧州にて導入が検討されている市街地走行騒音規制について詳細な調査を行い、日本の現状の騒音規制(騒音値)との比較及び分析を行い、自動車の市街地走行騒音測定法の問題点等を整理する。

2. 事業計画

平成18～20年 欧州の市街地走行騒音対策の状況調査

平成18～20年 比較検討試験の実施、有効性の分析・検討

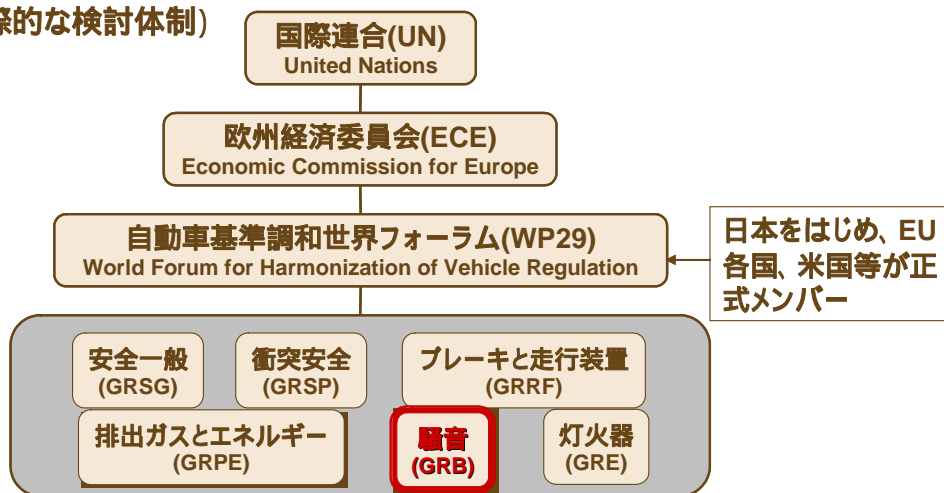
3. 施策の効果

欧州で導入が検討されている市街地走行騒音規制について、現在、日本で行っている規制と実走行等を含め比較検討を行い、中央環境審議会騒音振動部会において検討を進めるための基礎資料とする。これらにより今後の自動車単体騒音対策についてより有効な議論が可能となり、より有効な対策が実施されることとなる。

自動車騒音基準の国際基準調和について

自動車やその部品が国際流通商品であること、自動車における環境汚染の防止や安全の確保が国際的に要求されていることから、自動車の安全 / 環境基準について基準調和及び認証の相互承認について、国連の枠組み (WP29) のもと、国際的な議論が進展。騒音基準についても、騒音に関するワーキングパーティ (GR) において議論中我が国も、WP29の正式メンバーとして積極的に議論に参加

(国際的な検討体制)



日本の自動車騒音規制の状況



アスベスト問題への総合的対策 1,300百万円(13百万円)

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室
水・大気環境局大気環境課
環境保健部企画課・保健業務室
総合環境政策局環境研究技術室
廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

1. 事業の概要

アスベスト問題について、健康被害の拡大防止、実態把握の強化、過去の対応の検証及び過去の被害への対応を図るため、隙間のない健康被害者の救済制度の構築を始めとして、スピード感を持った総合的取組を推進する。

2. 事業計画

(1) アスベスト濃度、健康影響の調査・リスク評価等

214百万円(13百万円)

アスベストに係る工場周辺住民の健康影響や建築物の解体等に伴う環境中への飛散についての懸念に対する対応として、工場周辺住民対策及び環境汚染の未然防止等のための事業を推進する。

アスベスト廃棄物適正処理方策検討調査 20百万円(0百万円)

アスベスト廃棄物の処理状況を調査し、既存の溶融処理技術等に加え、新しい処理技術についても実証試験を行い、アスベスト廃棄物の最適な処理方策の確立を行う。

一般環境大気中のアスベスト濃度モニタリング

36百万円(0百万円)

アスベストについて、平成17年秋以降実施することとしている緊急全国調査に引き続き、建築物解体現場を中心に大気環境モニタリングを行う。

一般環境経路によるアスベスト曝露の健康影響調査

29百万円(0百万円)

中皮腫死亡者等について、居住歴や職業歴等を調査し、工場等の周辺住民における一般環境経路によるアスベスト曝露の被害の実態を把握する。

一般環境経路によるアスベスト曝露による健康リスク評価に関する調査

40百万円(0百万円)

一般環境経路によるアスベスト曝露の健康被害について、曝露の広がりや中皮腫等の発症のリスクについて評価する。

石綿の健康被害に係る医学的判断に関する調査

9 百万円（0 百万円）

アスベストによる健康被害を救済するに当たり、対象疾患に関する医学的判定のための最新の知見を収集する。

測定技術者の育成事業

4 百万円（3 百万円）

アスベストの飛散防止のため、大気中のアスベスト測定技術を地方公共団体の規制担当者に習得させ、技術者を育成するため講習会を実施する。

建築物解体時の石綿飛散防止マニュアルの検討

8 百万円（10 百万円）

規制対象となっていない、石綿スレート等のアスベスト含有建築材料を使用した建築物を解体等する際の石綿の飛散防止に係る作業手順等について検討し、解体等工事マニュアルの素案を策定する。

石綿健康被害対策室（仮称）関係経費

67 百万円（0 百万円）

（2）飛散抑制対策に資する技術開発の支援

150 百万円（0 百万円）

環境技術開発等推進費（競争的資金）において、「アスベスト飛散抑制対策に資する研究開発領域（研究開発の期間：2 力年）」を創設し、国立試験研究機関、独立行政法人、民間企業等から、大気中アスベスト濃度の迅速な測定分析技術等、アスベスト飛散抑制対策に資する技術の研究・開発課題を公募し、優秀な提案に対して研究・開発費用の支援を行う。

（3）アスベスト廃棄物の無害化に係る技術開発の支援

150 百万円（0 百万円）

廃棄物処理等科学研究費補助金（競争的資金）において、アスベスト廃棄物の安全かつ適正な処理、溶融等の高度な無害化処理の技術水準向上のための技術開発を推進する。

（4）徴収のための準備費

786 百万円（0 百万円）

（5）廃棄物処理施設整備費（公共）

（92,320 百万円の内数）

揮発性有機化合物（VOC）対策費 187百万円（210百万円）

水・大気環境局大気環境課

1. 事業の概要

VOC環境濃度等の把握、対策推進のための支援措置、VOC削減に係る普及啓発、科学的知見の充実及び削減目標に向けての進捗状況の各事業を実施する。

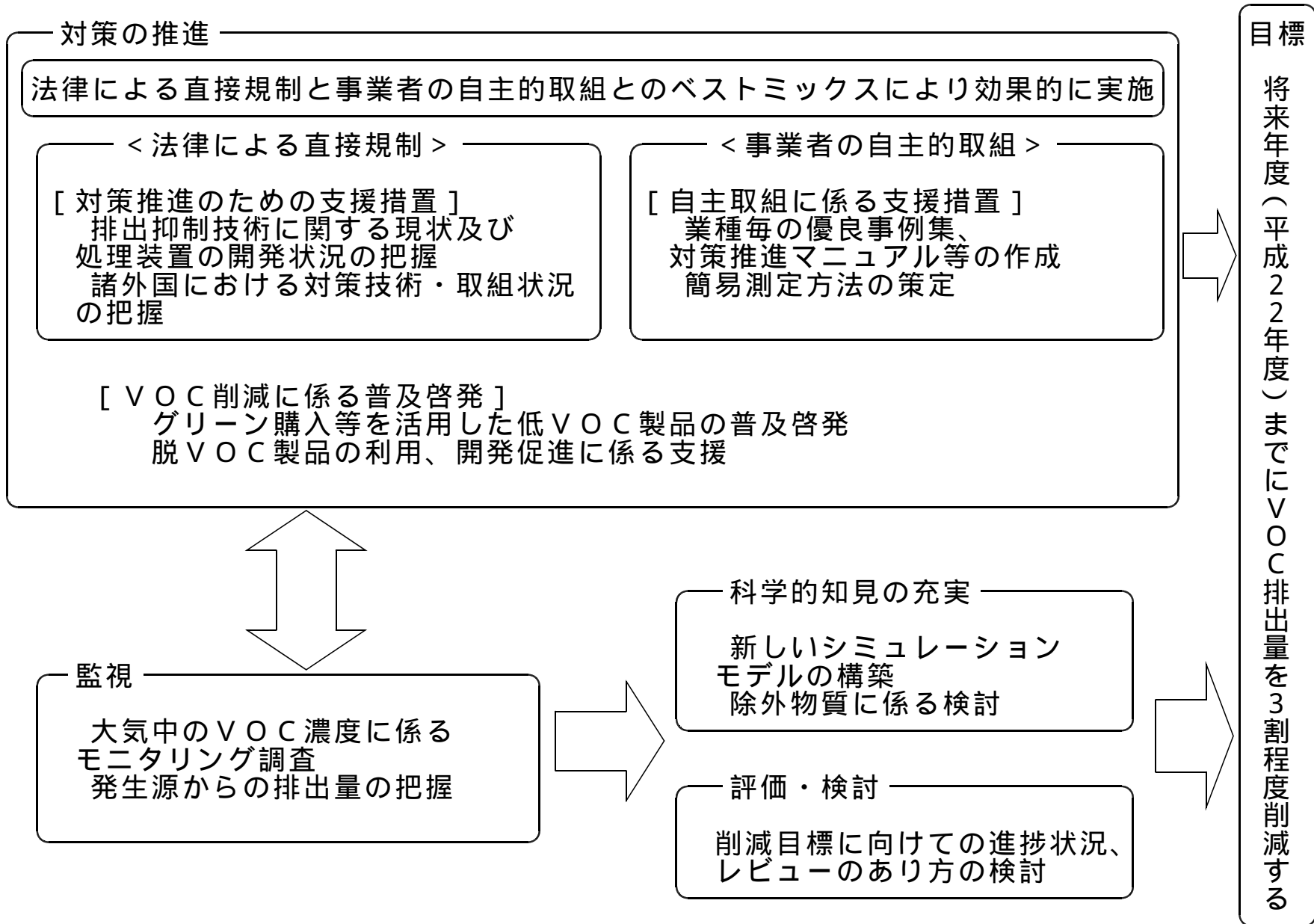
2. 事業計画

実施事業	17年度	18年度以降
1. VOC環境濃度等の把握 ・大気中のVOC濃度に係るモニタリング調査 ・発生源からの排出量の把握	●→	→
2. 対策推進のための支援措置 (1) 対策技術に関する調査 ・処理装置の開発状況等に関する現状の把握 ・諸外国における対策技術、取組等に係る調査 (2) 自主的取組の推進に係る支援 ・業種毎の優良対策事例集、対策推進マニュアル等の作成等 ・VOC簡易測定方法の開発	●→ ●→●	→ ●
3. VOC削減に係る普及啓発 ・グリーン購入等を活用した低VOC製品の普及啓発 ・脱VOC製品の利用、開発促進に係る支援	●→ ●→	→ →
4. 科学的知見の充実 ・対象外物質等に係る検討 ・新しいシミュレーションモデルの構築	●→ ●→	→ →
5. 削減目標に向けての進捗状況、レビューのあり方の検討	●→●	

3. 施策の効果

平成16年5月一部改正された大気汚染防止法に基づき上記の事業を実施することにより、揮発性有機化合物の排出抑制対策を効果的に進め、もって平成22年度までにVOCの排出量を3割程度削減する当初目標の達成を図る。

揮発性有機化合物（VOC）対策の概要



(新) POPs条約に基づくダイオキシン類等非意図的生成物に係る

BAT/BEP推進事業

29百万円(0百万円)

水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室

1. 事業の概要

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）に基づき、ダイオキシン類等非意図的生成物の削減対策を推進するため、我が国における利用可能な最良の技術（BAT）及び環境のための最良の慣行（BEP）の利用の促進を図るとともに、途上国におけるダイオキシン類等対策のための技術協力を進める。

（1）利用可能な最良の技術（BAT）及び環境のための最良の慣行（BEP）の利用の促進

POPs条約に基づく「BAT及びBEP指針案」に盛り込まれた技術や取組に関する我が国の利用実態等を調査し、技術的、経済的実情に応じたBAT及びBEPの効果的な利用促進方策の検討を行う。

（2）アジア太平洋地域におけるダイオキシン類等対策の国際協力

アジア太平洋地域におけるダイオキシン類等非意図的生成物のモニタリングに関する専門家会合の開催や実態調査等を通し、同地域でのダイオキシン類対策のベースとなる測定や削減対策等に関する国際協力を推進する。

2. 事業計画

上記（1）については、18年度から利用実態等の調査を開始し、その結果を踏まえて利用方策の検討を行う。（2）については、18年度から専門家会合の開催、アジア太平洋地域における実態調査等を行い、これらの事業を19年度以降も継続する。

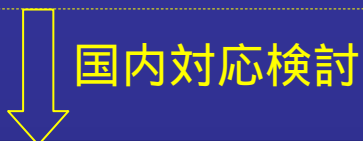
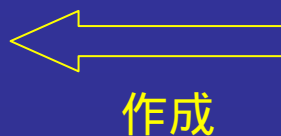
3. 施策の効果

（1）条約締約国の義務として、我が国におけるBAT及びBEPの利用を促進し、ダイオキシン類等非意図的生成物の削減に寄与する。

（2）アジア太平洋地域におけるダイオキシン類等非意図的生成物の測定技術の向上、排出目録（インベントリー）の整備等、削減対策の基礎作りに貢献する。

BAT/BEP指針案

POPs条約に基づく
BAT/BEP専門家会合



(新規) POPs条約に基づく
ダイオキシン類等非意図的生成物に係るBAT/BEP推進事業

BAT及びBEPの利用
の促進
(利用実態調査・
推進方策の検討)

アジア太平洋地域に
おけるダイオキシン類
等対策の国際協力
(専門家会合・
実態調査)

ダイオキシン類の削減

アジア太平洋地域における
削減対策の基礎作りに貢献

水環境保全施策枠組み再構築事業（新規・拡充）

125百万円（64百万円）

水・大気環境局水環境課、土壌環境課地下水・地盤環境室

1．事業の概要

水質環境基準の生活環境項目は設定から35年を経過し、国民にとっては実感しにくく、活動の推進力になりにくい状況にある。国際的な基準との整合がとれていない面もあり、国際比較・協力や研究面での対応が困難なことが指摘されている。湖沼や閉鎖性海域対策の中央環境審議会答申の中では水環境の目標の在り方やモニタリング体制の拡充等が重要な課題となり、今回の湖沼法改正の附帯決議でも指摘されている。また、三位一体改革による環境監視の補助金廃止の中で、より効果的な監視の在り方が求められている。

以上を踏まえ、本事業において、水環境の目標を抜本的に再検討し、費用対効果の高い監視体制を確保し、水環境保全施策の枠組みの再構築を図る。

2．事業計画 （平成18年度～20年度）

- (1) 環境基準等の諸外国制度を解析した上で、全国で代表的な特性を有する水域について、諸外国で採用されている項目を含む水質や水域利用状況等の調査を行い、水質指標間や排水との相関等のモデル解析を行うことにより、環境基準生活環境項目の抜本的見直しの検討を行う。
- (2) 水質以外も含めた水環境を評価しうる指標を体系立てて整理し、多くの人々が共感できる水環境評価方法及び水環境保全目標の設定等の指針の策定を行う。
- (3) 公共用水域・地下水の水質を効率的・先進的な手法で把握するための監視手法（例：自動計測、簡易監視、メダカの動きによる水質監視等）を開発する。
- (4) 公共用水域及び地下水について実施される水質監視の内容（項目、地点、頻度、精度等）の合理性を評価するための基準を開発する。

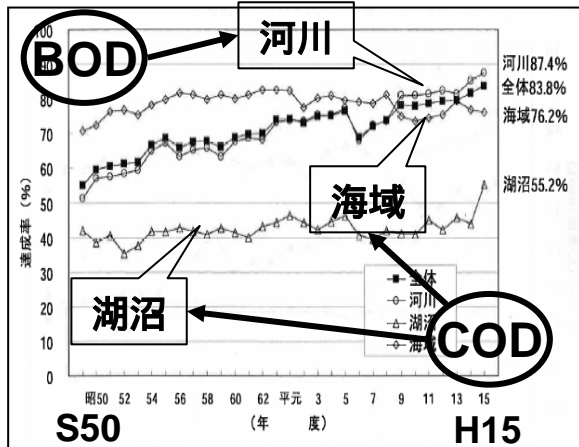
3．施策の効果

- ・国際的にも通用する基準に基づいた合理的な水環境保全・向上対策の国内外での実現
- ・多くの人々が実感できる水環境に関する目標の確立による住民等多くの主体の参加・協力の促進
- ・効率的・効果的な水環境の監視体制の確立

水環境保全施策枠組み再構築事業について

- 国民が実感しにくい目標 活動の推進力になりにくい
 - 世界に通じない目標 国際的な比較・協力、研究面でのハードル
 - 三位一体改革 による水質監視補助金の廃止
- +
- 湖沼環境保全制度や第6次水質総量規制に関する中環審答申や改正湖沼法の附帯決議における今後の課題の指摘(水環境の適切な評価、より効果的な対策の在り方等)

環境基準 (BOD/COD) の達成率



その他の水質の環境基準には、窒素・リン、大腸菌群数、化学物質等がある。

再構築が必要

水環境保全施策枠組み再構築事業

- 多くの人々が実感でき、国際的整合性のある水環境目標
- 効果的な水環境の監視・評価体制
(新たな管理施策)
- 水環境保全・向上を実感
- 多くの主体の積極的な水環境保全への参加・協力
- 世界の水環境改善に貢献

1. 事業の概要

湖沼の一層の水質保全を図るため、平成17年6月に成立した改正湖沼水質保全特別措置法において、農地や市街地等からの流出水による汚濁負荷への対策が必要な地区を指定し、重点的にその対策を進める流出水対策地区制度が新たに設けられたところである。

流出水対策は、今後、各湖沼の特性や状況に応じて様々の異なる対策を組み合わせ、住民等の協力を得ながら行われていくことになり、計画的な実施が重要である。本調査は、湖沼のタイプ別に、流出水対策地区として指定が見込まれる代表的地域を調査対象として、有識者等の助言を受けつつ各種の調査、流出水対策推進モデル計画の策定、計画策定手法の確立を行い、新しい制度である流出水対策地区制度の着実な推進を図るものである。

2. 事業計画

(1) 調査対象

- ・ 流出水の汚濁負荷の主な要因等から調査対象地区を選定

(2) 内容

1) 調査

- ・ 流出水対策に係る資料、データ等の収集整理
- ・ 流出水対策に対する地域住民意向等の把握・分析
- ・ 対策実施前からの地区内水質の把握
- ・ 流出水対策の効果把握

2) 流出水対策推進モデル計画の検討・策定、計画策定手法の確立

(3) 期間

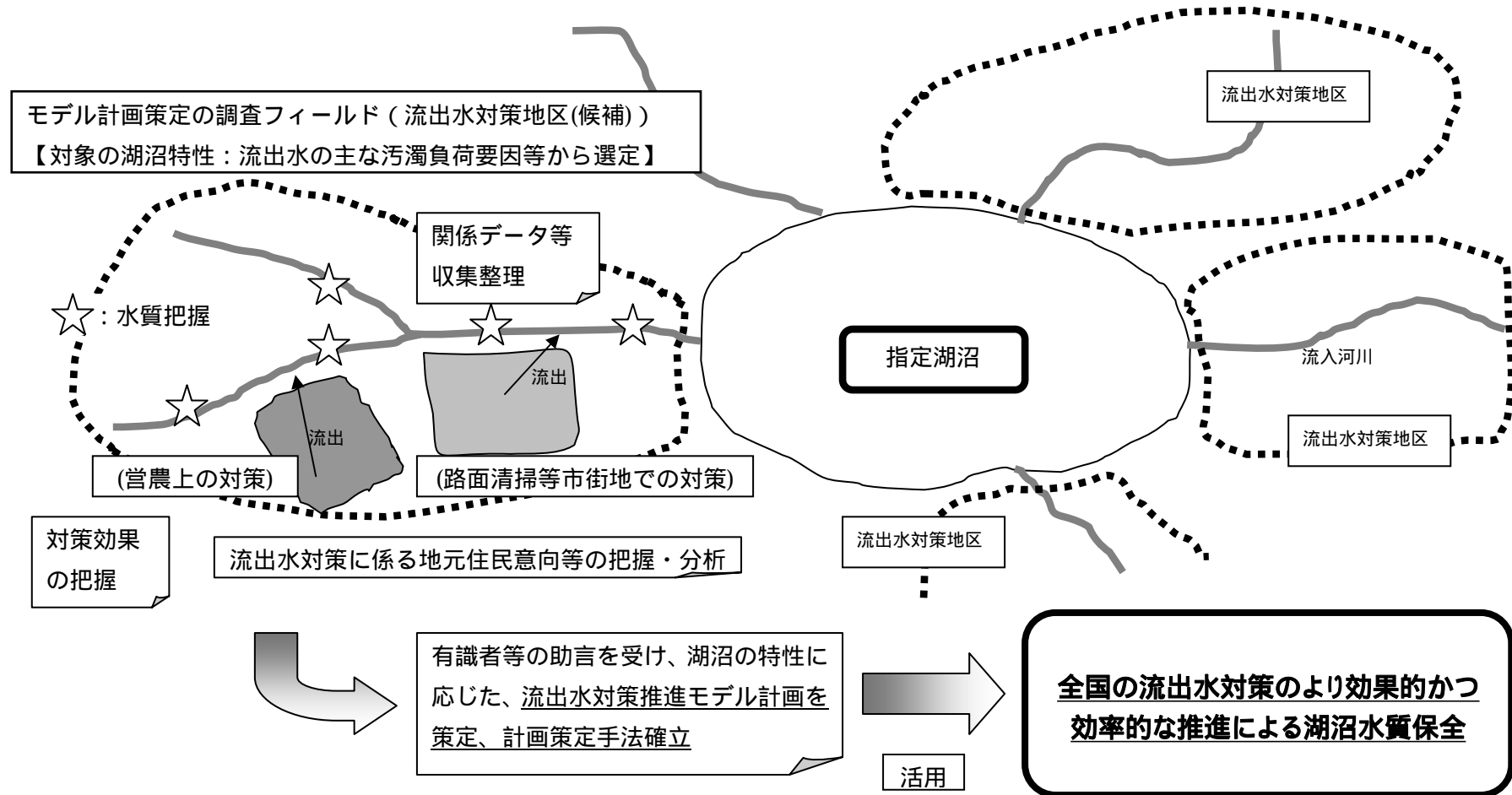
3カ年

3. 施策の効果

本調査により、流出水対策の効果的かつ効率的な推進を図り、湖沼の更なる水質保全に資する。

- 流出水対策推進モデル計画策定調査 -

湖沼水質保全のための新しい制度である**流出水対策地区制度**の円滑なる推進のためのモデル計画の策定



1．事業の概要

良好な水環境を求める国民のニーズは近年ますます高まっており、各地の環境保全活動や環境教育に取り組む組織でも、水を重要な切り口としてと捉えたものが多くなっている。このため、地域における水環境保全活動の普及を支援するための事業を行う。

例えば、今年から始めた「こどもホタレンジャー」環境大臣表彰を活用して、こどもエコクラブや小学校などが行っているホタルの生息環境の保全活動を広く紹介する。

また、快適な水浴場を「快水浴場」として選定するとともに、当該地域の水環境保全活動を紹介する等により、全国的な水環境保全活動の推進を図る。

2．事業計画

以下のような事業を通じて水環境保全活動の促進を図る。

- ・「こどもホタレンジャー」活動の表彰
 - ・「快水浴場」の選定
- など

3．施策の効果

各地の先進的活動事例についての情報が広く普及することにより住民の創意工夫と意欲を活かした良好な水環境の保全活動が行われる。また、身近で親しみやすい水環境についての住民の環境保全活動をきっかけとして、廃棄物や地球環境問題等、幅広い環境保全の取組を促す効果も期待できる。

水環境保全活動の普及支援事業の概要

優れた水環境の保全
紹介・学習の場設置

水環境保全活動セミナー・シンポジウム開催
(名水百選、水浴場88選
など)

- ・シンポジウム
- ・快水浴場の表彰
- ・全国大会・セミナー

水循環・流域管理・持続的水利用

「こどもホタレンジャー」
事業の実施

次の世代の水環境保全活動への
いざない

水環境保全への意識啓発

優れた保全活動例
をもとに
住民自ら行動展開

地域住民、NGOの
水環境保全活動推進
水域ごとの優良事例を参考に
して地域の取組を拡大・深化

こどもたちの水環境保全
活動推進

あらゆる年齢層の人々の水
環境保全活動への参加の促進

(新)油汚染等汚染土壌対策促進費

20百万円(0百万円)

水・大気環境局土壌環境課

1. 事業の概要

土壌汚染対策法の施行により、種々の土壌汚染対策等が推進されているところであるが、法制定時に課題として残された油汚染土壌の対策について本年度中に対策ガイドラインを策定する予定であり、また、平成18年度には射撃場の鉛汚染対策ガイドラインを策定する予定としていることなど、今後、種々の具体的な対策手法を示しながら汚染土壌に対する対策を推進していくことになる。

一方、これらの具体的な対策手法については、それを示すだけでなく、それらが実地にどのように活用され、効果を発揮しているかを検証し、その情報を広く共有できるようにすることが必要である。また、検証の結果必要な改善を行って効果を高めることが重要である。

そのため、本年度中に策定する予定の油汚染対策ガイドラインなどが汚染土壌に対する対策にどのように活用され、効果を上げているかを検証し、課題について改善するものである。

- (1) 油汚染対策等のガイドラインに関し、関係業界、土地所有者、地方自治体などに対するヒアリング、アンケート等の調査を行い、ガイドラインの活用状況、対策の進展状況等を把握・整理
- (2) (1)の結果をもとに、政策効果の検証を行い、更なる対策の促進に向けた課題を抽出し、改善策を検討

2. 事業計画

	H18	H19	H20
ガイドラインに関する検証、整理、改善			
油汚染対策ガイドライン関係	←	→	
射撃場鉛汚染対策ガイドライン関係		←	→

3. 施策の効果

ガイドラインを策定し公表するだけでなく、その効果等を検証し、改善することを通じて、更に一層汚染土壌対策を促進することができる。

油汚染等汚染土壌対策促進費

具体的・詳細なガイドラインの策定・公表

目的

- 汚染土壌対策の目標、手法、期待する効果が明確化
↓
- 汚染土壌対策を実施しようとするインセンティブを付与
↓
- 土壌環境の改善を推進

検証

改善

- ・ 当初の目的が達成されているか？
- ・ 現場の実情に適合しているガイドラインであるか？

課題の抽出

(新) 優良土壌環境事業普及促進費

15百万円(0百万円)

水・大気環境局土壌環境課

1. 事業の概要

市街地にある工場跡地などで土壌汚染状況の調査や対策を行う事例が急増してきており、土地の所有者等が行う自主的調査・対策(法に強制されない土壌汚染調査・対策)や、不動産鑑定などの場面などで、優良な業者選定の目安を求めるニーズが大きくなっている。そのため、土壌汚染の状況を調査する事業者、現場で浄化事業を行う事業者、掘削除去した汚染土壌を処理する事業者などについて、客観的な評価の目安を作成する。

2. 事業計画

- (1) 土壌汚染調査・対策事業者が、受注時に行う発注者への業務優良性アンケートの実態や、発注者が知りたい受注者情報を調査し整理。
- (2) 地方自治体、土地を担保とした融資実行者、土地の鑑定評価者、土地の売買仲介者が、調査又は対策実行者の信頼性、優良性などについて知りたい情報等を調査し整理。
- (3) 調査結果をもとに、優良な土壌環境事業者(土壌汚染調査又は対策(現地浄化、搬出、汚染土壌の浄化)事業者)の評価基準、評価方法、表示方法、評価結果の活用法等を検討し評価ガイドラインを作成。
- (4) 優良土壌環境事業者の認証事業の実施は、ISOの認証等と同様、国が関与せず民間事業に委ねることを想定。

平成18、19年度 実態調査、関係者の意向調査等の情報収集

平成20年度 評価基準、評価方法、表示方法、活用方法等の検討。

優良土壌環境事業者の評価ガイドラインのとりまとめ

3. 施策の効果

民間審査機関において評価ガイドラインを活用した評価又は格付け事業が行われることを通じて、優良な土壌環境事業の普及促進を図る。

優良土壌環境事業普及促進費

土壌汚染対策法

法に基づく調査・対策

指定調査機関、汚染土壌浄化認定施設

波及効果

自主的な調査・対策の急増

どのような業者が調査対策を実施しているか不明

優良な業者選定の
目安を求める声

融資実行者

土地売買仲介

調査・対策発注者

不動産鑑定

地方公共団体

中環審提言

評価ガイドラインの作成

- ・技術者の種類と数
- ・調査・対策の受注件数
- ・契約事務の透明性
- ・リスコミ実施体制 など

(新)官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム実施経費
38百万円(0百万円)

環境保健部化学物質審査室

1. 事業の概要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)公布時に製造・輸入されていた物質(既存化学物質)については、従来から国により安全性点検を進めてきたが、国際的な役割分担や官民の連携を図りつつ、効果的・効率的に進めることが必要となっている。

この取組をより一層加速化するため、平成17年6月に、厚生労働省、経済産業省及び環境省は、「官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム」を立ち上げることとした。

本プログラムにおいては、国と産業界が連携して既存化学物質の安全性情報(物理化学的性状、毒性、生態毒性等)を収集し、分かりやすく国民へ情報発信することを目的とし、当面、平成20年度までに生産・輸入量の合計が1,000トン以上の既存化学物質を対象に情報収集・発信を進めることとしている。

本プログラムの実施における国の役割を果たすため、以下の取組を行う。
国際的取組により収集・評価された生態毒性等の情報の整理・発信
事業者から提出されたデータ等について、専門家による信頼性評価の実施
リスクの観点から点検の優先順位付けを行うための簡易暴露評価モデルの開発

2. 事業計画

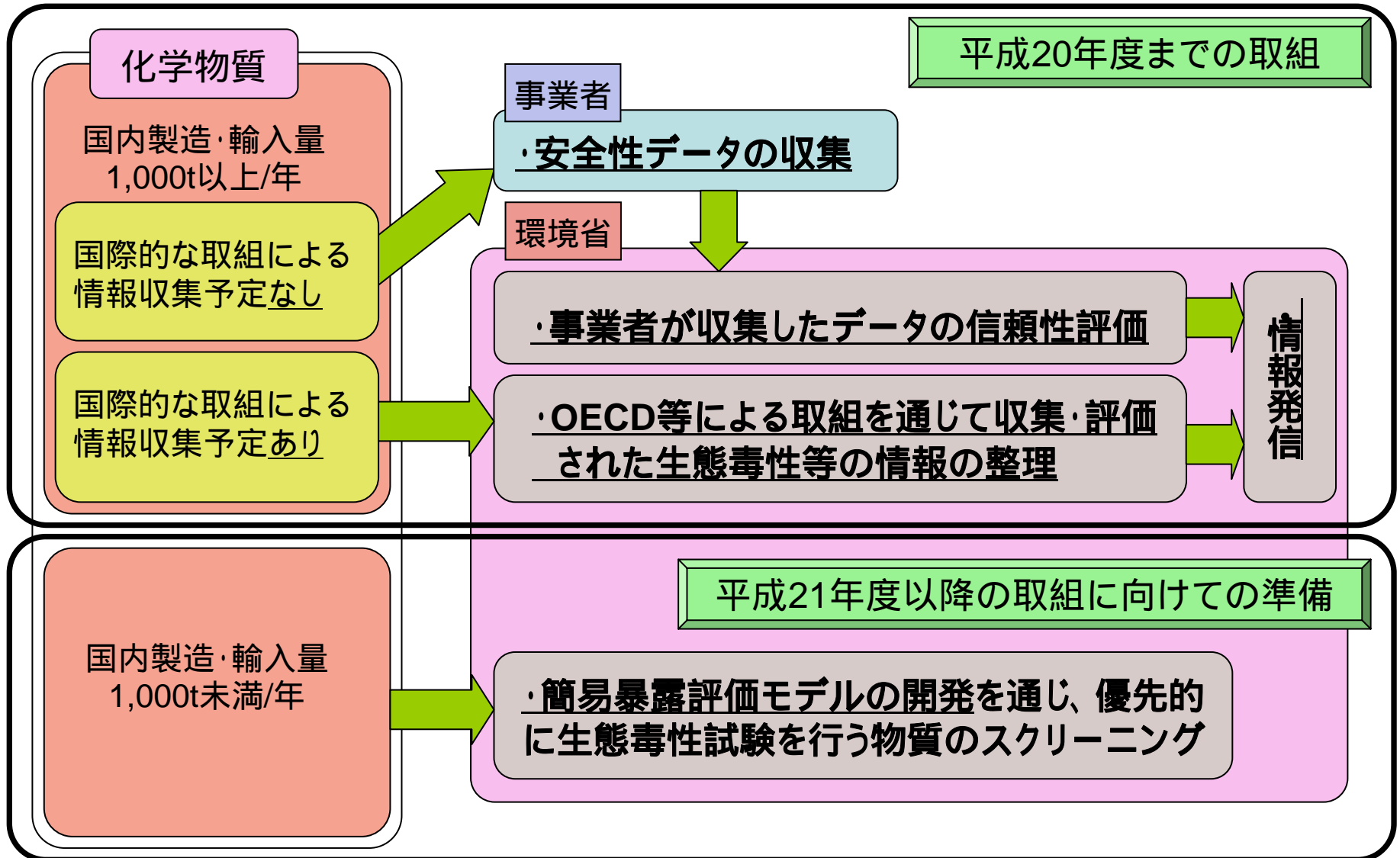
平成18年度～平成20年度

3. 施策の効果

官民の連携により既存化学物質対策が促進される。

既存化学物質の安全性情報が、一般に広く分かりやすい形で発信されることにより、化学物質の自主管理、リスクコミュニケーション、各種法制度における安全性評価などへの活用が期待される。

官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム実施経費



(新) 欧州新化学品規制 (R E A C H) 案調査検討費

26百万円 (0百万円)

環境保健部化学物質審査室

1. 事業の概要

欧州において導入に向けた検討が進められている化学物質の総合的な登録・評価・認可制度 (REACH規則: Registration, Evaluation, Authorisation of Chemicals) においては、既存化学物質を含めた登録制度を始めとし、事業者へのリスク評価の義務づけ、流通経路を通じた情報伝達、製品に含まれる化学物質の対策といった、これまでの化学物質規制にはなかった考え方が盛り込まれており、わが国でも、化学業界のみならず、電機・自動車業界等化学物質を利用する業界やNPO等からその環境保全効果や経済への影響等について様々な評価がされ、その動向が注目されている。

本検討費においては、REACH規則案及び運用細則等の検討状況、導入に向けた影響調査、利害関係者の議論の状況等について以下の調査・検討を行い、国民、産業界に広く情報を提供するとともに、国際的な動向を踏まえた化学物質審査制度の検討に資する。

2. 事業計画

- (1) REACH導入動向調査
 - (2) 既存化学物質登録促進調査
 - (3) 製品中に含まれる化学物質規制調査
 - (4) 化学品安全性報告書作成調査
 - (5) 化学物質有害性情報伝達調査
- いずれも平成18年度～平成20年度。

3. 施策の効果

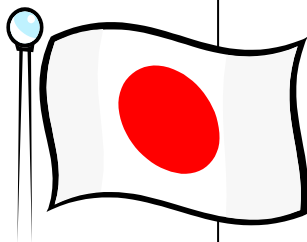
化学物質審査制度の高度化・効率化のための見直しに向けた準備
事業者・NPOといった国民への情報提供

欧州新化学品規制 (REACH) 案調査検討費



EUで検討中のREACH規則案の主な特徴

- 1 既存化学物質の製造者等にも猶予期間を設けて登録を義務づけ
- 2 複数の事業者が共同で登録する枠組みを規定
- 3 成型品に含まれる化学物質も登録が必要
- 4 事業者に化学品安全性報告書の作成(リスク評価)を義務づけ
- 5 顧客への安全性情報提供の義務づけ
- 6 登録情報は欧州化学品庁で一元管理



・調査(現地調査、技術指針等の文献調査)

・国内利害関係者(事業者、NPOなど)への情報提供

(新) 国際的観点からの有害金属対策戦略策定基礎調査

67百万円(0百万円)

環境保健部環境安全課

1. 事業の概要

水銀、カドミウム、鉛等の金属の大気中長距離移動、生物への蓄積、製品の貿易に伴う移動等による、北極圏や途上国での環境汚染が国際的に問題となっており、国連環境計画(UNEP)において対応が検討されている。また、電気電子機器等の製品に含有される有害金属について、来年から、欧州で規制が実施され、我が国における輸入品を含めた対策が課題となっている。

こうした国際的な動きに積極的に対応し、有害金属に係る環境汚染を未然に防止するため、有害金属対策国際戦略の策定に向けて、以下の事業を行う。

我が国における高精度の環境監視

製品等に含有する有害金属含有量の測定及びマテリアルフローの把握並びに排出目録の作成

アジア太平洋地域における環境監視及び将来濃度予測

2. 事業計画

	18年度	19年度	20年度	21年度
我が国の環境監視				→
製品含有状況等調査				→
アジア太平洋地域調査	試行調査	本格調査		→
有害金属対策戦略策定		骨子作成	素案作成	戦略策定

3. 施策の効果

我が国として、UNEPにおける条約等の議論を含め、国際的な観点から有害金属問題に的確に対応するための総合的な戦略を策定する。

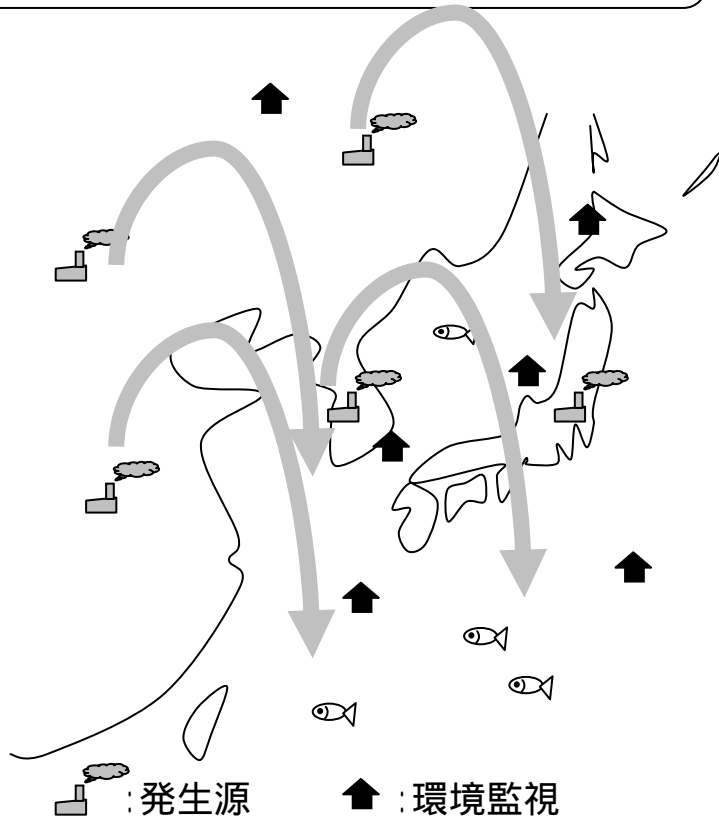
国際的観点からの有害金属対策戦略策定基礎調査

国連環境計画

平成15年 世界水銀アセスメント
平成17年 カドミウム・鉛のアセスメント開始
平成19年以降 国際的な対策検討

欧州連合RoHS指令

平成18年7月より、電気電子製品中の水銀、鉛、カドミウム等の使用禁止



< 事業内容 >

我が国における有害金属の高精度環境監視

東アジア地域における環境監視・排出量調査、モデル予測

製品等に含有される有害物質等、生産・消費・廃棄のフローの把握

我が国及びアジア太平洋地域の有害金属排出・汚染状況の把握及び将来予測

有害金属対策国際戦略策定 - 平成18年度 当面の方針 平成21年度 戦略策定

世界的な有害金属汚染に対する我が国及びアジア太平洋地域の寄与を明らかにする

アジア太平洋地域を中心とした国際的な対策をとりまとめる

- 国際協調による排出抑制、貿易における配慮 等
我が国で必要とされる対策をとりまとめる
- 製品中の有害金属の使用抑制、環境への排出量抑制 等

(新)一般廃棄物処理におけるRoHS規制対象物質等対策調査

14百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

1. 事業の概要

EU諸国では、廃電気・電子機器に含まれる重金属や臭素系化合物に起因する廃棄物処理過程での汚染が問題となっている。このため、RoHS指令(電気・電子機器における特定有害物質の使用制限指令)により、平成18年7月以降、電気・電子機器における鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭素化ビフェニール(PBB)、ポリ臭素化ジフェニールエーテル(PBDE)の使用を禁止することとしている。これらの規制等を踏まえ、我が国においてもこれら6物質を中心に製品中に含まれる有害化学物質に対する規制強化の必要性が指摘されており、廃棄物から再生された製品の安全性を含めて十分な検討・検証が必要な状況となっている。

このため、一般廃棄物のリサイクル関連施設や最終処分場等を対象として、有害化学物質の排出状況に関する実態調査を行い、ポリ臭素化ビフェニール(PBB)、ポリ臭素化ジフェニールエーテル(PBDE)等RoHSによる規制物質、揮発性、反応性の高い化学物質等の挙動を把握するとともに、制御対策の検討、再生された製品の安全性の評価等を行うことにより、一般廃棄物のリサイクルに関する有害化学物質対策の強化を図るものである。

RoHS: Restriction of the use of certain Hazardous Substances
in electrical and electronic equipment

2. 事業計画

- 平成18年度・調査対象施設等におけるプロセス構成の調査・検討及び有害化学物質の発生等に関する文献調査
 - ・破砕、圧縮、減容・再生施設等における有害化学物質実態調査
- 平成19年度・最終処分場、熱処理施設等における有害化学物質実態調査
 - ・再生製品の実態調査
- 平成20年度・制御対策の検討
 - ・再生製品に関する安全性評価

3. 施策の効果

一般廃棄物のリサイクル及び再生製品の利用に伴う環境負荷の削減、安全性の確保が図られる。

化学物質環境安全社会推進費

70百万円(68百万円)

環境保健部環境安全課

1. 事業の概要

国民の化学物質に対する不安の解消に向けて化学物質対策をより身近にするとともに、市民、産業及び行政等の社会全体による化学物質の環境リスク削減の取組を進めるため、「情報の整備」、「対話の推進」及び「場の提供」を通じて、リスクコミュニケーションを推進する必要がある。

これまで、「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック」、「化学物質ファクトシート」や「かんたん化学物質ガイド」等の作成・普及、化学物質アドバイザー育成・派遣事業、及び「化学物質と環境円卓会議」の開催等を通じ、リスクコミュニケーションの推進に取り組んできたところであり、これらの施策を引き続き推進する。

2. 事業計画

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
化学物質ファクトシートの作成					→
かんたん化学物質ガイドの作成等					
対話の推進、場の提供等 (人材育成等、化学物質と環境円卓会議、PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック等)					

3. 施策の効果

化学物質やその環境リスクに関する正確で分かりやすい情報の提供、身近な化学物質に関する疑問に対応する人材の育成・派遣等、各主体による化学物質に関する情報の共有と相互理解の促進により、各主体による化学物質の環境リスク低減のための取組を効果的に進めることができる。

リスクコミュニケーションの推進

- 化学物質環境安全社会推進費 -

情報の整備

環境リスクなどの化学物質についての分かりやすい情報の作成、提供

(15年度～)PRTRデータを読み解くための市民ガイドブックの作成
(15年度～)化学物質ファクトシートの作成
(16年度～)かんたん化学物質ガイドの作成
(16年度～)学習関連資料の作成 等

情報提供

場の提供

市民、産業、行政等による、環境リスクなどの化学物質に関する情報の共有及び相互理解の促進

(13年度～)市民・産業・行政等からなる「化学物質と環境円卓会議」の開設・運営

対話の推進

身近な化学物質に関する疑問に対して対応する人材の育成やリスクコミュニケーションの手法の開発等

(14年度～)化学物質アドバイザー育成・派遣事業
(17年度～)簡易応答システムの開発・整備(eラーニングの導入等)

情報提供

参加

整備された情報の解説

客観的かつ中立的な知見の提供

市民

花粉観測体制整備費

110百万円(88百万円)

水・大気環境局大気環境課

1. 事業の概要

- (1) 広域的な花粉観測体制を構築するために、関東、関西、中部、中国・四国地域に引き続き、新たに九州地域を対象として観測体制を整備する。
(環境省直轄事業として実施)

具体的には、九州地域の山間部における花粉発生状況と都市部における花粉飛散状況を常時把握するために、花粉自動計測器(合計20台)を設置する。

- (2) 花粉症患者に対して適切な情報を提供するために、都市部の花粉の飛散データと山間部の花粉の飛散データをリアルタイムで収集し、気象データと合わせた花粉飛散状況をホームページから情報提供する。

2. 事業計画

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度以降
都市部における花粉自動計測器の設置	(関東地域)	(関西地域)	(中部地域)	(中国・四国地域)	(九州地域)	(東北・北海道地域)	→
山間部における花粉自動計測器の設置	(関東地域)	(関西地域)	(中部地域)	(中国・四国地域)	(九州地域)	(東北・北海道地域)	→
ソーラー発電の試行(2カ所)					→		
花粉観測システムの構築						→	
試験運用			→				
本格運用							→

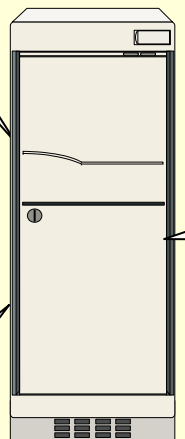
3. 施策の効果

花粉自動測定器を広域的に配備し花粉飛散データを収集することにより、大気汚染物質と花粉及び花粉症との関連性を探るためのデータを蓄積する。

また、これらのデータを基に気象データと合わせた花粉飛散状況をホームページ等で情報提供することにより、国民の健康保持に資する。

花粉観測体制の概要

山間部や都市部に設置した花粉自動計測器により、リアルタイムで花粉飛散数を測定するとともに、そのデータを自動送信しており、常に最新の情報がホームページからご覧いただけるようになっております。



Server

環境省花粉観測システム「愛称：はなごさん」

花粉飛散状況を地図と表、グラフでみることができます。
花粉飛散データは、観測地点から自動送信されており、毎時35分頃にホームページを更新しています。

花粉の情報を見る

見たい地域をクリックしてください。

中部地域
関西地域
関東地域

- 測定局配置図
- 関東地域
- 関西地域
- 中部地域

全局の最新時情報を見る

- 関東地域
- 関西地域
- 中部地域

データのダウンロード

システムの概要

リンク

環境省 国立環境研究所 ETC ネット



総合的な水俣病対策の充実強化

2,752百万円(1,685百万円)

総合環境政策局環境保健部企画課特殊疾病対策室
国立水俣病総合研究センター

1. 事業の概要

平成18年5月に水俣病公式確認50年の節目を迎えるに当たり、平成16年10月の関西訴訟最高裁判決や平成7年の政治解決も踏まえ、4月7日に発表した「今後の水俣病対策について」に基づき、医療対策等の拡充、被害者等の高齢化に対応するための保健福祉施策の充実、胎児性水俣病患者等への支援、水俣病発生地域の再生・融和（もやい直し）の促進、総合的な情報発信等を行う。

2. 事業計画

【拡充された総合対策医療事業の円滑な実施】

保健手帳の拡充内容

- ・医療費（自己負担分）について、1か月の給付上限額を廃止し、全額支給
- ・はり・きゅう施術費及び温泉療養費の利用回数制限及び1回当たりの給付上限額の廃止

医療手帳の拡充内容

- ・療養手当の支給要件の緩和
- ・はり・きゅう施術費の利用回数制限及び1回当たりの給付上限額の廃止
- ・温泉療養費の支給対象への追加

【水俣病問題に関する今後の取組】

高齢化対応のための保健福祉施策の充実

- ・健康管理事業の充実
- ・介護予防等在宅支援モデル研究の実施（国立水俣病総合研究センター）

水俣病被害者に対する社会活動支援等

- ・胎児性水俣病患者等の日常生活・社会活動支援
- ・胎児性水俣病に関する社会的研究の実施（国立水俣病総合研究センター）

水俣病被害者の慰謝対策

- ・水俣病公式確認50年行事の開催等への支援
- #### 環境保全の観点等からの地域の再生・振興対策

- ・水俣病発生地域間の交流等の推進
- ・フィールドミュージアム事業の実施
- ・水俣病問題の環境学習等の推進

関係団体との連携及び国内外への情報発信の強化（国立水俣病総合研究センター）

- ・水俣病関連資料の収集・整理の充実及び国内外への情報発信の強化
- ・水俣病関連アーカイブス事業の実施

（その他）

水俣病認定業務等関係

- ・認定業務促進事業

水俣病総合対策等（上記事業を除く）

- ・公害医療研究事業
- ・水俣病検診機器整備事業
- ・水俣病国際貢献推進事業
- ・メチル水銀に係る健康影響調査研究事業

3. 施策の効果

平成18年に水俣病公式確認から50年という節目の年を迎えるに当たり、平成7年の政治解決や今般の最高裁判決も踏まえ、医療対策等の一層の充実や水俣病発生地域の再生・融和（もやい直し）の促進等を行い、すべての水俣病被害者の方々が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするとともに、国内外への情報発信や後世への教訓の継承に資する。

局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査

555百万円（ 530百万円）

環境保健部企画課保健業務室

1．事業の概要

幹線道路沿道の局地的大気汚染と健康影響との関係については、十分な科学的知見がなく、国会における附帯決議において早期に調査を実施することが求められるとともに、大気汚染による健康影響に係る訴訟においても大きな争点となってきた。

平成17年度から平成22年度まで幹線道路沿道の住民を対象とした大規模な疫学調査「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査 - **そら (SORA) プロジェクト** - 」を実施し、幹線道路沿道における局地的大気汚染と呼吸器疾患との関係についての解明を行うものである。

2．事業計画

- (1) 学童（小学生）を対象とした5年間の追跡（コホート）調査（愛称：**そら (SORA) しらべ隊**）を平成17年度から開始したところであり、平成18年度以降も継続して調査する。（平成17年度から平成22年度）
- (2) 平成18年度より、未就学児を対象とした症例対照研究を実施する予定。（平成18年度から平成22年度）
- (3) 成人を対象とした調査を実施して、局地的大気汚染と健康影響との関係を評価する予定。（平成19年度以降）

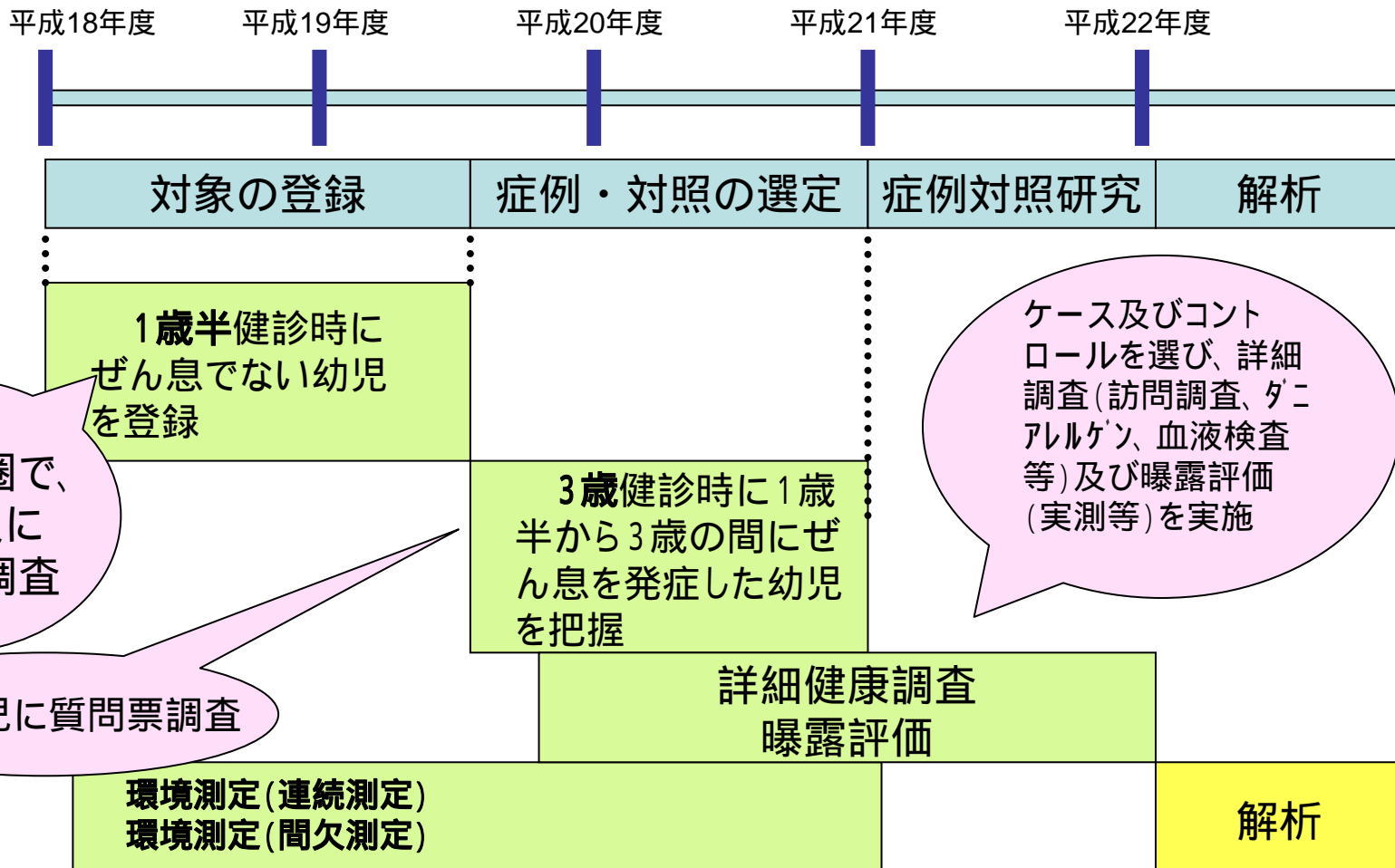
3．施策の効果

従来から医学的知見が不十分とされてきた幹線道路沿道の局地的大気汚染と呼吸器疾患との関係について、新たな知見を加え評価を行うことが出来る。

未就学児を対象とした疫学調査研究のデザインイメージ

未就学児症例対照調査(ケース・コントロール・スタディ)

1歳半健診時に調査対象者を登録し、3歳健診時に健康調査を実施。
期間中の新規発症者を症例(ケース)とし、同地区の健診受診者の同月齢児を対照(コントロール)として選定。
ケースとコントロールの一部を対象として選定し、詳細調査と曝露評価を実施



茨城県神栖市における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策に必要な
経費 1,505百万円(1,746百万円)

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

1. 事業の概要

茨城県神栖市^{かみすし}において、自然界には存在しない有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸による環境汚染に起因する健康影響が生じていることにかんがみ、早急にその原因解明及び健康影響への対応等が必要なことから平成15年6月6日の閣議了解に基づき対策を実施するとともに、昭和48年の「旧軍毒ガス弾等の全国調査」のフォローアップ調査結果を受けた平成15年12月16日の閣議決定に基づく対策を引き続き実施するものである。

(1) 茨城県神栖市におけるジフェニルアルシン酸による環境汚染及び健康影響に係る緊急措置事業費

健康診査の実施

医療費及び療養手当の支給

健康管理調査等の実施

臨床医学等の専門家からなる検討会の開催による調査研究の実施

(2) 健康に関する調査研究

動物実験による毒性発現メカニズム(病態)の研究

治療法の開発

人への健康影響に関する調査研究

(3) 環境調査等業務

茨城県神栖市で発見されたコンクリート様の塊の処理、神栖市汚染農地における土壌モニタリング、A分類の事案の継続的モニタリング、及びBC事案に関するモニタリング等を行う。

(4) 毒ガス情報センター

毒ガス情報センターにおける継続的な情報収集、収集した情報のデータベース化による国民の情報へのアクセスの確保、パンフレット作成などの情報の普及啓発を行う。

毒ガス対策関係の環境省における取組について

		～16年度	17年度 (17.5億)	18年度
A 事案	神栖	汚染原因調査 ・汚染源絞込み後、南東90°掘削開始 ・コンクリート塊発見 汚染土壌処理 モニタリング	・コンクリート塊処理方法検討 汚染メカニズム解明 (0.8億円) (1億円)	(廃棄物処理行政との適切な役割分担) コンクリート塊の処理(新規) 汚染メカニズム解明(継続) ↓ モニタリング(継続)
	寒川・平塚 ・習志野	環境調査(裸地) ・裸地における地下水・大気・物理探査・土壌・表層ガス調査・不審物確認調査終了。 土地改変時の環境調査 モニタリング	終了(2.5億円) ・平塚のみ地下水からDPAA等毒ガス成分検出 ・土地改変時対応を適切に行えば、日常生活の危険性なし (0.5億円) (1億円)	平塚事案対応(新規) 土地改変時の環境調査(継続) モニタリング(継続)
B / C 事案		情報収集・地下水調査の結果を踏まえ評価 ・要対応10事案決定	環境調査等 → 終了 ・要対応10事案について土壌、大気等調査等 (9.1億円)	モニタリング(新規) ・環境調査の結果、毒ガス成分を検出した事案への対応
毒ガス情報センター		情報収集	(0.6億円)	情報収集(各事案・新規事案)(継続)
健康影響関係		緊急措置事業 健康影響研究	(合計で2.5億円)	緊急措置事業(継続) 健康影響研究(継続)
その他			水域調査 (0.1億円) 毒ガス汚染物性調査 (0.4億円)	汚染農地土壌モニタリング

地方環境事務所計上予算	5,609百万円(2,346百万円)
-------------	--------------------

大臣官房政策評価広報課地方環境室

1. 事業の概要

今日、廃棄物不法投棄対策、地球温暖化対策、外来生物対策、国立公園の保護管理水準の向上など、国として軸足を地域に置いた環境施策の展開が求められている。

これに対応し、組織の充実を図り、地域の実情に応じた機動的できめ細かな施策を実施するため、全国7つのブロックに地方支分部局として地方環境事務所が平成17年10月1日より設置された。

実質新年度となる18年度においては、新事務所の機能を十分に発揮し、円滑に各業務を軌道に乗せることとする。

2. 事業計画

(1) 地域における関係主体とのネットワークの構築

- ・地域環境問題協議会経費
- ・地方環境パートナーシッププラザ整備事業

(2) 地域環境情報の収集・整理及び発信

- ・地方環境パートナーシッププラザ整備事業(再掲)
- ・各地域における環境情報・データの収集等

(3) 個別分野での地域環境問題への取組

- ・ゴミゼロ型社会推進事業費
- ・我が家の環境大臣事業
- ・国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンカー)事業費
- ・国立公園等管理体制強化費(アクティブ・レジャー)
- ・エコツーリズムモデル事業実施経費
- ・特定外来生物防除等推進事業費

3. 施策の効果

これらの施策を実施することにより、地方環境事務所として機動的できめ細かな現場部隊、地域環境力の活性化・支援拠点、地域の環境データバンク等の機能を発揮していく。

情報基盤の強化対策経費

1,410百万円(1,445百万円)

大臣官房総務課環境情報室
大臣官房会計課

1. 目的

環境行政の科学的・総合的な推進を図るため、環境の状況、環境への負荷などの環境情報を体系的に整備し、環境省ホームページを通じて内外にわかりやすく提供するとともに、その基盤となるIT戦略に基づく電子政府構築を着実に実施し、環境省におけるスマートワークの推進を支援する。

2. 事業の概要

(1) 新たなIT戦略の推進

2006年に開始されるe-Japan戦略にかわる新たなIT戦略に基づき、電子政府の構築を図るため、利用者本位で透明性が高く、効率的で、安全な行政サービスの提供と行政内部の業務・システムの最適化を図る。

(2) 環境情報システム運用・整備

環境行政情報システム(環境省LAN)について、行政事務支援、環境情報の提供と交流等の各目的の達成のため、適切な運用及び拡充強化を図る。

(3) 霞が関WANとの情報流通推進

霞が関WANとの接続を継続し、各省庁間における情報流通促進のための体制に協力する。また、霞が関WANの流通情報として、国民等に対する行政情報提供等を図る。

(4) 環境情報の提供

環境省ホームページについて、「環境省における行政情報の電子的提供に関する実施方針」に基づき、英語版ホームページの充実強化等により、今まで以上にわかりやすい行政情報の提供を開始する。

(5) 行政手続電子化推進基盤整備費

電子政府を実現するため、国民等と行政との間でこれまで書面を用いて行われてきた申請・届出等の手続きについて、電子情報が紙情報と同等に扱われるようインターネット等を用いたオンライン化を実施する。

インターネット自然研究所バージョンアップ事業費

64百万円(59百万円)

自然環境局自然環境計画課

1. 事業の概要

環境省では、平成13年度より、自然情報を幅広く提供し、自然環境学習の教材として役立つ情報システム兼ホームページ「インターネット自然研究所」を運用しており、現在毎月約100万件のアクセスがあるなど好評を得ている。

平成18年度は、サーバなどのシステム機器を高速・高容量回線に接続し、より快適な利用環境を国民に提供する。

また、サーバなどのシステム機器や全国各地に設置した固定カメラの保守点検を行い、インターネット自然研究所の適正な維持に努める。

2. 事業計画

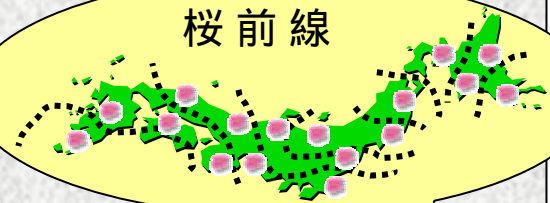
事業内容	平成17年	平成18年	平成19年	以降
高速・高容量回線への接続				
自然環境学習用コンテンツの追加及びシステムの改良				
維持管理費				

3. 施策の効果

バージョンアップを実施することにより、利用者がさらに増加し、普及啓発や環境教育・環境学習の推進に貢献する。

インターネット自然研究所の概要

桜前線

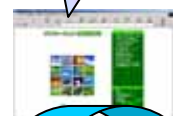


パソコン

家庭
学校で



情報を見る



インターネット自然研究所
ホームページ

<http://www.sizenken.biodic.go.jp>

ライブ映像の提供

各地の国立公園の風景、
野生生物のライブ映像の提供

多様な自然情報の提供

RDB図鑑、猛禽類図鑑、国立
公園の最新利用情報、水辺の
自然を紹介する「みずが島」等

いきもの前線リアルタイム調査

桜前線、田植え前線など
生物季節に関する利用者から
の投稿情報の集計と公表

自然情報セルフガイド

次世代携帯電話、GPSの
活用による自然情報セルフ
ガイドシステムの開発

インターネット

投稿する



生物多様性センター（サーバ）

固定カメラによる画像収集

国立公園の風景



尾瀬

電話回線
衛星回線



固定カメラ



タンチョウ

野生動物の姿

屋外
ウィールドで

携帯端末



ビジター
センターで

大画面で迫力あるよ



マルチビジョン